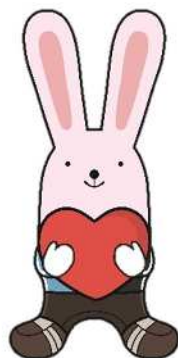




川崎市自殺対策の推進に関する報告書

(令和 6 年度版)



令和 7 年 1 1 月

川崎市健康福祉局

はじめに

全国の自殺者数は、平成10年以降14年連続して年間3万人を超える状況が続いておりました。平成24年以降は年間3万人を下回りましたが、依然として深刻な事態は続いています。

川崎市においても同様に減少傾向に転じていますが、平成31（令和元）年以降は増減を繰り返しており、また、令和6年においては200人以上の方が亡くなられ、深刻な状況が続いております。

平成25年12月に川崎市議会において、「川崎市自殺対策の推進に関する条例」が議員提案により制定され、同条例に基づき平成27年3月に自殺対策総合推進計画を策定いたしました。

令和6年度からは令和11年度までを計画期間とした第4次計画を進め、身近な地域の多様な主体と協働しながら、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を目指して取り組んでいます。

この自殺対策の推進に関する報告書は、「川崎市自殺対策の推進に関する条例」に基づき毎年度作成するもので、今般、令和6年度の自殺対策総合推進計画の進捗状況及び目標の達成状況の評価並びに本市の自殺対策等の概要についてとりまとめました。

本書を御覧いただきまして、本市の自殺総合対策の現状や取組について御理解いただければ幸いに存じます。

令和7年11月

川崎市長 福田 紀彦

目 次

第 1 章 川崎市における自殺の概要

1 自殺の現状	1
---------	---

第 2 章 川崎市における自殺対策の基本的な枠組み

1 川崎市における自殺対策の経緯	8
2 自殺対策総合推進計画の推進体制	13
3 自殺対策総合推進計画の概要	15
4 自殺総合対策を推進する上での基本的認識	16
5 地域包括ケアシステム推進ビジョンにおける自殺対策の推進について	18

第 3 章 令和 6 年度の自殺対策の実施状況

1 3つの会議体の開催状況	19
(1) 川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議	19
(2) 川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議	19
(3) 川崎市自殺対策評価委員会	19
2 条例第 9 条第 1 項に規定された 9 つの事項ごとの実施状況について	19

方針 1 自殺の実情を知る

(1) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供	19
(2) 自殺の防止等に関する市民の理解の増進	20

方針 2 自殺防止のためにつながる

(3) 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上	20
(4) 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備	21
(5) 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実	22
(6) 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援	24

方針 3 自殺防止のために支える

(7) 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備	24
(8) 自殺未遂者に対する支援	24
(9) 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援	25
3 取組に影響を与えた社会情勢の調査及び特徴について	25
(1) 背景・取組に影響を与えた社会情勢とその影響の確認方法	25
(2) 取組に影響を与えた社会情勢とその影響の調査及び特徴	25

第 4 章 令和 6 年度における目標の達成状況と評価

1 川崎市自殺対策総合推進計画の定量的な目標について	33
2 川崎市自殺対策総合推進計画の定性的な目標について	33
3 定量的な目標の達成状況と評価について	33
4 定性的な目標の達成状況と評価について	34

参考

- 1 計画の取組項目の令和6年度における実施状況について・・・36
- 2 本報告書に対する川崎市自殺対策評価委員会からの意見・・・76

資料

- 1 川崎市自殺対策の推進に関する条例・・・78
- 2 川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議運営要綱・・・81
- 3 川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議設置要綱・・・83
- 4 川崎市自殺対策評価委員会委員名簿・・・87

第1章 川崎市における自殺の概要

1 自殺の現状

＜厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」による自殺死亡者数の違い＞ 厚生労働省「人口動態統計」によるもの

人口動態統計は統計法に基づく基幹統計である。日本における日本人を対象とし、住所地を基に死亡時点で計上されている。なお、死因不明の場合は不明のまま処理され、訂正報告がない場合は、自殺には計上されない。自殺総合対策大綱の数値目標における自殺死亡率の基となっているほか、WHOには人口動態統計を基にした自殺死亡者数、自殺死亡率が報告されている。

警察庁「自殺統計」によるもの

総人口（日本における外国人も含む。）を対象とし、発見地を基に自殺死体発見時（正確には認知）で計上されている。捜査等により自殺と判明した時点で「自殺統計原票」が作成される。集計項目には、原因・動機別、職業別、自殺未遂歴の有無別、同居人の状況別等があり、より自殺の分析が可能な統計となっている。

＜統計データの留意点＞

- ◆ 本書に掲載している自殺統計については、下記の統計データを用いて、川崎市が集計・分析を行ったものである。出典表記は、下記のとおり略称を用いている。
 - ・ 公表されている厚生労働省人口動態統計（略称：人口動態統計）
 - ・ 神奈川県警察本部から提供を受けた自殺統計原票に基づく集計データ及び公表されている警察庁自殺統計（略称：警察統計）
- ◆ 「死亡率」は、人口10万人当たりの死亡者数となる。
- ◆ 「％」は、それぞれの割合を小数点第2位で四捨五入して算出している。そのため、全ての割合を合計しても100％にならないことがある。

表 1 川崎市における死因順位別にみた死亡割合の推移（人口動態統計）

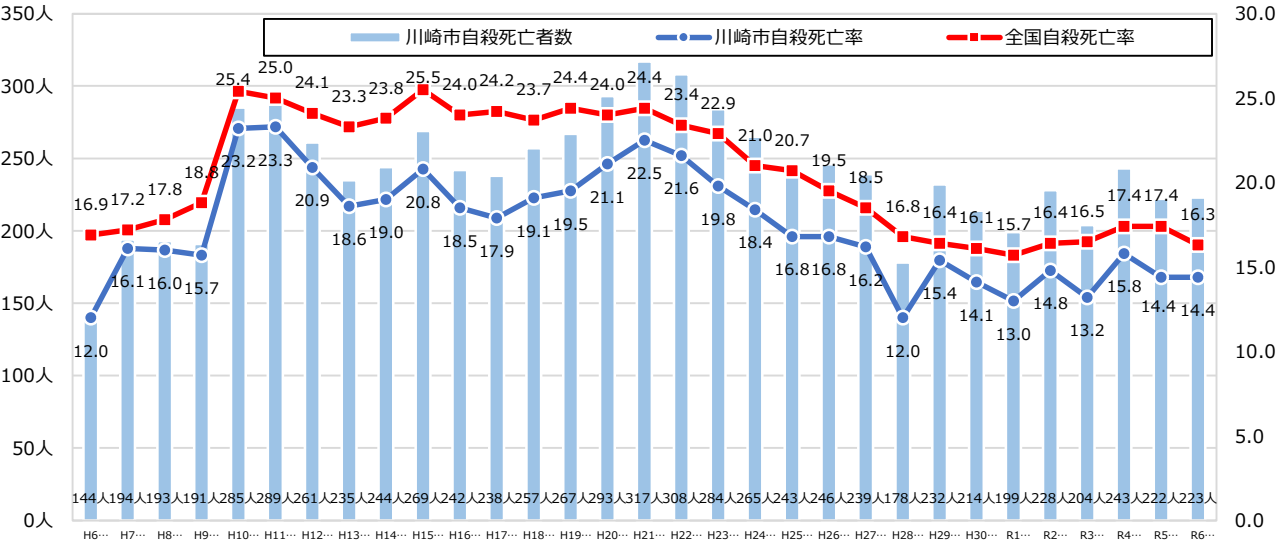
	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位		第6位		第7位		第8位		第9位		第10位	
	死因	割合	死因	割合	死因	割合	死因	割合	死因	割合	死因	割合	死因	割合	死因	割合	死因	割合	死因	割合
H17 (2005)	悪性新生物	33.3%	心疾患	15.2%	脳血管疾患	12.1%	肺炎	8.4%	不慮の事故	3.4%	自殺	3.0%	肝疾患	2.7%	老衰	1.5%	腎不全	1.3%	その他の新生物 糖尿病	1.1%
H18 (2006)	悪性新生物	34.0%	心疾患	14.8%	脳血管疾患	11.6%	肺炎	8.3%	不慮の事故	3.6%	自殺	3.2%	肝疾患	2.7%	老衰	1.8%	腎不全	1.4%	慢性閉塞性肺疾患	1.3%
H19 (2007)	悪性新生物	32.9%	心疾患	15.5%	脳血管疾患	10.7%	肺炎	8.4%	不慮の事故	3.6%	自殺	3.2%	肝疾患	2.7%	老衰	2.1%	慢性閉塞性肺疾患	1.5%	大動脈硬化及び解離	1.3%
H20 (2008)	悪性新生物	32.0%	心疾患	15.2%	脳血管疾患	10.8%	肺炎	8.6%	不慮の事故	3.5%	自殺	3.4%	老衰	2.7%	肝疾患	2.2%	慢性閉塞性肺疾患	1.6%	腎不全	1.4%
H21 (2009)	悪性新生物	32.9%	心疾患	14.9%	脳血管疾患	10.5%	肺炎	8.7%	自殺	3.6%	不慮の事故	3.6%	老衰	2.8%	肝疾患	2.0%	腎不全	1.6%	大動脈硬化及び解離	1.3%
H22 (2010)	悪性新生物	31.1%	心疾患	15.2%	脳血管疾患	9.9%	肺炎	8.9%	不慮の事故	3.8%	自殺	3.3%	老衰	3.2%	肝疾患	2.2%	慢性閉塞性肺疾患	1.5%	腎不全	1.4%
H23 (2011)	悪性新生物	31.0%	心疾患	15.6%	脳血管疾患	9.7%	肺炎	9.0%	不慮の事故	3.8%	老衰	3.7%	自殺	2.9%	肝疾患	2.0%	大動脈硬化及び解離	1.4%	腎不全	1.3%
H24 (2012)	悪性新生物	31.0%	心疾患	14.3%	脳血管疾患	9.6%	肺炎	8.7%	老衰	4.3%	不慮の事故	3.7%	自殺	2.7%	肝疾患	2.2%	腎不全	1.6%	大動脈硬化及び解離	1.4%
H25 (2013)	悪性新生物	31.1%	心疾患	13.9%	脳血管疾患	9.9%	肺炎	8.6%	老衰	4.6%	不慮の事故	4.0%	自殺	2.4%	肝疾患	1.7%	腎不全	1.6%	慢性閉塞性肺疾患	1.3%
H26 (2014)	悪性新生物	31.5%	心疾患	14.0%	肺炎	8.7%	脳血管疾患	8.7%	老衰	5.5%	不慮の事故	3.4%	自殺	2.4%	肝疾患	1.8%	大動脈硬化及び解離	1.5%	腎不全	1.5%
H27 (2015)	悪性新生物	30.5%	心疾患	14.3%	脳血管疾患 肺炎	8.1%	-	老衰	6.5%	不慮の事故	4.1%	自殺	2.3%	肝疾患	1.9%	大動脈硬化及び解離	1.5%	腎不全	1.4%	
H28 (2016)	悪性新生物	30.1%	心疾患	14.3%	肺炎	8.4%	脳血管疾患	8.2%	老衰	7.1%	不慮の事故	3.3%	肝疾患	1.8%	自殺	1.7%	大動脈硬化及び解離	1.5%	腎不全	1.4%
H29 (2017)	悪性新生物	29.6%	心疾患	15.3%	脳血管疾患	7.9%	老衰	7.7%	肺炎	6.2%	不慮の事故	3.2%	誤嚥性肺炎	2.5%	自殺	2.1%	肝疾患	1.9%	慢性閉塞性肺疾患	1.7%
H30 (2018)	悪性新生物	29.6%	心疾患	14.9%	老衰	8.5%	脳血管疾患	7.1%	肺炎	6.3%	不慮の事故	3.3%	誤嚥性肺炎	2.7%	肝疾患	2.0%	自殺	1.9%	腎不全	1.6%
R1 (2019)	悪性新生物	28.5%	心疾患	15.3%	老衰	9.3%	脳血管疾患	7.2%	肺炎	6.5%	不慮の事故	3.5%	誤嚥性肺炎	2.9%	自殺	1.7%	肝疾患	1.7%	腎不全	1.6%
R2 (2020)	悪性新生物	28.9%	心疾患	14.9%	老衰	10.7%	脳血管疾患	6.6%	肺炎	5.1%	不慮の事故	3.4%	誤嚥性肺炎	3.3%	肝疾患	2.0%	自殺	2.0%	腎不全	1.5%
R3 (2021)	悪性新生物<確定>	27.5%	心疾患	14.6%	老衰	11.5%	脳血管疾患	6.7%	肺炎	4.7%	誤嚥性肺炎	3.4%	不慮の事故	2.9%	肝疾患	2.1%	自殺	1.7%	腎不全	1.6%
R4 (2022)	悪性新生物<確定>	25.6%	心疾患	14.8%	老衰	13.0%	脳血管疾患	6.0%	肺炎	4.3%	誤嚥性肺炎	3.8%	不慮の事故	3.5%	肝疾患	1.8%	自殺	1.8%	間質性肺疾患	1.6%
R5 (2023)	悪性新生物<確定>	25.1%	心疾患	15.0%	老衰	13.6%	脳血管疾患	6.6%	肺炎	4.4%	誤嚥性肺炎	3.8%	不慮の事故	3.2%	肝疾患	2.1%	自殺	1.6%	肝疾患	1.6%
R6 (2024)	悪性新生物<確定>	25.1%	老衰	14.5%	心疾患	13.7%	脳血管疾患	6.4%	肺炎	4.4%	誤嚥性肺炎	4.4%	不慮の事故	3.5%	肝疾患及び腎臓病 腎不全	2.0%	大動脈硬化及び解離 腎不全	1.7%	-	

※厚生労働省人口動態統計については確定値を使用

出典：厚生労働省人口動態統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

川崎市における死因順位別にみた死亡割合の推移では、自殺は、平成17年以降5位から9位で推移し、令和5年は9位であった。令和6年は死亡割合が1.6%となり、11位となり、上位10位から外れた。

図 1 川崎市と全国の自殺死亡率の推移（人口動態統計）

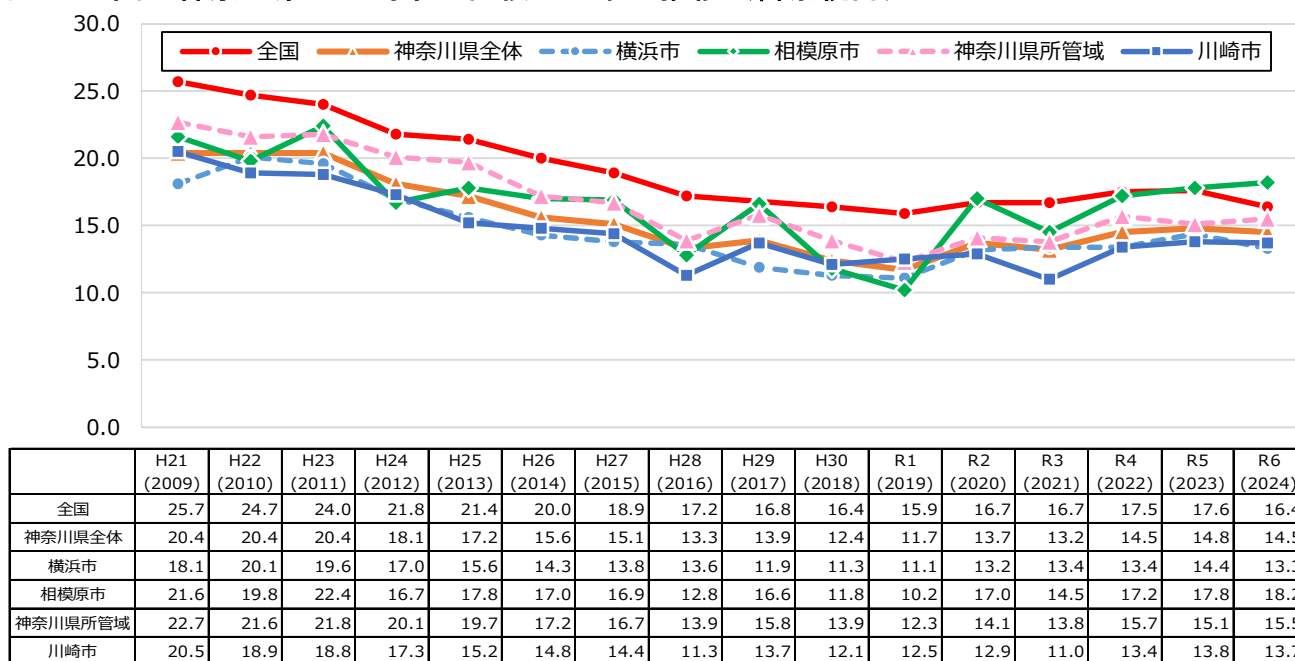


※1 自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺死者数 ※2 厚生労働省人口動態統計については確定値を使用

出典：川崎市総務企画局統計情報課推計人口及び厚生労働省人口動態統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

全国は平成10年の急増とそれ以後高い状態が続いていたが、平成22年以降は減少、令和2年から増加傾向となり、令和6年は前年から減少となった。川崎市は、平成10年の自殺死亡率の急増以降、増減を繰り返しながらも減少傾向にあったが、平成17年を下げ止まりとして一旦上昇に転じた。その後、平成21年をピークに再度減少が続いた。平成26年を起点とし、自殺死亡率は変動があり、平成29年、令和2年及び令和4年においては前年と比べ増加となる等、増減を繰り返している傾向がみられる。令和6年は前年から横ばいとなった。

図2 全国・神奈川県・川崎市の自殺死亡率の推移（警察統計）

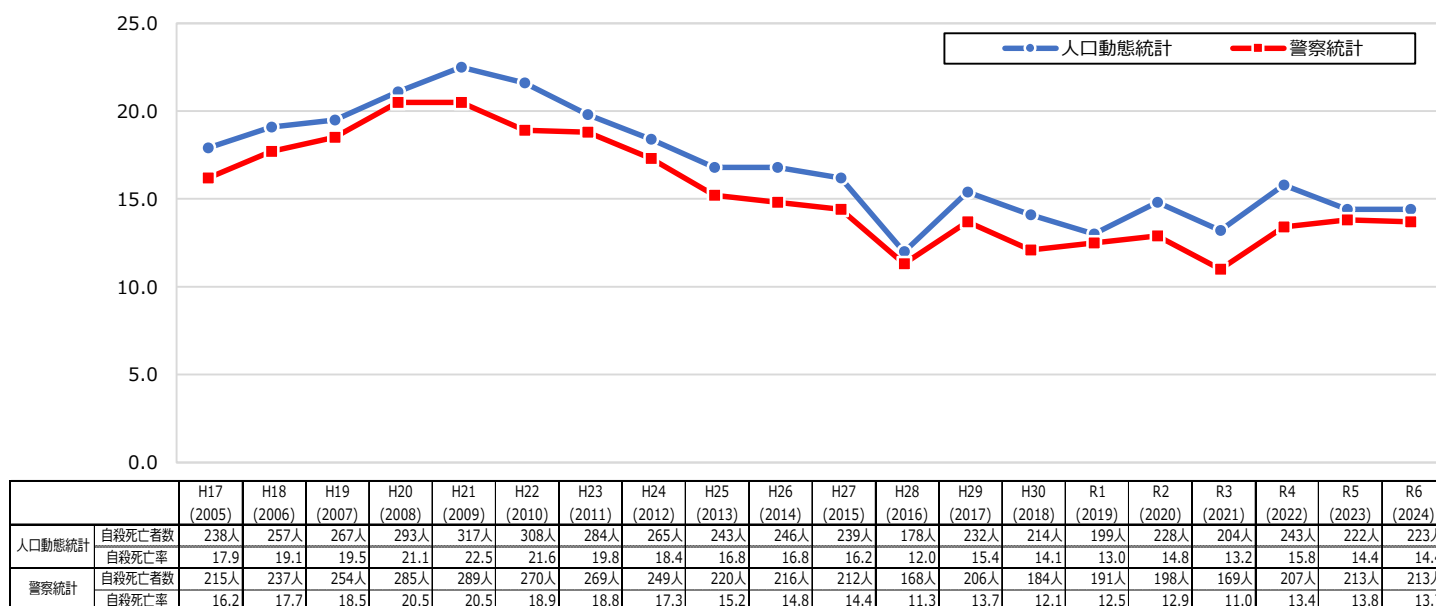


※1 自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺死者数

出典：警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

自殺死亡率は、平成22年以降、全国、神奈川県、川崎市とも減少傾向にあったが、令和2年以降、一部で増加も見られている。

図3 川崎市における自殺死亡者数・自殺死亡率の年次推移



※1 自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺死者数

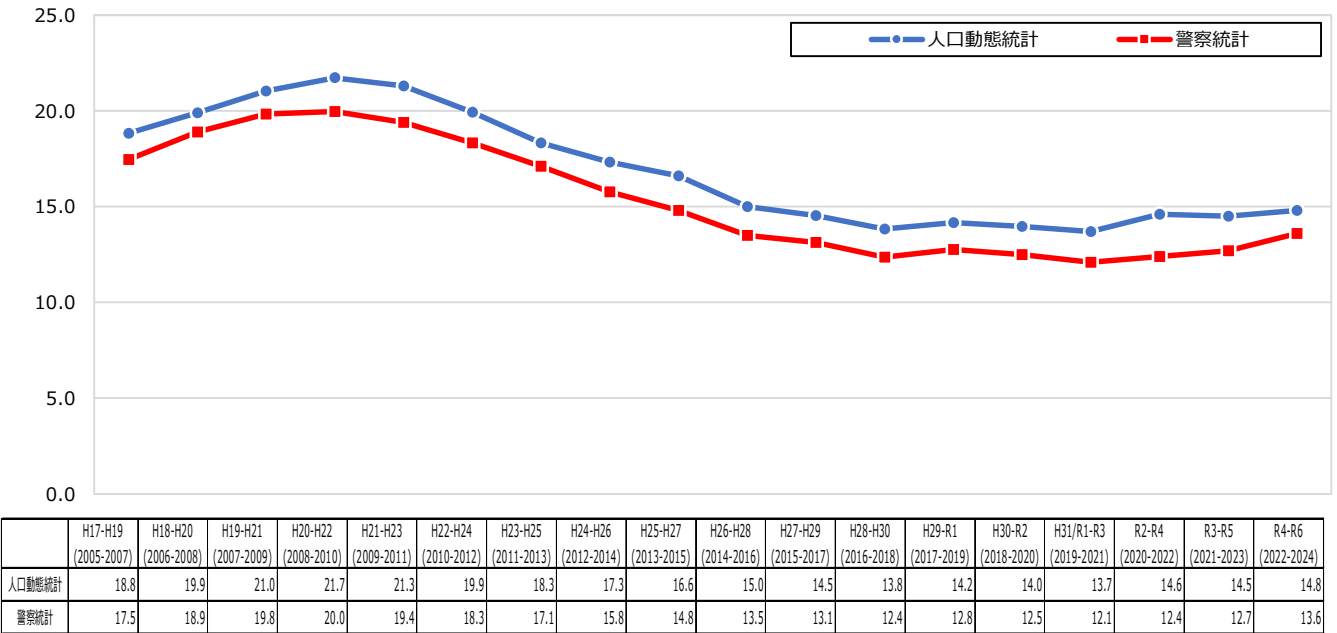
※2 厚生労働省人口動態統計については確定値を使用

出典：厚生労働省人口動態統計及び警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

人口動態統計、警察統計とも、自殺死亡率は平成22年以降減少傾向にあり、平成27年から29年にかけて大きな変動があった。令和元年以降は小さい変動を繰り返している。

なお、人口動態統計の自殺死亡者数が警察統計の自殺死亡者数を上回る原因については、「川崎市の住民票を持っていて川崎市外で自殺する人の数」が「川崎市の住民票を持たずに川崎市内で自殺する人の数」に比べ大きいこと等によると考えられる。

図4 人口動態統計、警察統計による川崎市の自殺死亡率の推移（3年平均）



※1 自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺死者数 ※2 厚生労働省人口動態統計については確定値を使用
出典：厚生労働省人口動態統計及び警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

第4次川崎市自殺対策総合推進計画では、定量的目標として、人口動態統計における過去6年間（平成30（2018）年－令和5（2023）年）のうち、計画策定時に確定していた期間（平成30（2018）年－令和4（2022）年）の自殺死亡率の平均14.2を基準として、計画期間を含む6年間（令和6（2024）年－令和11（2029）年）の平均を5%以上減少（13.5未満）するとした。人口動態統計による令和4（2022）年－令和6（2024）年の自殺死亡率は14.8となった。

表２ 年齢階級別自殺死亡者数と割合（％）の推移（警察統計）

		H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
全国	～19歳	565人 1.7%	552人 1.7%	622人 2.0%	587人 2.1%	547人 2.0%	538人 2.1%	554人 2.3%	520人 2.4%	567人 2.7%	599人 2.9%	659人 3.3%	777人 3.7%	750人 3.6%	798人 3.6%	810人 3.7%	800人 3.9%
	20～29歳	3,470人 10.6%	3,240人 10.2%	3,304人 10.8%	3,000人 10.8%	2,801人 10.3%	2,684人 10.6%	2,352人 9.8%	2,235人 10.2%	2,213人 10.4%	2,152人 10.3%	2,117人 10.5%	2,521人 12.0%	2,611人 12.4%	2,483人 11.3%	2,521人 11.5%	2,465人 12.1%
	30～39歳	4,794人 14.6%	4,596人 14.5%	4,455人 14.5%	3,781人 13.6%	3,705人 13.6%	3,413人 13.4%	3,087人 12.8%	2,824人 12.9%	2,703人 12.7%	2,597人 12.5%	2,526人 12.5%	2,610人 12.4%	2,554人 12.2%	2,545人 11.6%	2,587人 11.8%	2,399人 11.8%
	40～49歳	5,261人 16.0%	5,165人 16.3%	5,053人 16.5%	4,616人 16.6%	4,589人 16.8%	4,234人 16.7%	4,069人 16.9%	3,739人 17.1%	3,668人 17.2%	3,498人 16.8%	3,426人 17.0%	3,568人 16.9%	3,575人 17.0%	3,665人 16.7%	3,625人 16.6%	3,214人 15.8%
	50～59歳	6,491人 19.8%	5,959人 18.8%	5,375人 17.5%	4,668人 16.8%	4,484人 16.4%	4,181人 16.4%	3,979人 16.6%	3,631人 16.6%	3,593人 16.9%	3,575人 17.2%	3,435人 17.0%	3,425人 16.2%	3,618人 17.2%	4,093人 18.7%	4,194人 19.2%	3,799人 18.7%
	60～69歳	5,958人 18.1%	5,908人 18.6%	5,547人 18.1%	4,976人 17.9%	4,716人 17.3%	4,325人 17.0%	3,973人 16.5%	3,626人 16.6%	3,339人 15.7%	3,079人 14.8%	2,902人 14.4%	2,795人 13.3%	2,637人 12.6%	2,765人 12.6%	2,798人 12.8%	2,584人 12.7%
	70～79歳	3,671人 11.2%	3,673人 11.6%	3,685人 12.0%	3,661人 13.1%	3,785人 13.9%	3,508人 13.8%	3,451人 14.4%	2,983人 13.6%	2,926人 13.7%	2,998人 14.4%	2,917人 14.5%	3,026人 14.4%	3,009人 14.3%	2,994人 13.7%	2,901人 13.3%	2,685人 13.2%
	80歳以上	2,405人 7.3%	2,401人 7.6%	2,429人 7.9%	2,411人 8.7%	2,533人 9.3%	2,457人 9.7%	2,459人 10.2%	2,262人 10.3%	2,256人 10.6%	2,290人 11.0%	2,134人 10.6%	2,305人 10.9%	2,214人 10.5%	2,490人 11.4%	2,370人 10.9%	2,346人 11.5%
	不詳	230人 0.7%	196人 0.6%	181人 0.6%	158人 0.6%	123人 0.5%	87人 0.3%	77人 0.4%	56人 0.3%	52人 0.2%	53人 0.3%	54人 0.3%	39人 0.2%	48人 0.2%	31人 0.1%	28人 0.1%	
	総計	32,845人 100.0%	31,690人 100.0%	30,651人 100.0%	27,858人 100.0%	27,283人 100.0%	25,427人 100.0%	24,025人 100.0%	21,897人 100.0%	21,321人 100.0%	20,840人 100.0%	20,169人 100.0%	21,081人 100.0%	21,007人 100.0%	21,881人 100.0%	21,837人 100.0%	20,320人 100.0%
川崎市	～19歳	5人 1.7%	6人 2.2%	10人 3.7%	6人 2.4%	4人 1.8%	3人 1.4%	7人 3.3%	4人 2.4%	6人 2.9%	5人 2.7%	9人 4.7%	4人 2.0%	3人 1.8%	7人 3.4%	9人 4.2%	9人 4.2%
	20～29歳	38人 13.1%	28人 10.4%	39人 14.5%	48人 19.3%	28人 12.7%	31人 14.4%	30人 14.2%	27人 16.1%	29人 14.1%	25人 13.6%	34人 17.8%	29人 14.6%	21人 12.4%	32人 15.5%	24人 11.3%	33人 15.5%
	30～39歳	53人 18.3%	37人 13.7%	51人 19.0%	35人 14.1%	44人 20.0%	37人 17.1%	36人 17.0%	25人 14.9%	34人 16.5%	33人 17.9%	30人 15.7%	24人 12.1%	32人 18.9%	27人 13.0%	33人 15.5%	35人 16.4%
	40～49歳	58人 20.1%	56人 20.7%	51人 19.0%	50人 20.1%	47人 21.4%	42人 19.4%	35人 16.5%	29人 17.3%	27人 13.1%	37人 20.1%	29人 15.2%	41人 20.7%	35人 20.7%	36人 17.4%	32人 15.0%	38人 17.8%
	50～59歳	45人 15.6%	50人 18.5%	40人 14.9%	30人 12.0%	28人 12.7%	38人 17.6%	40人 18.9%	30人 17.9%	30人 14.6%	25人 13.6%	40人 20.9%	40人 20.2%	25人 14.8%	47人 22.7%	57人 26.8%	28人 13.1%
	60～69歳	49人 17.0%	48人 17.8%	40人 14.9%	40人 16.1%	36人 16.4%	30人 13.9%	23人 10.8%	27人 16.1%	34人 16.5%	23人 12.5%	28人 14.7%	20人 10.1%	20人 11.8%	23人 11.1%	26人 12.2%	31人 14.6%
	70～79歳	28人 9.7%	26人 9.6%	25人 9.3%	31人 12.4%	19人 8.6%	20人 9.3%	27人 12.7%	17人 10.1%	30人 14.6%	24人 13.0%	17人 8.9%	21人 10.6%	20人 11.8%	20人 9.7%	21人 9.9%	20人 9.4%
	80歳以上	13人 4.5%	18人 6.7%	13人 4.8%	9人 3.6%	13人 5.9%	14人 6.5%	13人 6.1%	8人 4.8%	16人 7.8%	12人 6.5%	4人 2.1%	18人 9.1%	13人 7.7%	15人 7.2%	11人 5.2%	19人 8.9%
	不詳	0人 0.0%	1人 0.4%	0人 0.0%	0人 0.0%	1人 0.5%	1人 0.5%	1人 0.5%	1人 0.6%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	1人 0.5%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%
	総計	289人 100.0%	270人 100.0%	269人 100.0%	249人 100.0%	220人 100.0%	216人 100.0%	212人 100.0%	168人 100.0%	206人 100.0%	184人 100.0%	191人 100.0%	198人 100.0%	169人 100.0%	207人 100.0%	213人 100.0%	213人 100.0%

※ 割合は総数に占める割合（％）

出典：警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

年齢階級別では、それぞれの年で変動はあるものの、４０～５０歳代で約４割、４０歳未満及び６０歳代以上でそれぞれ約３割を占めている。川崎市において、令和６年の警察統計における自殺死亡者数は前年と同様となったが、５０歳代が大きく減少し、７０歳代も微減したものの、２０歳代～４０歳代、６０歳代、８０歳代では増加した。

表３ 男女別自殺死亡者数と割合（％）の推移（警察統計）

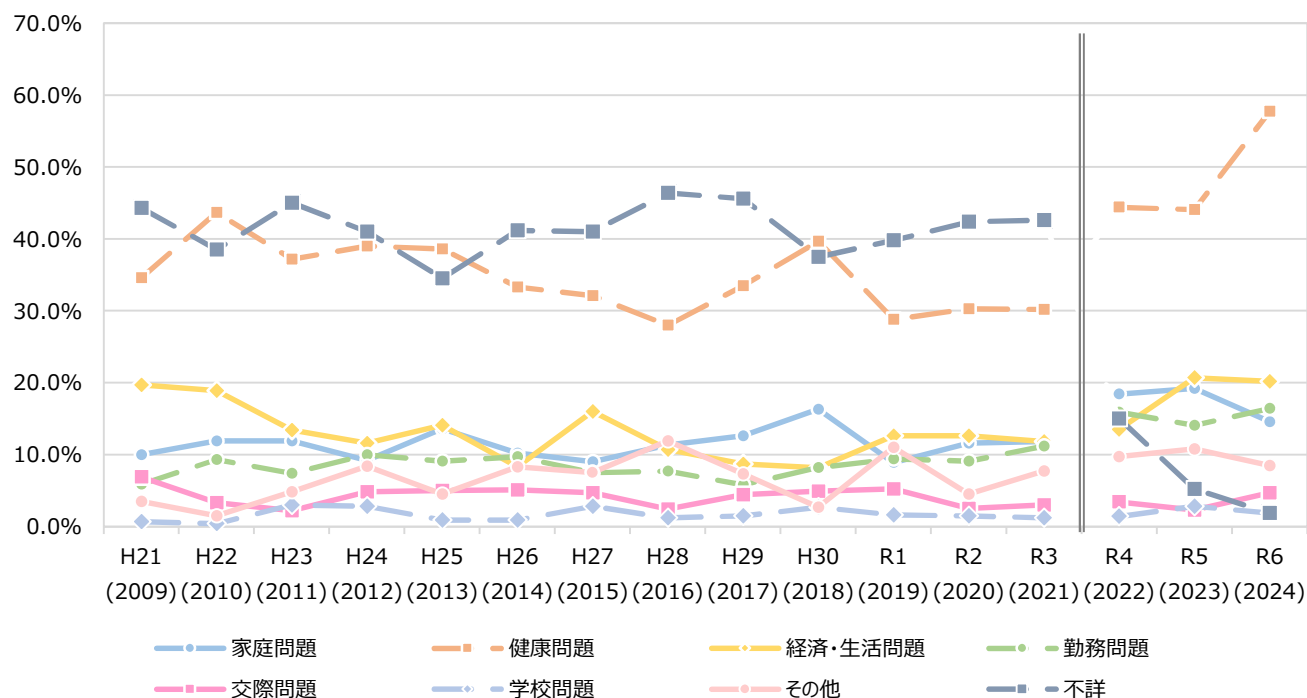
		H21 (2009)		H22 (2010)		H23 (2011)		H24 (2012)		H25 (2013)		H26 (2014)		H27 (2015)		H28 (2016)		H29 (2017)		H30 (2018)		R1 (2019)		R2 (2020)		R3 (2021)		R4 (2022)		R5 (2023)		R6 (2024)	
全国	男性	23,472人	71.5%	22,283人	70.3%	20,955人	68.4%	19,273人	69.2%	18,787人	68.9%	17,386人	68.4%	16,681人	69.4%	15,121人	69.1%	14,826人	69.5%	14,290人	68.6%	14,078人	69.8%	14,055人	66.7%	13,939人	66.4%	14,746人	67.4%	14,862人	68.1%	13,801人	67.9%
	女性	9,373人	28.5%	9,407人	29.7%	9,696人	31.6%	8,585人	30.8%	8,496人	31.1%	8,041人	31.6%	7,344人	30.6%	6,776人	30.9%	6,495人	30.5%	6,550人	31.4%	6,091人	30.2%	7,026人	33.3%	7,068人	33.6%	7,135人	32.6%	6,975人	31.9%	6,519人	32.1%
	不詳	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%
	総計	32,845人	100.0%	31,690人	100.0%	30,651人	100.0%	27,858人	100.0%	27,283人	100.0%	25,427人	100.0%	24,025人	100.0%	21,897人	100.0%	21,321人	100.0%	20,840人	100.0%	20,169人	100.0%	21,081人	100.0%	21,007人	100.0%	21,881人	100.0%	21,837人	100.0%	20,320人	100.0%
川崎市	男性	200人	69.2%	181人	67.0%	185人	68.8%	177人	71.1%	166人	75.1%	134人	62.0%	147人	69.3%	119人	70.8%	142人	68.9%	115人	62.5%	127人	66.5%	133人	67.2%	106人	62.7%	133人	64.3%	149人	70.0%	128人	60.1%
	女性	89人	30.8%	89人	33.0%	84人	31.2%	72人	28.9%	54人	24.9%	82人	38.0%	65人	30.7%	49人	29.2%	64人	31.1%	69人	37.5%	64人	33.5%	65人	32.8%	63人	37.3%	74人	35.7%	64人	30.0%	85人	39.9%
	不詳	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%
	総計	289人	100.0%	270人	100.0%	269人	100.0%	249人	100.0%	220人	100.0%	216人	100.0%	212人	100.0%	168人	100.0%	206人	100.0%	184人	100.0%	191人	100.0%	198人	100.0%	169人	100.0%	207人	100.0%	213人	100.0%	213人	100.0%

※ 割合は総数に占める割合（％）

出典：警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

男女比は概ね６対４から７対３で推移している。

図5 自殺死亡者数における原因・動機別の割合の推移（警察統計）



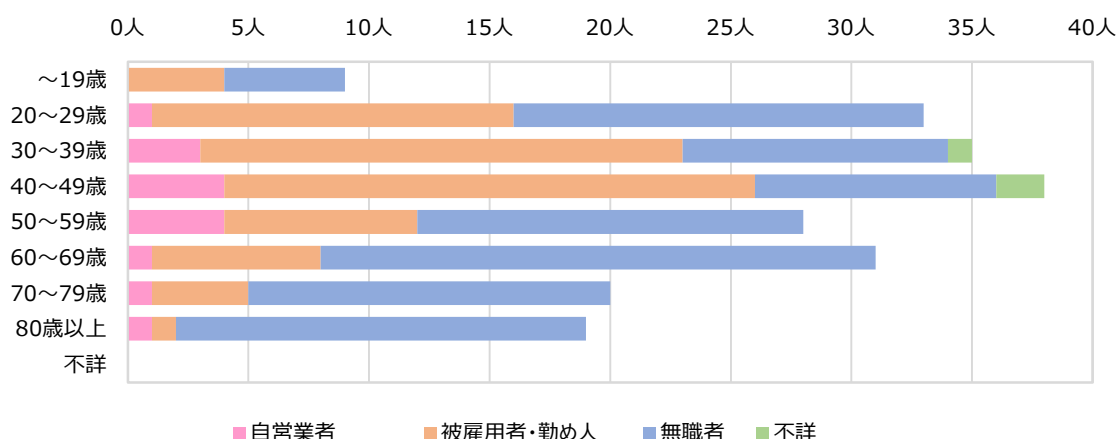
※ 割合は各年の自殺死亡者数に占める割合（％）

※ 警察統計において、令和3年までは、遺書等の生前の言動を裏付ける資料がある場合に限り、自殺死亡者1人につき3つまで計上可能としていた。令和4年からは、家族等の証言から考えうる場合も含め、自殺死亡者1人につき4つまで計上可能とした。このため、単純に比較することはできない。

出典：警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

自殺の原因・動機で、最も多いのは「健康問題」で、約6割を占め、「経済・生活問題」「勤務問題」「家庭問題」等と続く。令和4年に不詳の割合が大きく減少し、その傾向が続いている。令和6年は「健康問題」の割合が大幅に増加した。

図6 年齢階級別、職業別の自殺死亡者数（警察統計・令和6年）



出典：警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

30・40歳代では、「被雇用者・勤め人」の有職者の割合が高く、半数以上を占める。その他の年齢階級では、「無職者」の割合が、有職者と同等又は同等以上である。

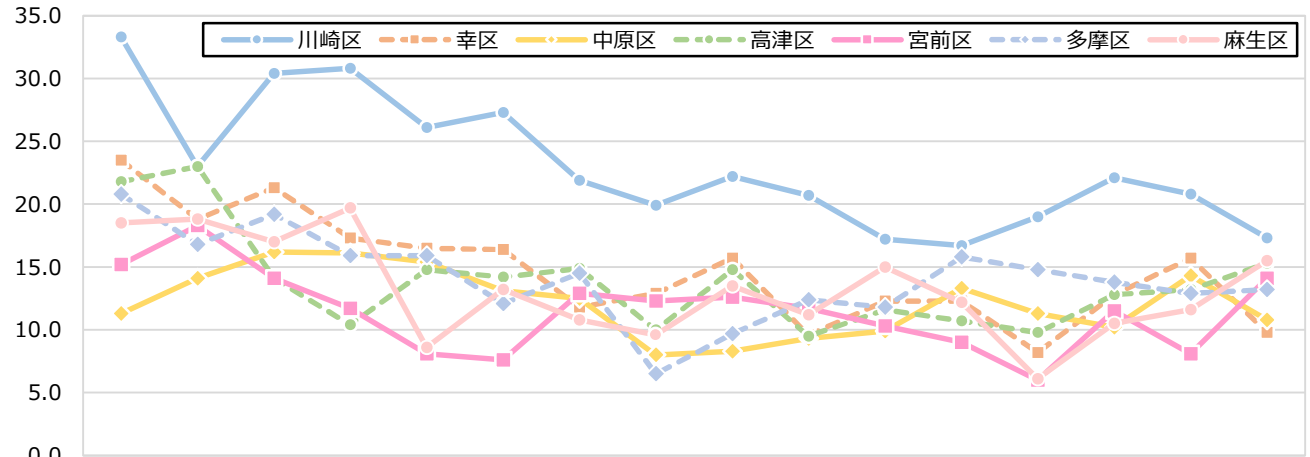
表 4 自殺未遂歴の状況（警察統計）

	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
自殺未遂歴あり	54人 18.7%	49人 18.1%	54人 20.1%	55人 22.1%	53人 24.1%	53人 24.5%	53人 25.0%	31人 18.5%	43人 20.9%	43人 23.4%	47人 24.6%	46人 23.2%	40人 23.7%	35人 16.9%	38人 17.8%	49人 23.0%
自殺未遂歴なし	166人 57.4%	148人 54.8%	154人 57.2%	138人 55.4%	132人 60.0%	129人 59.7%	128人 60.4%	101人 60.1%	132人 64.1%	116人 63.0%	118人 61.8%	119人 60.1%	105人 62.1%	144人 69.6%	142人 66.7%	160人 75.1%
不詳	69人 23.9%	73人 27.0%	61人 22.7%	56人 22.5%	35人 15.9%	34人 15.7%	31人 14.6%	36人 21.4%	31人 15.0%	25人 13.6%	26人 13.6%	33人 16.7%	24人 14.2%	28人 13.5%	33人 15.5%	4人 1.9%
総計	289人 100.0%	270人 100.0%	269人 100.0%	249人 100.0%	220人 100.0%	216人 100.0%	212人 100.0%	168人 100.0%	206人 100.0%	184人 100.0%	191人 100.0%	198人 100.0%	169人 100.0%	207人 100.0%	213人 100.0%	213人 100.0%

出典：警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

自殺死亡者のうち、自殺未遂歴のある者は概ね4～5人に1人程度である。

図 7 自殺死亡率の区別年次推移（警察統計）



	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31/R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
川崎区	33.3	23.0	30.4	30.8	26.1	27.3	21.9	19.9	22.2	20.7	17.2	16.7	19.0	22.1	20.8	17.3
幸区	23.5	18.8	21.3	17.3	16.5	16.4	11.8	12.9	15.7	9.6	12.3	12.3	8.2	12.8	15.7	9.8
中原区	11.3	14.1	16.2	16.1	15.4	13.1	12.5	8.0	8.3	9.3	9.9	13.3	11.3	10.2	14.3	10.8
高津区	21.8	23.0	14.1	10.4	14.8	14.2	14.9	10.0	14.8	9.5	11.6	10.7	9.8	12.8	13.2	15.3
宮前区	15.2	18.3	14.1	11.7	8.1	7.6	12.9	12.3	12.6	11.7	10.3	9.0	6.0	11.5	8.1	14.1
多摩区	20.8	16.8	19.2	15.9	15.9	12.1	14.5	6.5	9.7	12.4	11.8	15.8	14.8	13.8	12.9	13.2
麻生区	18.5	18.8	17.0	19.7	8.6	13.2	10.8	9.6	13.5	11.2	15.0	12.2	6.1	10.5	11.6	15.5

※ 自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺死亡者数

出典：警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

区別の自殺死亡率は、平成21年から令和6年の全ての年で、川崎区が最も高い状況にある。平成27年から平成29年については、平成28年に幸区を除く6区で減少し、平成29年には全ての区で増加した。その中でも高津区及び多摩区における減少と増加が大きかった。令和6年は川崎区、幸区及び中原区で減少し、それ以外の4区は増加した。

第2章 川崎市における自殺対策の基本的な枠組み

1 川崎市における自殺対策の経緯

全国と同様、川崎市においても平成10年に自殺死亡率は急増した。川崎市においては平成14年の精神保健福祉センター設置以降、うつ病の相談並びに家族セミナー等を実施し、平成17年度には市民意識実態調査にこころの健康というテーマで自殺に関する設問を設けた。

平成18年度には、自殺の事前予防に関わる事業として、自殺の危険を示すサインや危険に気づいたときの対応方法等の理解を促進することを目的に、市民を対象とする「こころの健康セミナー」を開始した。

平成19年度には、自殺総合対策の推進を図る体制整備として、様々な分野の関係機関・団体による多角的な検討を行うことを目的に、司法・医療・福祉・民間・行政関係機関等から構成される「かながわ自殺対策会議」を神奈川県内3県市共同^{※1}により設置した。また、首都圏内8都県市共同^{※2}による自殺対策キャンペーン連絡調整会議を設置した。この会議は、平成22年に政令指定都市に移行した相模原市が加わり、神奈川県内4県市共同、首都圏内9都県市共同となった。さらに、庁内の自殺総合対策に係る関係課等の密接な連携と協力を図るため、川崎市自殺総合対策庁内連絡会議を設置した。その他に、自殺の事後対応に関わる事業として、神奈川県と合同で自死遺族の相談支援を目的とする自死遺族の集いを開始した。

平成20年度には、自殺総合対策の推進を図るため、川崎市の自殺に関する統計分析を多角的に行い、各区の自殺の現状の把握や原因を究明し、自殺総合対策の基礎資料を作成することを目的とする川崎市自殺対策統計分析を開始した。また、自殺の事前予防に関わる事業として、うつ病について診断や治療技術の向上を図り、うつ病の早期発見・早期治療につなぐことを目的に、身体科医師を対象とする「かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業」を開始したほか、自殺問題の知識や自殺念慮者、自死遺族への支援に関する理解の促進を目的に、市内相談関係機関の従事者を対象とする自殺対策相談支援基礎研修を開始した。さらに、自殺総合対策の推進を図る体制整備として、自殺対策に係る普及啓発に関する情報の共有並びに協議、連携することを目的とするかながわ自殺対策会議普及啓発部会を神奈川県・横浜市と共同で設置した。

平成21年度には、自殺の事前予防に関わる事業として、自殺予防の取組を周知することを目的とする自殺予防街頭キャンペーンを「かながわ自殺対策会議」の普及啓発活動の一環として開始するとともに、支援の実際を学び、自殺関連相談技術を向上させることを目的に、市内相談関係機関の従事者を対象とする自殺対策相談支援技術研修を開始した。また、危機介入に関わる事業として、川崎区をモデル地区とし、高齢者を対象としたうつ病のスクリーニングや民生委員等を対象とした普及啓発事業を開始した。さらに、自殺の事後対応に関わる事業として、孤立しがちな自死遺族の相談を受け、適切な支援につなげることを目的とする川崎市自死遺族ほっとラインを設置し、平成19年度から神奈川県と合同で開催していた自死遺族の集いを川崎市単独の開催とした。また、これらの事業を効率的に進めるため、精神保健福祉センターに専任の自殺予防対策担当を設置した。

平成22年度には、自殺の事前予防に関わる事業として、自殺関連相談技術の向上やゲートキーパー^{※3}という役割への理解の促進を目的に、保健、医療、福祉等機関の従事者を対象とする自殺予防セミナーの実施や、自殺予防の考え方を中心とした自殺対策に関する知識等の普及啓発を目的とする市内学校の教職員を主な対象とする自殺対策に関する学校出前講座を開始した。また、自殺発生の危機介入に関わる事業として、自殺未遂者への適切な対応が自殺企図防止に有効となるため、今後の効果的な自殺未遂者対策の推進及び自殺未遂者対策を行う上での基礎資料の作成を目的とする川崎市にお

ける自殺企図患者・自傷行為患者に関する対応事業を開始した。

平成23年度には、川崎市自殺対策推進キャラクター「うさっぴー」を誕生させ、普及啓発資材を作成する等、自殺対策に係る普及啓発活動を進めた。

このように、平成19年度に庁内外との連携のための3つの会議体を設置して以降、平成23年度までに自殺総合対策を推進する事業を主に他州市との協調や委託により整備した。

平成25年度には、健康福祉委員会から発議の提案がなされたことをきっかけに、川崎市自殺対策の推進に関する条例を制定し、平成26年4月に施行した。また、それぞれの地域の実情に応じた対策を講じていく必要性の高まりから、平成20年度より設置していた神奈川県内4州市共同の「かながわ自殺対策会議」の普及啓発部会を解消し、各州市に地域部会を設置した。

平成26年度には、条例を踏まえ、平成20年度より設置していた川崎市自殺総合対策庁内連絡会議を廃止し、新たに庁内体制として川崎市自殺対策総合推進会議を設置した。また、条例に基づき、川崎市自殺対策総合推進会議を中心に、川崎市自殺対策総合推進計画を平成27年3月に策定した。

平成27年度には、川崎市自殺対策総合推進計画に基づき、川崎市自殺対策総合推進会議に加えて、川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議と川崎市自殺対策評価委員会を設置し、現在の推進体制となった。（P14図8参照）また、評価委員会委員の協力を得て、帝京大学医学部附属溝口病院への委託事業と連携して実施している自殺及び防止対策の実態把握の一つとして、川崎市消防局の協力のもと、「自損事故による救急搬送と救急受診等の実態調査」を行い、報告書を取りまとめた。

平成28年度には、川崎市自殺対策の推進に関する条例及び川崎市自殺対策総合推進計画に示された課題の中で未着手であった自殺未遂者に対する支援に対応するため、前年度に実施した実態調査の結果をもとに、自損救急搬送データと三次救急を担う川崎市内3病院の医療記録のリンケージによる分析を行う自損事故救急搬送事例調査を開始した。また、自損事故救急搬送事例調査を進める一方で、川崎市中部地区の医療機関及び行政機関の関係者に有識者を交えて、自殺未遂した本人及び家族への地域における支援のあり方や支援体制の構築に関する意見交換会を開始した。さらに、地域包括ケアシステムに関係する行政・団体職員等を対象に地域包括ケアシステムの中で自殺対策の一層の推進を図ることを目的とし、「地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修」を開始した。

平成29年度には、これまでの取組と自殺対策評価委員会等の3つの会議体における意見等を踏まえ、川崎市自殺対策総合推進計画の改定作業に着手し、平成30年3月に第2次川崎市自殺対策総合推進計画を策定した。

平成30年度には、第2次川崎市自殺対策総合推進計画が開始となり、推進体制において、より有機的に相互の会議体が連携できるよう一部名称変更を行うとともに、庁内体制については、全庁体制に移行した。また、自殺未遂者支援については、川崎市中部地区での意見交換会を発展させ、連携支援のモデル構築と事業の実現可能性の検討を行うため、川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業を開始した。

平成31（令和元）年度は、第2次川崎市自殺対策総合推進計画における各取組項目の取組状況を的確に把握するため、川崎市自殺対策評価委員会からの意見をもとに川崎市自殺対策の推進に関する報告書における取組項目実施状況報告書に、構成事務事業や主要指標、課題やそれに対する改善の方向性の項目を追加し、成果と課題の把握をさらに進めた。また、平成30年度に引き続き、自殺未遂者支援に取り組みながら、自殺対策に関わる支援者の人材育成の効果検証のためのアンケート調査や、ゲートキーパー研修におけるヒアリング調査等を実施した。

令和2年度は、平成30年度から取り組んだ川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業について、これまでの事業経過及び成果について報告書を取りまとめ、次年度以降の事業の方向性について、整理を行った。また、これまでの計画の成果と課題も踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症

等の心理・社会的影響も考慮しながら、更なる自殺対策の推進を図るため川崎市自殺対策総合推進計画の改定作業に着手し、令和3年3月に第3次川崎市自殺対策総合推進計画を策定した。

令和3年度には、精神保健福祉センターと障害者更生相談所を統合再編し、川崎市総合リハビリテーション推進センターを設置した。また、第3次川崎市自殺対策総合推進計画が開始となり、新型コロナウイルス感染症による取組への影響はありつつ、オンラインの導入等、各取組の実施手法等の工夫により、継続的な取組を実施した。新型コロナウイルス感染症による取組への影響と対応については、川崎市自殺対策の推進に関する報告書において、整理を行った。また、中部地区で実施していた川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業を発展させ、川崎市中部地区自殺未遂者支援地域連携推進事業として、自殺未遂者等のフォローアップを実施した。

令和4年度には、川崎市北部地区における自殺未遂者支援地域連携体制構築に向け、川崎市北部地区の三次救急医療機関に搬送された自殺未遂者等の状況や支援ニーズを把握し、地域支援の導入方法の検討等、地域連携体制の構築を推進するための資料となるよう調査、分析に着手した。また、川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議において、構成委員の自殺対策の取組を知ることによって、委員間の一層の連携が図れるよう、あり方を見直し実施した。さらに、川崎市におけるこれまでの自殺対策の取組について改めて整理するとともに、令和5年度に実施予定であるところの健康に関する意識調査に向けた内容を整理する等、第4次川崎市自殺対策総合推進計画策定に向けた検討を行った。

令和5年度には、第3次計画までの取組も踏まえ、より長期的な視点をもって取組を推進・評価していくため、計画期間を従来の3年間から6年間に変更し、令和6年3月に第4次川崎市自殺対策総合推進計画を策定した。

令和6年度には、すでに新型コロナウイルス感染症が5類感染症へと移行し、自殺対策への直接的な影響も縮小するなかで、第4次川崎市自殺対策総合推進計画が開始された。自死遺族のニーズを踏まえた総合的な支援として、「自死遺族のつどい（かわさきこもれびの会）」について、これまで実施していた自死遺族同士の交流に加え、相談スペースやフリースペースを設けて対応する等、一部運営手法を見直し実施した。また、自殺対策評価委員会では、令和8年度の第4次計画中間見直しについて、中間見直しの方向性や着眼点等について審議した。

このように、川崎市の自殺の実態を踏まえ、自殺対策の推進に取り組んでおり、今後も計画に基づき、必要な施策を講じていく。（※本経緯の概要については、P11表5参照）

※1 神奈川県・横浜市・川崎市

※2 東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・横浜市・川崎市・さいたま市・千葉市

※3 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守り、自殺につながりそうなことにストップをかける「命の門番」となる人のこと

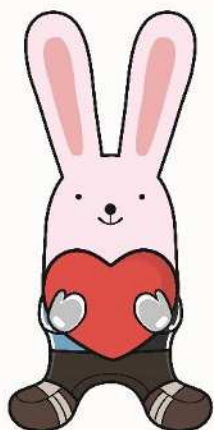
表5 川崎市における自殺対策の経緯

年度	取 組
平成14年度	・精神保健福祉センターを設置 ・うつ病の相談並びに家族セミナーの開催を開始
平成17年度	・市民意識実態調査(現：かわさき市民アンケート)を実施
平成18年度	・第1回こころの健康セミナーを開催
平成19年度	・神奈川県・横浜市と共同でかながわ自殺対策会議を設置 ・8都県市^{*1}共同で八都県市自殺対策キャンペーン連絡調整会議を設置 ・川崎市自殺総合対策庁内連絡会議を設置 ・神奈川県と合同で自死遺族の集いの開催を開始
平成20年度	・統計分析業務を開始(委託先：帝京大学医学部附属溝口病院) ・かかりつけ医うつ病対応力向上研修会を開始(委託先：公益社団法人川崎市医師会) ・自殺対策相談支援基礎研修を開始 ・かながわ自殺対策会議普及啓発部会を設置
平成21年度	・自殺予防街頭キャンペーンを開始 ・自殺対策相談支援技術研修を開始 ・川崎区をモデル地区とした川崎市地域自殺対策ハイリスク者への対応事業を開始(委託先：帝京大学医学部附属溝口病院) ・川崎市自死遺族ほっとラインを設置(委託先：社会福祉法人川崎いのちの電話) ・自死遺族の集いの開催を市単独での開催に変更 ・精神保健福祉センターに専任の自殺予防対策担当を設置
平成22年度	・相模原市が加入し、九都県市^{*2}自殺対策キャンペーン連絡調整会議となる ・従事者支援向けの自殺予防セミナーを開始(委託先：帝京大学医学部附属溝口病院) ・自殺対策に関する学校出前講座を開始 ・自殺未遂者支援事業委託を開始(委託先：帝京大学医学部附属溝口病院)
平成23年度	・川崎市自殺対策推進キャラクターうさびー誕生
平成24年度	・川崎市フロンターレ市政記念試合にうさびー登場
平成25年度	・川崎市自殺対策の推進に関する条例を制定 ・かながわ自殺対策会議普及啓発部会を解消
平成26年度	・川崎市自殺総合対策庁内連絡会議を廃止し、川崎市自殺対策総合推進会議を設置 ・川崎市自殺対策総合推進計画を策定
平成27年度	・川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議を設置 ・川崎市自殺対策評価委員会を設置 ・自損事故による救急搬送と救急受診等の実態調査を実施(委託先：帝京大学医学部附属溝口病院)
平成28年度	・自損事故による救急搬送と救急受診等の事例調査を開始(委託先：帝京大学医学部附属溝口病院) ・川崎市中心部地区における自殺未遂した本人及び家族への地域における支援のあり方や支援体制の構築に関する意見交換会を開始 ・地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修を開始
平成29年度	・川崎市こころの健康に関する意識調査を実施 ・第2次川崎市自殺対策総合推進計画を策定
平成30年度	・川崎市自殺対策総合推進会議を川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議に名称変更し、全庁体制へ移行 ・川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議を川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議に名称変更 ・川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業を開始(委託先：帝京大学医学部附属溝口病院)
平成31年度 令和元年度	・川崎市自殺対策の推進に関する報告書における取組項目実施状況報告書の改変を実施 ・自殺対策に関わる支援者の人材育成の効果検証を実施(委託先：日本社会事業大学) ・ゲートキーパー研修の効果検証と今後の研修資料開発を開始(委託先：武蔵野大学)

年度	取 組
令和2年度	・川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業について報告書を作成 ・川崎市こころの健康に関する意識調査を実施 ・第3次川崎市自殺対策総合推進計画策定
令和3年度	・精神保健福祉センターと障害者更生相談所を統合再編し、川崎市総合リハビリテーション推進センターを設置 ・川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業を踏まえ、川崎市中部地区自殺未遂者支援地域連携推進事業を開始
令和4年度	・川崎市北部地区における自殺未遂者支援地域連携体制構築に向けた取組に着手 ・川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議において構成委員が一層の連携を図れるようあり方を見直し実施
令和5年度	・川崎市こころの健康に関する意識調査を実施 ・第4次川崎市自殺対策総合推進計画策定
令和6年度	・自死遺族のつどい（かわさきこもれびの会）について、運営手法を一部見直し実施 ・第4次自殺対策総合推進計画の中間見直しに向けた審議を実施

※1 東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・横浜市・川崎市・さいたま市・千葉市

※2 東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・横浜市・川崎市・さいたま市・千葉市・相模原市



名前：うさっぴー

川崎市自殺対策推進キャラクターです。

自殺を防ぐゲートキーパー（ゴールキーパー）でうさぎの大きな耳で、悩みをよく聴き、こころ（ハート）を受け止めます。

2 自殺対策総合推進計画の推進体制

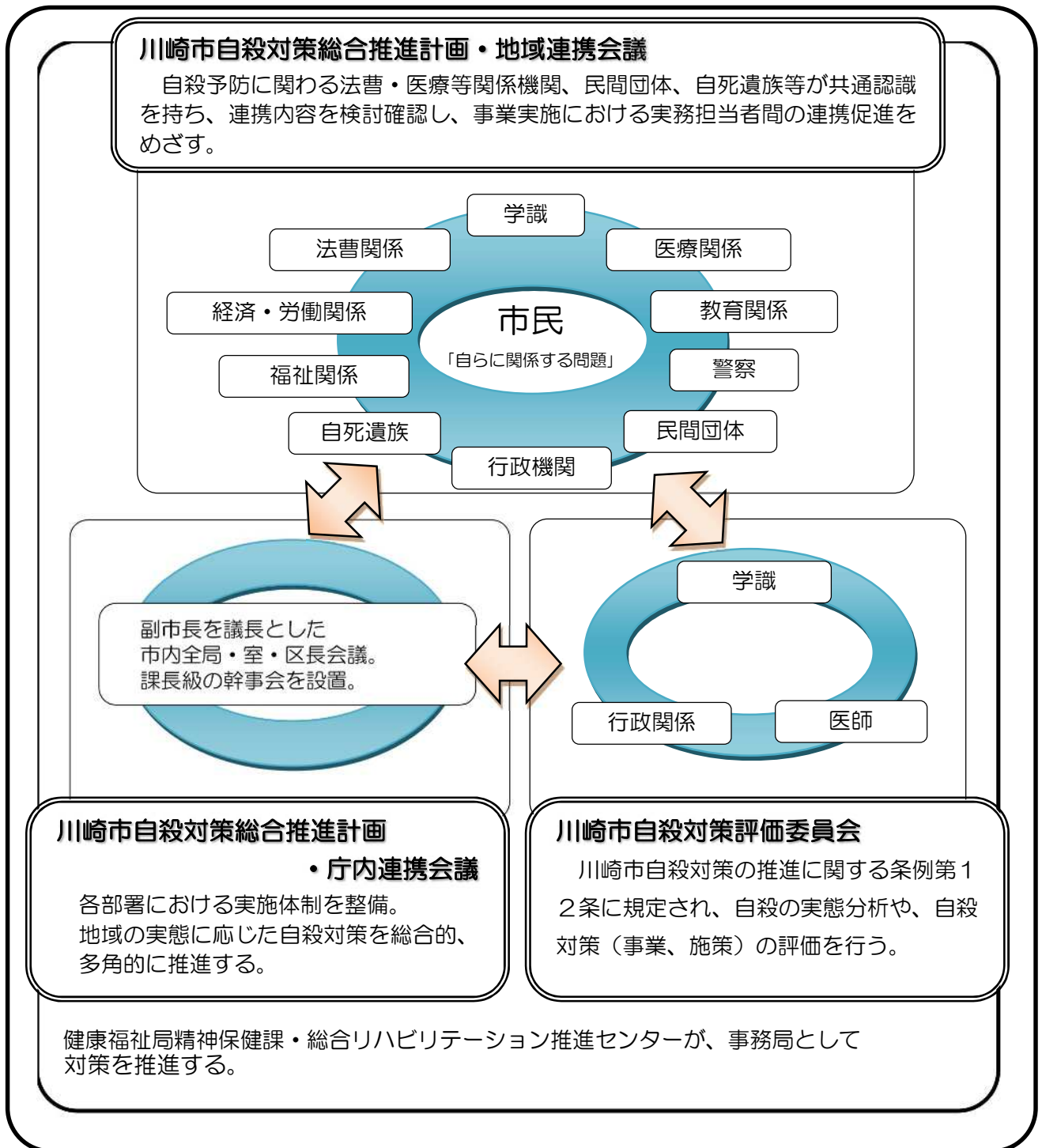
川崎市においては、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課と総合リハビリテーション推進センターが事務局となって、川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議、川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議、川崎市自殺対策評価委員会という3つの会議体を運営、連携させることで自殺対策を推進している。(P 14 図8 参照)

川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議は、平成26年4月に設置された川崎市自殺対策総合推進会議を発展させたもので、副市長が議長を務め、平成30年4月から庁内の全局・室・部・区長で構成されている。この会議は、自殺対策を推進するために必要な計画及び施策の策定、自殺対策に関する情報交換及び調査、分析や庁内の関係課等による自殺対策に係る調整又は連携に関すること等を所管し、自殺総合対策の円滑な推進を図っている。この会議には課長級の幹事会を設けている。

川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議は、平成27年4月に設置された川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議を平成30年4月に名称変更したもので、自殺予防に関わる学識者や、司法、医療、労働、経済、福祉、教育といった15の関係機関や民間団体、行政機関で構成されている。この会議は、自殺対策に係る総合計画や関係機関等の情報交換、自殺対策に関する連絡調整、自殺対策事業に関する調査、研究及び情報交換に関することを所管し、自殺総合対策の円滑な推進を図っている。

川崎市自殺対策評価委員会は、平成27年4月に設置され、学識経験者3名、医師1名、市職員1名の計5名で構成されており、計画の進捗状況及び目標の達成状況の評価並びに自殺対策に係る重要事項について調査・審議している。

図8 推進体制



3 自殺対策総合推進計画の概要

川崎市自殺対策総合推進計画は、国の自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を参考に、自殺を個人的な問題のみではなく社会全体で取り組む問題としてとらえ、市民一人ひとりが自らと無関係ではない事として意識すること、また、身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現をめざして、第1次計画を平成27年3月に策定した。第1次計画は平成27年度から平成29年度の3年間を計画期間として、自殺対策を推進した。

この間、国では、平成28年に自殺対策基本法の改正、平成29年には自殺総合対策大綱の見直しが行われ、地域レベルの実践的な取組の支援の強化や適切な精神保健医療福祉サービスを提供するための体制の整備、相談の多様な手段の確保やアウトリーチの強化、居場所づくりの推進といった様々な分野のサポートによる社会全体の自殺リスクの低下、子ども・若者・勤務問題に対する自殺対策の更なる推進が重点施策に追加された。

本市の計画を推進する中でも、地域における未遂者支援の体制の構築や自殺や精神保健に関する啓発及び周知の多層的な実施、地域精神医療体制の確保、多様性を認め、社会の中に個々人の居場所があるという感覚を持つことができる社会環境作り等の重要性が高まり、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱を踏まえ、更なる対策の推進を図るため、第2次計画を平成30年3月に策定し、平成30年度から令和2年度の3年間を計画期間として、自殺対策を推進した。

その後、これまでの計画の成果と課題も踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症等の心理・社会的影響も考慮しながら、更なる自殺対策の推進を図るため川崎市自殺対策総合推進計画の改定作業に着手し、令和3年3月に第3次川崎市自殺対策総合推進計画を策定し、令和3年度から令和5年度の3年間を計画期間として自殺対策を推進した。

令和4年10月には自殺総合対策大綱の見直しが行われ、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、「地域自殺対策の取組強化」等に取り組むこととされた。本市においても大綱の見直しを踏まえるとともに、これまで構築してきた自殺対策の推進体制を土台としより長期的な視点をもって取組を推進するため、令和6年度から令和11年度の6年間を計画期間とする第4次川崎市自殺対策総合推進計画を令和6年3月に策定した。

第4次計画では、第3次計画に引き続き、「学校・事業主・地域住民組織等の身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を目指す」という基本理念のもと、方針1「自殺の実情を知る」、方針2「自殺防止のためにつながる」、方針3「自殺防止のために支える」という3つの基本方針を掲げている。

また、条例第9条第1項に規定された

- (1) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供
- (2) 自殺の防止等に関する市民の理解の増進
- (3) 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
- (4) 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
- (5) 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実
- (6) 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援
- (7) 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備
- (8) 自殺未遂者に対する支援
- (9) 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援

という9つの事項に関して必要な取組を進めることとしている。

4 自殺総合対策を推進する上での基本的認識

自殺は、多くの場合、自殺リスクを増加させるような出来事や病気（危険因子）が重なり、それを減少させるもの（保護因子）が乏しい中で発生する。

自殺の危険因子には、保健医療システムや社会全体と関連する危険因子（保健医療などの必要なケアが受けにくいこと、自殺手段が入手しやすいこと、不適切なメディアの報道、スティグマなど）、地域や人間関係に関連する危険因子（災害、異文化への適応のストレス、差別、トラウマや虐待、社会的支援の不足、人間関係の葛藤・不和・喪失など）、個人レベルでの危険因子（過去の自殺企図、精神疾患、アルコールの有害な使用、経済的な損失、慢性疼痛など）がある。

自殺の保護因子には、家族やコミュニティとの良好な結びつき、問題をうまく解決する方法を身につけていること、自殺を妨げるような信条、自殺手段が容易に手に入らないようにすること、SOSが出せることなどがある。

自殺を予防するためには、危険因子を少なくし、保護因子を増やす取組を、「地域づくり」や「個人の生活を守る取組」として進めていく必要がある。自殺の危険因子や保護因子はライフステージによって異なるため、第2次計画の策定にあたって、これまで使用してきた図9「自殺プロセス図」を図10「自殺予防プロセス図」に改め、ライフステージ別の取組をわかりやすく示すこととした。「自殺予防プロセス図」については、第1次計画の「自殺プロセス図」（張賢徳先生（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 所長）による）をもとに、川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議にて検討し、作成したものである。

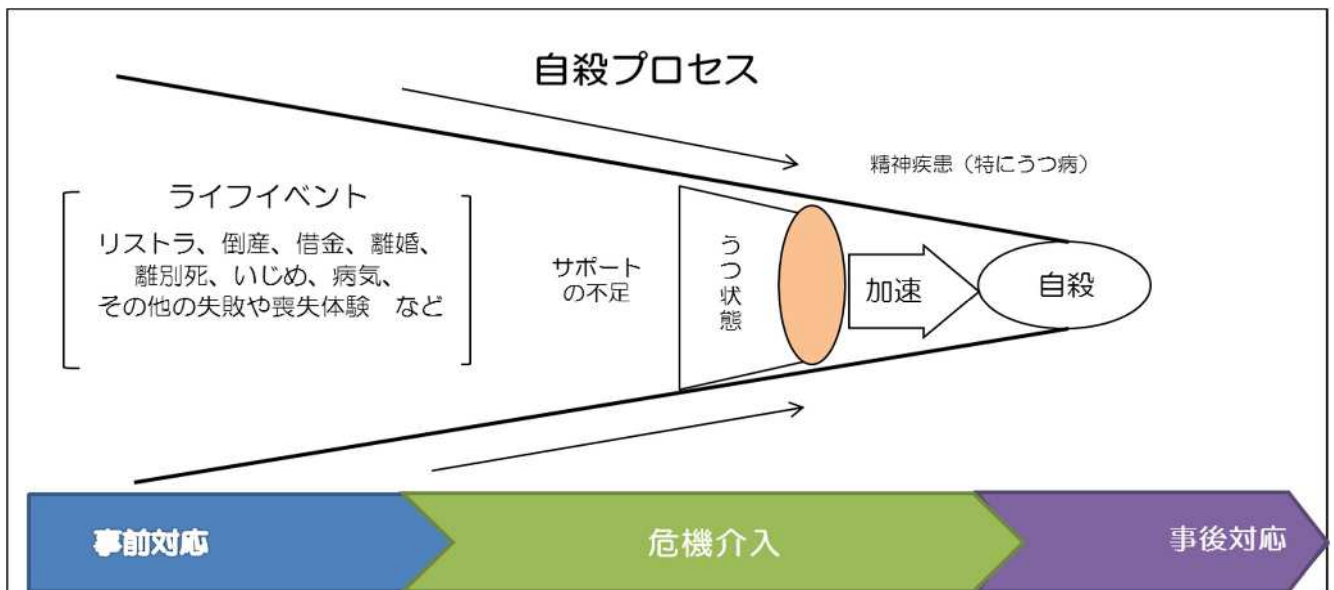
「自殺予防プロセス図」は、自殺の発生を増加させるような出来事や病気が重なり、自殺の危険が高まる過程において、サポートを得ることによって孤立を回避して、生きる方向に進むことを目指すものである。

＜自殺の危険因子と保護因子について＞

自殺リスクを増加させるような状況や病気などを「危険因子」といい、逆に自殺を防ぐことに役立つと考えられているもの、危険因子を減少させるものを「保護因子」といいます。それぞれの一例としては、次のようなものが挙げられます。

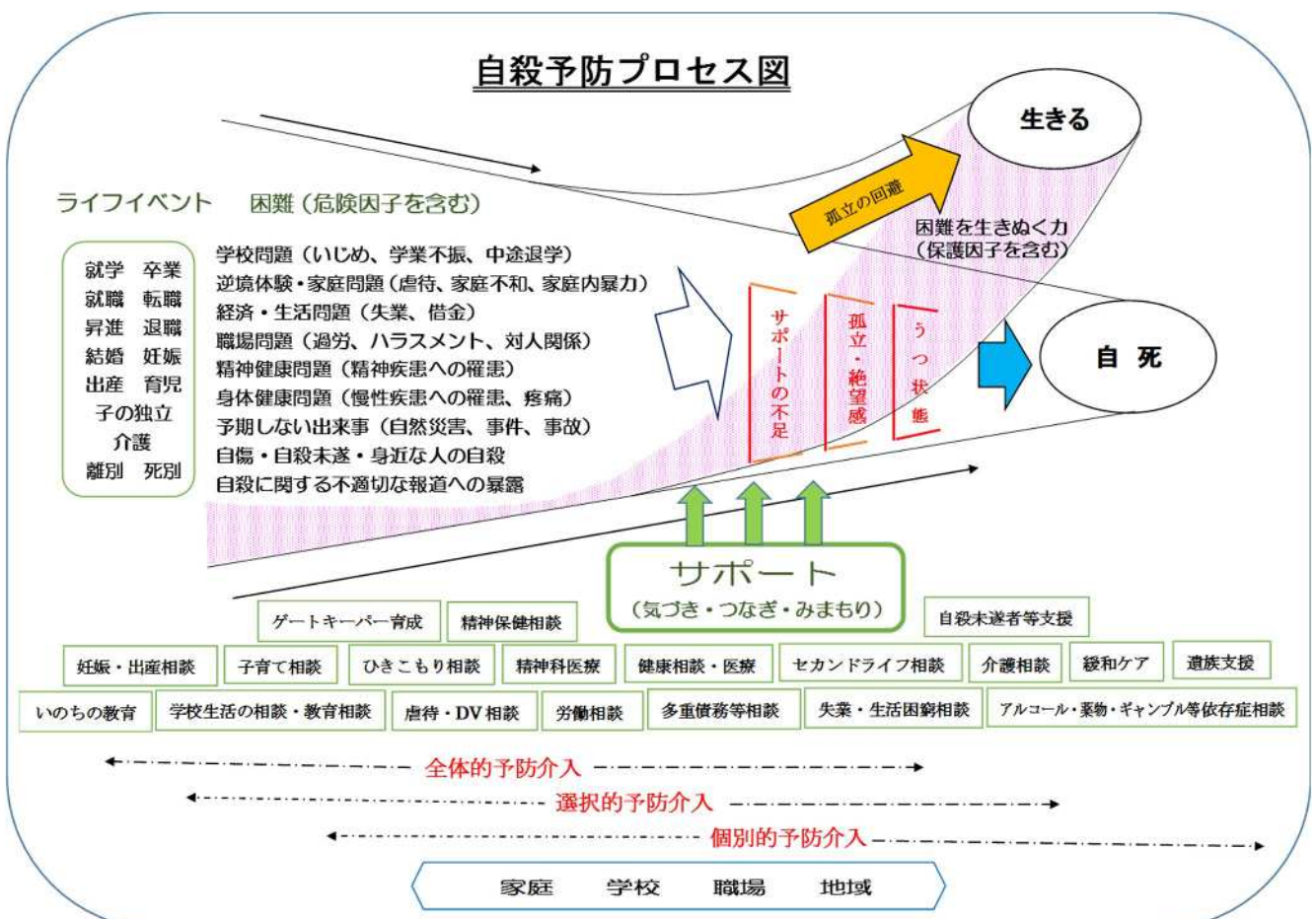
危険因子	保健医療システムや社会全体と関連する危険因子	・保健医療などの必要なケアが受けにくいこと ・自殺手段が入手しやすいこと ・不適切なメディアの報道 など
	地域や人間関係に関連する危険因子	・災害 ・異文化への適応のストレス ・トラウマや虐待 など
	個人レベルでの危険因子	・過去の自殺企図 ・精神疾患 ・経済的な損失 など
保護因子		・社会や人とのつながり、帰属感 ・良好な家族関係、対人関係、学業、仕事、余暇など ・様々な疾患に対するケアや支援体制 ・自殺予防に関する情報へのアクセスのしやすさ など

図9 自殺プロセス図



作成：国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 所長
張 賢徳 先生

図10 自殺予防プロセス図



5 地域包括ケアシステム推進ビジョンにおける自殺対策の推進について

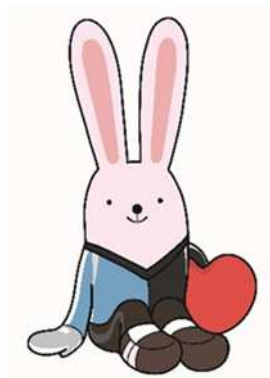
川崎市では、平成27年3月に「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」（以下「推進ビジョン」という。）を策定し、高齢者をはじめ、障害者や子ども・子育て世帯等に加え、現時点で他者からの支援を必要としない方々を含めた「全ての地域住民」を対象として、「地域包括ケアシステム」の構築を推進することとしている。

また、推進ビジョンにおいては、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」という基本理念を掲げ、これを達成するための基本的な視点等を設定している。

川崎市自殺対策総合推進計画では、この推進ビジョンを上位概念として、「身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を目指す」という基本理念を掲げている。この基本理念を達成するため、「自殺や精神疾患に関する啓発、地域や各組織における互助意識の醸成による、相談への抵抗軽減と孤立の防止」、「支援者間及び組織の連携強化による相談のアクセシビリティ向上と支援の包括的提供」により、市民が安心して生活し、その結果として、自殺死亡者数及び自殺死亡率が減少することを目指すとしている。

また計画は、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を踏まえ、推進ビジョンを上位概念とし、「かわさきノーマライゼーションプラン」をはじめとする計画と連携を図り、川崎市総合計画との整合性を図ることとしている。

このように、計画における取組の進捗が、自殺死亡者数の減少のみならず、「地域包括ケアシステム」の構築につながるよう進めている。



第3章 令和6年度の自殺対策の実施状況

1 3つの会議体の開催状況

(1) 川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議

令和6年度は、第1回を令和6年11月に開催し、「川崎市自殺対策の推進に関する報告書（令和5年度版）」の確認を行った。

第2回は令和7年3月に開催し、「自殺の現状と子ども・若者の自殺対策の取組」について報告を行った。

(2) 川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議

令和6年度は、第1回を令和6年8月に開催し、「第4次川崎市自殺対策総合推進計画」の報告を行った。また、「職域における自殺対策」をテーマとし、川崎商工会議所、日本労働組合総連合会神奈川県連合会川崎地域連合及び川崎南地域産業保健センターの委員から話題提供いただき、委員間での意見交換を行った。

第2回は令和7年1月に開催し、「川崎市の自殺対策の取組」の報告を行った。また、「自死の理解」をテーマとし、自死遺族関係及び全国自死遺族総合支援センターの委員、並びに全国自死遺族連絡会の講師から話題提供いただき、委員間での意見交換を行った。

(3) 川崎市自殺対策評価委員会

令和6年度は、第1回を令和6年10月に開催し、「第4次川崎市自殺対策総合推進計画」の報告を行うほか、「川崎市自殺対策の推進に関する報告書（令和5年度版）」について説明し、第3次川崎市自殺対策総合推進計画の最終年度であることから、自殺対策総合推進計画の進捗状況及び目標の達成状況の評価等、計画期間の総括について審議した。

第2回は令和7年2月に開催し、委員より「人口動態統計を使用した自殺の実態分析」の経過報告をしていただくほか、令和8年度に控える第4次川崎市自殺対策総合推進計画の中間見直しについて、主要な見直しのポイントについて審議した。また、今後の川崎市の自殺対策の体制について、どのような視点が必要となるか審議した。

2 条例第9条第1項に規定された9つの事項ごとの実施状況について

条例第9条第1項に規定された9つの事項ごとに、29の部署が全71の取組を実施した。

取組については、重点施策、基本施策、関連施策として大きく3つに分類している。

(※取組の所管等詳細については、P36「計画の取組項目の令和6年度における実施状況について」参照)

方針1 自殺の実情を知る

(1) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供

- 取組1【重点】自殺の防止等に関する情報の分析として、神奈川県警察本部より提供された自殺統計及び厚生労働省の人口動態統計のうち、死亡要因が自殺によるものについて、基本集計を行った。
- 取組2【基本】川崎市ホームページにおいて、こころの健康に関する相談先を集約し掲載した。
また、自殺の防止等に関する情報の提供として、「川崎市自殺対策の推進に関する報告書（令和5年

度版)」を作成し、川崎市における自殺の概要や各取組項目について各所管課からの報告を掲載し、報道機関への資料提供とともにホームページ等で公開した。

（２）自殺の防止等に関する市民の理解の増進

- 取組３【重点】自殺予防週間において川崎マリエン、アトレ川崎及び夢の絆・川崎のライトアップを実施するとともに、市内金融機関等を通じ、普及啓発グッズ及び相談機関のリーフレットを配布した。また、自殺やメンタルヘルスについての正しい理解を広めるため、市民向け講演会「こころの健康セミナー」を開催した。
- 取組４【基本】冊子「かわさき労働情報」（毎月１回、２，０００部発行。市内５人以上の事業所、労働組合及び関係機関等に送付）に、こころの健康に関する不調のサインの発見やその回復方法等についての記事、及び相談窓口の案内等を掲載した。
- 取組５【基本】かわさき健康づくり・食育プランに基づき、主に市民を対象として心身の健康に関する講話等を各区役所地域みまもり支援センターが実施するとともに、年代を特定しない集団に対する健康教育や、広報・イベント・会議等の健康づくり事業を実施した。
- 取組６【基本】子どもの自尊感情や豊かな人間関係を育むため、各学校において「かわさき共生＊共育プログラム」を実施するとともに、希死念慮をはかる新規項目を加えた、効果測定アンケートの効果的な活用に向け研修会等を行った。また、「川崎市ＳＯＳの出し方・受け止め方教育」の推進として、ＳＯＳの出し方・受け止め方教育につながるエクササイズを「かわさき共生＊共育プログラム」の年間７時間のうち１時間に位置付け、全市立学校で授業を実施した。

方針２ 自殺防止のためにつなげる

（３）自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上

- 取組７【重点】一般市民から、サービス事業者、専門の支援者まで様々な立場の人を対象に、それぞれの立場でできるゲートキーパーの役割についての講座を行った。
- 取組８【重点】かかりつけ医うつ病対応力向上研修の開催、自死遺族支援研修会の開催のほか、出前形式による関係機関への研修を実施し、支援者個人のスキルアップとともに、自殺予防のための連携促進を図った。
- 取組９【重点】自殺対策に関する市職員の人材育成として、かかりつけ医うつ病対応力向上研修及び自死遺族支援研修会への市職員の参加があった。また心のサポーター養成研修と併せたゲートキーパー研修等においても市職員に周知し参加を呼びかけ、受講に繋がった。
- 取組１０【基本】神奈川県、横浜市、相模原市とともに早期にうつ病等の精神疾患に気づき、治療を受けられることを目的に身体科医師を対象に、かかりつけ医うつ病対応力向上研修を開催した。
- 取組１１【重点】児童・思春期の精神保健に関する電話相談、教職員や児童・生徒を対象に精神保健や自殺予防をテーマとした出前講座をするほか、児童精神科医によるスーパーバイズを組み込んだ児童・思春期年代の事例検討及び精神保健上の課題についての研修会等を行った。
- 取組１２【基本】母子保健事業に携わる職員が、市民に対して的確な支援が提供できるよう、スキルアップを図るための母子保健指導者研修を実施した。
- 取組１３【基本】児童相談所、区役所地域みまもり支援センター、児童養護施設及び児童家庭支援センターの職員を対象として、子どものメンタルヘルスや自殺の背景及び自殺に至るまでのプロセス及び自死遺族・自死遺児支援に関する、専門的な知識を習得する研修を開催した。
- 取組１４【基本】職員の資質向上として、ライフステージに応じた研修及び人権尊重教育推進担当者研修において人権尊重教育に関する研修を行った。

- 取組 1 5 【基本】教職員向け心の健康相談支援事業として、心の健康に起因する問題について、学校の要請に応じ精神科医等の派遣による面接相談の実施や、研修会を通じた心の健康問題への啓発を実施した。
- 取組 1 6 【基本】困難を抱えたがん患者やその家族をケアするため、地域のがん診療にかかわる医師、医療従事者の人材養成を目的に緩和ケア研修会を実施した。

（４）職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備

- 取組 1 7 【重点】匿名で利用できる電話相談として、こころの健康や病気の悩みに関連した相談について、電話相談を実施した。
- 取組 1 8 【基本】各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課において、社会福祉職・保健師・心理職の専門職による精神保健福祉に関する幅広い相談を窓口及び電話で受け、必要に応じて利用可能な制度や社会資源の紹介や訪問支援等を行った。
- 取組 1 9 【基本】インクルーシブな音楽プロジェクトを展開し、様々な市民や事業者等と連携した創発的な取組を実施し、音楽やダンスを通じて楽しみながら多様性や包摂の理解を促し、共生社会への意識の醸成を図った。また、障害の社会モデルの浸透を目的とした「バリアフルレストラン」の開催や、e スポーツを活用したインクルーシブな体験イベントの開催等により、パラムーブメントの理念浸透を図った。
- 取組 2 0 【基本】企業や産業保健等を中心に、働く人を取り巻く職場環境やメンタルヘルス対策として、川崎商工会議所との共催による職場の安全・安心セミナーを開催した。
- 取組 2 1 【基本】依存症に関連する相談支援に応じるとともに、認知行動療法的プログラム「だるま〜ぷ」や依存症問題に悩む家族のためのセミナーを開催した。
- 取組 2 2 【基本】ひきこもり当事者及びその家族への相談及び家庭訪問等のアウトリーチ支援を行うとともに、当事者や家族のグループ活動、市民講演会開催等による普及啓発、スーパーバイズや従事者研修会開催による支援者の育成を行った。また、ひきこもり支援ネットワーク会議を開催した。
- 取組 2 3 【基本】心神喪失者等医療観察法への対応として、裁判所による入院・通院の決定による法の下、保護観察所や地域みまもり支援センターと連携して、入院処遇中からケア会議等を行い、通院処遇対象者に定期的な面接や訪問、ケア会議等を実施した。
- 取組 2 4 【基本】高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう介護予防教室等実施事業や地域介護予防活動支援事業に取り組んだ。
- 取組 2 5 【基本】がん患者とその家族を対象に月 1 回、がん患者サロンを開催した。また、不安や悩みを抱えるがん患者・家族にはがん相談支援センターで個別対応を行うとともに、がん相談支援センター利用促進のための広報を行った。
- 取組 2 6 【基本】スクールカウンセラーの配置や派遣により、児童生徒、保護者、教職員に対する相談や教職員に対するコンサルテーション、心理に関する校内研修等を実施した。また、スクールソーシャルワーカーの派遣により、養育や経済的な課題等を抱える家庭の保護者や児童生徒に対して、社会資源の紹介や家庭訪問等の支援を行った。
- 取組 2 7 【基本】市職員のメンタルヘルス対策として各種研修やストレスチェックを実施するとともに、市職員の悩みや不安が解消され、心の健康が実現されるよう相談支援を実施した。また、本庁舎移転を契機としたワークスタイル変革等により働き方が大きく変化する中、その変化に即した対応をするため、情報収集及び分析、課題に対する取組を検討し、取組を実施した。

（５）自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実

- 取組２８【重点】川崎市自殺対策の推進に関する条例に基づき、自殺対策に係る関係機関の密接な連携と協力により、本市における自殺総合対策を円滑に進めるため川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議を開催した。
- 取組２９【基本】市民生活・市政等相談として、日常生活での困り事等の相談に応じたり、特別相談として、弁護士、司法書士、専門相談員等が、専門知識が必要な相談に応じた。
- 取組３０【基本】人権意識の普及や協働・連携による取組として、「かわさき人権フェア」を実施した。また、企業向け「LGBTセミナー」の開催や性的マイノリティの理解促進に関するイベントとして「COLORS CINEMA KAWASAKI」を実施した。
- 取組３１【基本】女性のための総合相談として、ハローウィメンズ１１０番や面接相談、法律相談を実施するとともに、男性のための電話相談を実施した。
- 取組３２【基本】国際交流センターにて、外国人市民に対し、多言語で行うワンストップ型の相談窓口を設置し、情報提供及び相談対応を実施した。
- 取組３３【基本】支援相談窓口に専門相談員を配置し、犯罪被害者等が必要とする情報の提供及び助言等の実施や見舞金の支給等、犯罪被害者等に特化した支援を実施した。また、犯罪被害者等への理解を深めるため、イベントでのリーフレット配布や講演会を開催した。
- 取組３４【基本】中原区役所に労働に関する相談窓口を設置し労働相談を実施した。また、神奈川県との共催により、月１回の夜間労働相談・弁護士労働相談と年７回の街頭労働相談会を開催した。
- 取組３５【基本】若年無業者等の職業的自立に向けて、心理カウンセリング、職業人セミナー、職場体験、社会参加継続支援、家族向けセミナー等を実施することにより、総合的な支援に取り組んだ。
- 取組３６【基本】就職に関する総合相談窓口を開設し、個別相談、職業紹介、就職活動に役立つセミナー、心理カウンセリング等を実施した。
- 取組３７【基本】商品やサービス等消費生活全般に関する苦情や問合せ等の消費生活相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場であつせん等の処理に当たった。
- 取組３８【基本】生活困窮者の悩みや困難が解消されるよう、失業を中心に、住まい、債務、メンタルヘルス等生活困窮者の複合的な課題に対応できるよう相談支援員を配置し、個々の状況に合わせた就労支援等を行った。また、神奈川県弁護士会等と連携し、専門相談も実施した。
- 取組３９【基本】市内の福祉事務所において、生活保護法の趣旨や制度についての説明や、相談者個々人の相談内容に応じた適切な助言を行い、保護申請の意思が確認された場合は、申請手続きについて助言した。また、学習支援・居場所づくり事業として小・中学生への支援を実施した。
- 取組４０【基本】区役所にて、認知症等により要介護者となった人の家族を対象に、認知症高齢者介護教室を実施した。また、認知症コールセンターにより、認知症のピアカウンセリングや認知症専門医による相談を実施し、認知症の人と家族の地域生活を支援した。
- 取組４１【基本】高齢者や介護者の多様なニーズを踏まえ、要支援者等を対象とした訪問型・通所型サービスを実施し、介護予防の取組を進めた。
- 取組４２【基本】協力事業者と行政機関、関係機関等が、見守りネットワークの構築に取り組み相互連携を図った。また、協力事業者から連絡を受けた行政機関において、要援護者を早期に発見し適切な支援や対応を実施した。
- 取組４３【基本】令和６年４月１日改正障害者差別解消法の施行により、民間事業者の合理的配慮の提供が義務化となるため周知を行った。また、障害を理由とする差別解消の推進に向け、普及

啓発・周知、相談等の体制整備、情報の収集、整理等を行うとともに、障害者差別解消支援地域協議会を開催し、障害を理由とする差別に関する相談事例の共有や情報交換を通して、課題解決に取り組んだ。

- 取組４４【基本】障害者相談支援センターは市内２６か所（基幹型３、地域型２３）で相談支援事業を実施した。障害者相談支援センターが総合相談を適切に実施できるよう、研修や制度説明等を行う障害者相談支援センター等合同連絡会を実施した。また、地域自立支援協議会について、全体会議を２回、企画運営会議を８回開催した。
- 取組４５【基本】障害のある方の在宅生活や日中活動の場を充実させるため、障害者総合支援法に基づく訪問系サービスや日中活動系サービス、地域生活支援事業等の様々なサービスを提供するとともに、サービスの充実に向けた取組を行った。
- 取組４６【基本】精神障害者地域移行・地域定着支援体制推進会議において、精神障害者の地域移行・地域定着支援について、これまでの取組を踏まえ、抽出された課題について３つのワーキンググループによる検討を進め、居住支援に関する研修会やピアサポート活動に関するアンケート調査を実施した。
- 取組４７【基本】地域就労援助センターにおいて一般就労が困難な障害者の就労を促進するため、就労に関する個別相談や求職活動及び職場定着支援等を実施するとともに、市内就労移行支援事業所等と連携し、川崎南部・中部・北部の地区別に就労支援ネットワーク会議を開催した。
- 取組４８【基本】予期していない妊娠等で悩んでいる人の電話及びメールによる個別相談（妊娠・出産ＳＯＳ事業）を実施するとともに、母子保健事業相談支援事業にて育児支援等を必要とする妊産婦を対象に、ニーズに応じた支援につなぐため電話相談を実施した。また、妊娠期サポート事業として、妊婦とパートナーを対象に両親学級を開催し育児知識の普及や情報提供を行った。
- 取組４９【基本】産後うつや新生児虐待等の早期発見・早期支援のため、令和６年１月から産後２週間、産後１カ月の産婦健康診査の費用の助成を開始した。
- 取組５０【基本】各児童相談所や各区役所地域みまもり支援センターにおいて、各専門職が子どもに関する悩みや困難に関して、保護者や子どもの相談支援を実施し、相談内容により、関係機関等と密に連携して対応した。
- 取組５１【基本】児童相談所虐待対応ダイヤル１８９（いちはやく）、川崎市児童虐待防止センター、児童・青少年電話相談、かながわ子ども家庭１１０番相談ＬＩＮＥ等を実施し、子どもや家庭等への様々な悩みや困りごとに対応した。
- 取組５２【基本】里親家庭や児童養護施設に措置される等、社会的養護を必要とする子どもの社会的自立を支えるため、必要な情報提供や就労相談の支援、施設等退所後の相談支援等を実施した。
- 取組５３【基本】各区役所において、女性相談員が様々な困難を抱える女性の相談及び支援を実施した。また、ＤＶ相談支援センターにおける電話相談を実施した。
- 取組５４【基本】ひとり親家庭の対象者に児童扶養手当の支給を実施するとともに、ひとり親家庭の親の就労による自立に向けた自立支援プログラム策定や、家事・育児等支援として支援員派遣、子どもに対する学習支援・居場所づくり事業を実施した。また、ひとり親家庭が活用できる様々な支援制度の情報をより広く提供するために、ＬＩＮＥによる情報発信を実施した。
- 取組５５【基本】子どもの自尊感情や豊かな人間関係を育むため、各学校において「かわさき共生＊共育プログラム」を実施するとともに、希死念慮をはかる新規項目を加えた、効果測定アンケートの効果的な活用に向け研修会等を行った。また、「川崎市ＳＯＳの出し方・受け止め方教育」の推進として、ＳＯＳの出し方・受け止め方教育につながるエクササイズを「かわさき共生＊共育プログラム」の年間７時間のうち１時間に位置付け、全市立学校で授業を実施した。

- 取組 5 6 【基本】全小学校に支援教育コーディネーターを配置し、いつでも相談できる体制や、課題の早期発見等により、児童や保護者への支援を実施した。またスキルアップに向けた研修を実施した。
- 取組 5 7 【基本】子どもの悩みや困難が解消されるよう、電話相談（教育一般）や子ども専用電話相談、24時間子供SOS電話相談を実施した。
- 取組 5 8 【基本】児童生徒のインターネットトラブルに関わる電話・メール相談を実施するとともに、インターネットパトロールや未然防止等を目的とした保護者向けのリーフレット配布等、トラブル防止のための取組を行った。
- 取組 5 9 【基本】子どもの権利侵害と男女平等にかかわる人権侵害を管轄し、相談及び救済の申立てを受け関係機関との連携・協力のもと、相談者に寄り添い、相談者と共に問題解決を図った。
- 取組 6 0 【関連】社会経済環境の影響等を受けた中小企業者等に対し、各融資制度の相談業務を電話及び窓口で実施し、円滑な資金繰りの支援に繋げるとともに、中小企業信用保険法「セーフティネット保証制度」の申請を受け付け、認定を行った。また、新型コロナウイルス感染症に対応し、認定申請にかかる緩和措置として、提出書類の簡略化を令和6年11月末まで行った。
- 取組 6 1 【関連】プラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、障害者や高齢者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全の確保を目的とし、鉄道駅舎におけるホームドア等の設置支援を行った。

（6）民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援

- 取組 6 2 【基本】ボランティアによる電話相談事業を行っている「社会福祉法人川崎いのちの電話」に対し、運営費の補助および、講演や相談員募集等の広報協力を行った。

方針 3 自殺防止のために支える

（7）自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備

- 取組 6 3 【基本】精神科救急医療体制の整備として、外来対応の初期救急から、入院治療が必要な二次救急、自傷他害のおそれのある場合の警察官通報等の対応を、神奈川県、横浜市、相模原市と協調し、県内の精神科医療機関の協力を得て、24時間体制で実施した。また、措置入院となった方に対して、包括的かつ継続的に支援を受けられることを目的として、退院後支援の取組を実施した。
- 取組 6 4 【基本】DPAT（災害派遣精神医療チーム）体制整備事業として、関東ブロックDMAT訓練へ自治体担当者として参加していくとともに、DPAT研修へ職員を派遣することでDPAT隊の体制整備を図った。また、災害時PFAと心理対応研修へ職員を派遣し、「サイコロジカル・ファーストエイド（心理的応急処置：PFA）」に関する基本技能の習得を行った。
- 取組 6 5 【関連】市内全救急事案に対して、30隊の救急隊で救急搬送体制を整備した。

（8）自殺未遂者に対する支援

- 取組 6 6 【重点】川崎市中部地区の三次救急医療機関に救急搬送された自殺未遂者等に対し、電話や面接を通じた相談支援を実施した。また、「川崎市中部地区自殺未遂者支援地域連携推進会議」において、支援経過とフォローアップ支援を行った。また、川崎市北部地区において、自殺未遂者支援地域連携体制構築に向けた調査・分析を行った。

（９）自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援

- 取組６７【重点】大切な人を自死で亡くされた方に、安心して体験を語れる場を提供することを目的に、自助グループ等の運営支援及び相談機関の情報提供等を行った。
- 取組６８【基本】自殺により遺された人等へのケアや必要な情報提供、自殺について話せる機会の確保を目的に自死遺族電話相談を行った。
- 取組６９【基本】遺児について、児童養護施設の指導員や心理士、里親と児童相談所の児童心理司が連携して児童の心理的ケアを行った。
- 取組７０【基本】スクールカウンセラーの配置や派遣により、児童生徒、保護者、教職員に対する相談や教職員に対するコンサルテーション、心理に関する校内研修等を実施した。また、スクールソーシャルワーカーの派遣により、養育や経済的な課題等を抱える家庭の保護者や児童生徒に対して、社会資源の紹介や家庭訪問等の支援を行った。（再掲）
- 取組７１【基本】遺族、管理監督者、同僚向けのリーフレット及び手引きを職員共用システムに掲載した。自死が発生した場合に関係部署へのケアを行う体制をとった。

３ 取組に影響を与えた社会情勢の調査及び特徴について

（１）背景・取組に影響を与えた社会情勢とその影響の確認方法

新型コロナウイルス感染症が流行した令和２年度以降、自殺対策の取組への影響を確認するため、「新型コロナウイルス感染症の取組への影響」について、各取組所管課に「川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書」について記載を求め、令和４年度まで継続して必要な情報を集約してきた。令和５年度においては、新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行し、直接的な自殺対策の取組への影響はほとんど見られなくなった一方、急激な円安や物価高騰等、社会情勢が及ぼす生活への影響へと変化してきたため、「川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書」において、「取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）」として新たな記載項目を追加し、各取組所管課へ記載を求め集約した。令和６年度においても、継続して社会情勢の取組への影響を把握するため、令和５年度と同様の項目にて集約を行った。

（２）取組に影響を与えた社会情勢とその影響の調査及び特徴

「令和６年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書」において、「取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）」について集約した結果、全７１取組項目のうち、２１の取組項目に記載があった。

第３次計画期間中であった「令和５年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書」の記載状況と、第４次計画期間中の「令和６年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書」では、計画における取組項目が一致していないため単純に比較はできないが、取組項目数が同じため参考までに比較すると、令和５年度は全７１取組項目のうち、２６の取組項目に記載があり、社会情勢による影響があった取組は、前年より少なくなっているものと推察される。また、社会情勢とその影響の内容は、令和５年度から継続しているものも多く、特徴の傾向としては類似の状況にて推移していることが窺える。

令和６年度における取組に影響を与えた社会情勢は、「新型コロナウイルス感染症による影響」と「物価高騰等の社会経済状況による影響」の二つに大きく分類された。それぞれの社会情勢の変化が及ぼした取組への影響について、次にその特徴を記載する。

① 新型コロナウイルス感染症による影響

令和6年度は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行して2年目となり、感染症対策は個人判断となった。普及啓発等の取組の記載によれば、集団向け健康教育や啓発事業の実施回数や参加人数は回復傾向が見られた。一方で、一部事業では依然として参加者数がコロナ前の水準に戻っていない事例があり、感染症流行期に形成された生活様式や人間関係の変化が、参加意欲や交流機会に影響を及ぼしている可能性がある。

(各取組項目における例)

○取組5 かわさき健康づくり・食育プラン関連事業

集団に対する取組については、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度から回数・参加人数等とともに減少していたが、5類感染症に移行後、回数・参加人数等に回復傾向がみられ、令和6年度においても前年比で増加している。

○取組24 一般介護予防事業

新型コロナウイルス感染症流行以降、感染症対策としていこい元気広場事業において人数制限や隔週での開催を実施してきたが、近年は本来の定員での実施が可能となり参加者数の増加も見込まれることから、より一層の事業の普及啓発の強化や教室数の増加等を検討していく必要がある。

○取組30 人権関連事業

新型コロナウイルス感染症流行以降、一部の事業では感染症対策として会場での実施を中止していたが、5類感染症への移行に伴い、会場での実施を復活させた。また、オンラインの普及に伴い、会場とオンラインで同時に実施するなど、より効果的な手法による普及啓発の実施が必要になっている。

○取組55 「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」の推進

新型コロナウイルス感染症の対応にともなう生活様式の変化や、不安定な社会情勢等、変化の激しい社会において児童生徒の心のケアの必要性が高まっていることや、若者の自殺者数の増加という状況を受け、児童生徒の豊かな人間関係づくりや援助希求的態度の促進がますます必要となっている。

② 物価高騰等の社会経済状況による影響

物価高騰や円安などの経済的要因は、引き続き生活コストの上昇として市民生活に影響している。生活支援等に関する取組の記載によれば、生活費や家賃負担に関する相談件数は前年と同程度かやや増加の可能性が示唆されており、生活困難や家計不安を背景とした相談が多く寄せられているとともに、社会経済状況の影響を受け、相談内容が多様化していることや、支援が困難・長期化しているといった特徴もみられた。国際情勢の不安定化や雇用環境の変化も、こうした傾向を後押ししている可能性がある。また、第1章 図5自殺死亡者数における原因・動機別の割合において、自殺の原因・動機として「健康問題」に次いで「経済・生活問題」が多くなっていることもあり、影響については、自殺の現状と併せて推移を把握していく必要がある。

(各取組項目における例)

○取組6 「いのち、こころの教育」の推進

物価高騰の影響や脱炭素化に向けた取組により、教職員や保護者の理解啓発を図るための資料配布をデジタル化という新たな手法に移行していく必要があり、より効果的な理解啓発の方法を

模索することが必要となっている。

○取組 3 2 外国人窓口相談（多文化共生総合相談ワンストップセンター）

令和 6 年 6 月 2 1 日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されたことにより、技能実習制度が抜本的に見直され、育成就労制度が創設された。それに伴い、今後、より一層外国人市民が増加し、外国人窓口相談（多文化共生総合相談ワンストップセンター）相談件数も増加する見込みである。

○取組 3 8 生活困窮者への支援

失業を中心に、住まい、債務、メンタル等生活困窮者の複合的な課題に対応できるよう就労支援員、精神保健支援員、居住支援員、家計改善支援員等の相談支援員を配置し、個々の状況に合わせた就労支援等を行った。

○取組 3 9 生活保護制度による支援

相談件数は前年度と比較し減少となったが、長引く物価高騰の影響から、相談件数については増加の可能性も見込まれる。

○取組 5 5 ひとり親家庭の自立支援

令和 5 年 1 2 月に国が制定した「こども未来戦略」においても、「ひとり親家庭の自立と子育て支援は、こどもの貧困対策としても喫緊の課題である」とし、こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進に向けた支援強化の方向性について示しており、今後も貧困の連鎖を断ち切るためのこどもへの支援をはじめ、就労支援、経済的支援、養育費確保支援についても拡充が見込まれる。

分類した取組以外では、法律の制定や改正等による取組への影響について記載があり、記載のあった 2 1 項目については表 6 に一覧として取りまとめた。

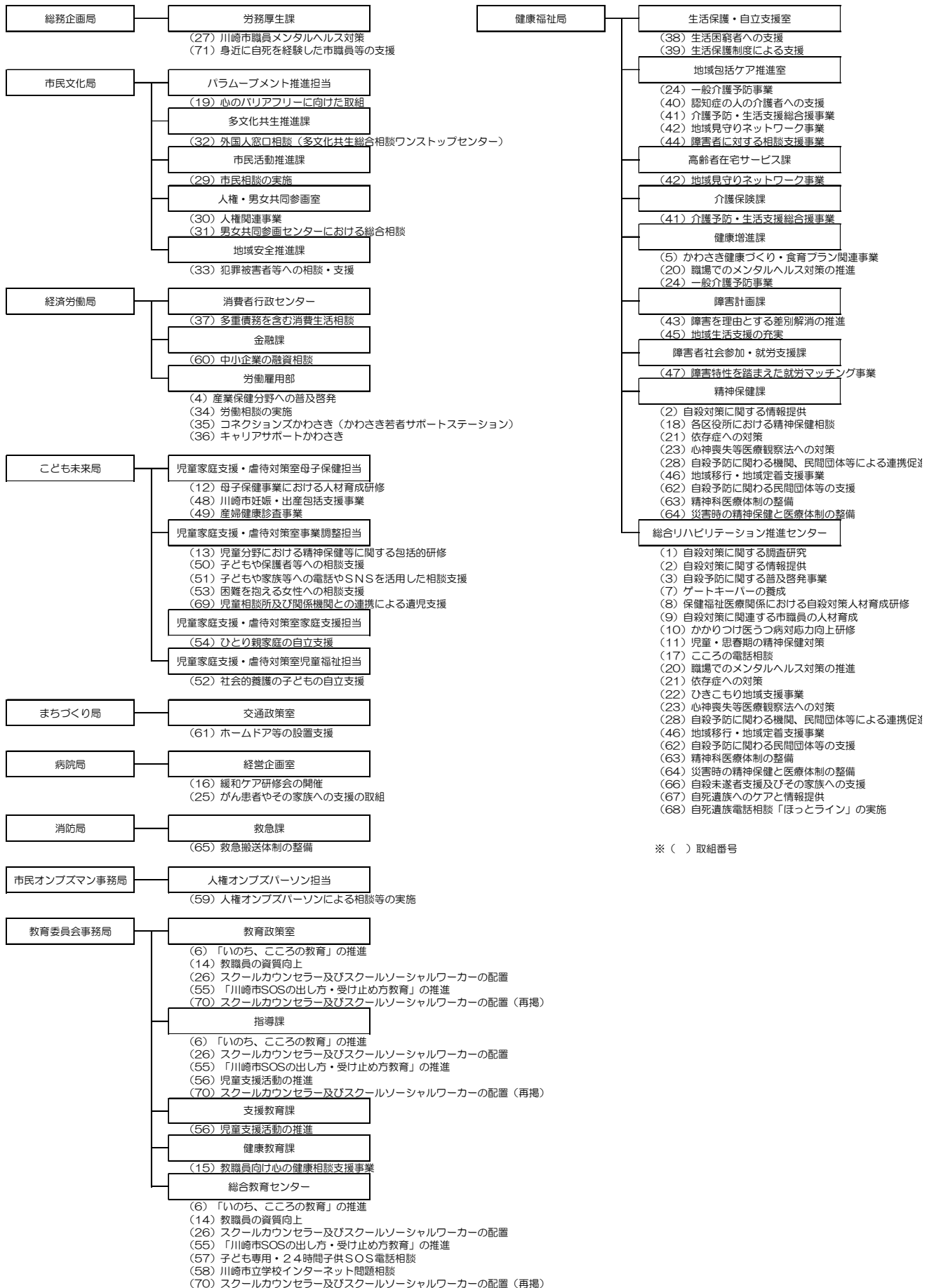
表6 取組に影響を与えた社会情勢とその影響一覧

取組番号	取組名称	取組に影響を与えた社会情勢とその影響	所管課
5	かわさき健康づくり・食育プラン関連事業	集団に対する健康教育では、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた令和2年度と比較すると実施回数・参加人数ともに右肩上がりに増加していたが、今回減少に転じた。また、集団に対する教育以外の取組については、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度から回数・参加人数等がともに減少していたが、5類感染症に移行後、感染症対策が個人の判断と変更になったこともあり回数・参加人数等に回復傾向がみられ、令和6年度においても前年比で増加している。	健康福祉局 健康増進課
6	「いのち、こころの教育」の推進	・新型コロナウイルス感染症の対応にともなう生活様式の変化や、不安定な社会情勢等、変化の激しい社会において児童生徒の心のケアの必要性が高まっていることや、若者の自殺者数の増加という状況を受け、児童生徒の豊かな人間関係づくりや援助希求的態度の促進がますます必要となっている。 ・物価高騰の影響や脱炭素化に向けた取組により、教職員や保護者の理解啓発を図るための資料配布をデジタル化という新たな手法に移行していく必要があり、より効果的な理解啓発の方法を模索することが必要となっている。	教育委員会事務局 教育政策室 総合教育センター 指導課
18	各区役所における精神保健相談	社会情勢の変化により生じる精神保健に関する多様なニーズを把握し、相談支援及び普及啓発に取り組んでいく必要が今後も求められると思われる。	健康福祉局 精神保健課
22	ひきこもり地域支援事業	令和7年1月に国から示された「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤」により、支援対象者が従来より広く捉えられるとともに、ひきこもり支援の目指す姿（自律）等が記載され、今後の支援の指針が示された。	健康福祉局 総合リハビリテーション 推進センター
23	心神喪失者等医療観察法への対策	高齢化が進むことにより、対象者の高齢化が進み、対象の支援機関も高齢者分野等幅広い理解が必要となってくることが想定される。	健康福祉局 総合リハビリテーション 推進センター 精神保健課
24	一般介護予防事業	新型コロナウイルス感染症流行以降、感染症対策としていこい元気広場事業において人数制限や隔週での開催を実施してきたが、近年は本来の定員での実施が可能となり参加者数の増加も見込まれることから、より一層の事業の普及啓発の強化や教室数の増加等を検討していく必要がある	健康福祉局 健康増進課 地域包括ケア推進室

取組 番号	取組名称	取組に影響を与えた社会情勢とその影響	所管課
26	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置	相談ニーズの高まりと相談内容の多様化・複雑化は小学校・特別支援学校で進み、学校巡回カウンセラーへの相談件数が増加した。	教育委員会事務局 教育政策室 総合教育センター 指導課
30	人権関連事業	新型コロナウイルス感染症流行以降、一部の事業では感染症対策として会場での実施を中止していたが、5類感染症への移行に伴い、会場での実施を復活させた。また、オンラインの普及に伴い、会場とオンラインで同時に実施するなど、より効果的な手法による普及啓発の実施が必要になっている。	市民文化局 人権・男女共同参画室
32	外国人窓口相談（多文化共生総合相談ワンストップセンター）	令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されたことにより、技能実習制度が抜本的に見直され、育成就労制度が創設された。 それに伴い、今後、より一層外国人市民が増加し、外国人窓口相談（多文化共生総合相談ワンストップセンター）相談件数も増加する見込みである。	市民文化局 多文化共生推進課
38	生活困窮者への支援	取組実績のとおり、生活困窮者に対し、就労だけでなく様々な相談支援を行うことで本人の状況に適した制度や関係機関につながり、自殺を予防するための取組となった。 ※失業を中心に、住まい、債務、メンタル等生活困窮者の複合的な課題に対応できるよう就労支援員、精神保健支援員、居住支援員、家計改善支援員等の相談支援員を配置し、個々の状況に合わせた就労支援等を行った。	健康福祉局 生活保護・自立支援室
39	生活保護制度による支援	相談件数は前年度と比較し減少となったが、長引く物価高騰の影響から、相談件数については増加の可能性も見込まれる。学習支援・居場所づくり事業においても新型コロナウイルス感染症の流行時は集合型での実施の一部中止や交流型イベントの休止などの影響があったが、現在は概ね正常化している。	健康福祉局 生活保護・自立支援室
43	障害を理由とする差別解消の推進	令和3年6月4日に成立した障害者差別解消法が、令和6年4月1日に改正施行され、民間事業者においても行政機関と同様に合理的配慮の提供が義務化されることとなった。	健康福祉局 障害計画課
44	障害者に対する相談支援事業	本市における障害児・者数及び障害者相談支援センターの相談対応件数、計画相談支援利用者数等は年々増加しており、障害者の相談ニーズが増加する中、限られた資源でより多くの相談に対応できるようにするために障害者相談支援センター、区役所、地域リハビリテーションセンター等地域の相談支援に関わる機関の役割・機能の強化や職員の人材育成を進めていく必要がある。	健康福祉局 地域包括ケア推進室

取組 番号	取組名称	取組に影響を与えた社会情勢とその影響	所管課
4 5	障害者の地域生活支援の充実	支援ニーズの増加・多様化、高齢化、障害の重度化・重複化等に対応するため、身近な地域において多様なニーズに対応した支援サービスを効果的かつ効率的に受けられる体制が必要となっている。	健康福祉局 障害計画課
5 4	ひとり親家庭の自立支援	令和5年12月に国が制定した「こども未来戦略」においても、「ひとり親家庭の自立と子育て支援は、こどもの貧困対策としても喫緊の課題である」とし、こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進に向けた支援強化の方向性について示しており、今後も貧困の連鎖を断ち切るためのこどもへの支援をはじめ、就労支援、経済的支援、養育費確保支援についても拡充が見込まれる。	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 家庭支援担当
5 5	「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」の推進	新型コロナウイルス感染症の対応にともなう生活様式の変化や、不安定な社会情勢等、変化の激しい社会において児童生徒の心のケアの必要性が高まっていることや、若者の自殺者数の増加という状況を受け、児童生徒の豊かな人間関係づくりや援助希求的態度の促進がますます必要となっている。	教育委員会事務局 教育政策室 総合教育センター 指導課
5 7	子ども専用・24時間子供SOS電話相談	不登校の増加に伴い、不安や辛さを抱えた相談電話も増加した。学校との関係がこじれ、電話相談だけでは対応が難しいケースが出てきている。	教育委員会事務局 総合教育センター
6 0	中小企業の融資相談	令和6年度中に、新型コロナウイルス感染症の対応が終了したことから、制度や支援内容の変更があった。	経済労働局 金融課
6 1	ホームドア等の設置支援	南武線登戸駅（副本線）と武蔵中原駅（副本線）は、世界的な半導体不足の影響により、電子部品の調達が困難となり、他駅でのホームドア製品の納入が遅れていたため、JR東日本との協議・調整により、それぞれ使用は開始されているが、整備完了は令和7年度にすることとした。	まちづくり局 交通政策室
6 2	自殺予防に関わる民間団体等への支援	新型コロナウイルス感染症流行を背景とした相談内容の多様化。	健康福祉局 総合リハビリテーション 推進センター 精神保健課
7 0	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置（再掲）	相談ニーズの高まりと相談内容の多様化・複雑化は小学校・特別支援学校で進み、学校巡回カウンセラーへの相談件数が増加した。	教育委員会事務局 教育政策室 総合教育センター 指導課

図 1 1 第4次川崎市自殺対策総合推進計画取組項目一覧



※（ ）取組番号

図12 自殺予防のサポートにおける介入戦略ごとの分類

全体的予防介入

重点

- ・自殺対策に関する調査研究（健康福祉局）
- ・自殺予防に関する普及啓発事業（健康福祉局）
- ・グートキーパーの養成（健康福祉局）
- ・自殺対策に関連する市職員の人材育成（健康福祉局）
- ・児童思春期の精神保健対策（健康福祉局）
- ・自殺予防に関わる機関、民間団体等による連携促進（健康福祉局）

基本

- ・自殺対策に関する情報提供（健康福祉局）
- ・産業保健分野への普及啓発（経済労働局）
- ・かわさき健康づくり・食育プラン関連事業（健康福祉局）
- ・教職員の資質向上（教育委員会事務局）
- ・心のバリアフリーに向けた取組（市民文化局）
- ・一般介護予防事業（健康福祉局）
- ・川崎市職員メンタルヘルス対策（総務企画局）
- ・障害を理由とする差別解消の推進（健康福祉局）
- ・「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」の推進（教育委員会）

関連

- ・ホームドア等の設置支援（まちづくり局）

選択的予防介入

重点

- ・保健福祉医療関係における自殺対策人材育成研修（健康福祉局）
- ・各区役所における精神保健相談（健康福祉局）

基本

- ・かかりつけ医うつ病対応力向上研修（健康福祉局）
- ・母子保健事業における人材育成研修（こども未来局）
- ・児童分野における精神保健等に関する包括的研修（こども未来局）
- ・教職員向け心の健康相談支援事業（教育委員会事務局）
- ・緩和ケア研修会の開催（病院局）
- ・職場でのメンタルヘルス対策の推進（健康福祉局）
- ・依存症への対策（健康福祉局）
- ・がん患者やその家族への支援の取組（病院局）
- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置（教育委員会事務局）
- ・市民相談の実施（市民文化局）
- ・人権関連事業（市民文化局）
- ・男女共同参画センターにおける総合相談（市民文化局）
- ・外国人窓口相談（多文化共生総合相談ワンストップセンター）（市民文化局）
- ・犯罪被害者等への相談・支援（市民文化局）
- ・労働相談の実施（経済労働局）
- ・コネクションかわさき（かわさき若者サポートステーション）（経済労働局）
- ・キャリアサポートかわさき（経済労働局）
- ・多重債務を含む消費生活相談（経済労働局）
- ・生活困窮者への支援（健康福祉局）
- ・生活保護制度による支援（健康福祉局）
- ・認知症の人への介護者への支援（健康福祉局）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（健康福祉局）
- ・地域見守りネットワーク事業（健康福祉局）
- ・障害を理由とする差別解消の推進（健康福祉局）
- ・障害者に対する相談支援事業（健康福祉局）
- ・障害者の地域生活支援の充実（健康福祉局）
- ・地域移行・地域定着支援事業（健康福祉局）
- ・障害特性を踏まえた就労マッチング事業（健康福祉局）
- ・川崎市妊娠・出産包括支援事業（こども未来局）
- ・産婦健康診査事業（こども未来局）
- ・子どもや保護者等への相談支援（こども未来局）
- ・子どもや家族等への電話やSNSを活用した相談支援（こども未来局）
- ・社会的養護の子どもへの自立支援（こども未来局）
- ・困難を抱える女性への相談支援（こども未来局）
- ・ひとり親家庭の自立支援（こども未来局）
- ・児童支援活動の推進（教育委員会事務局）
- ・子ども専用・24時間子供SOS電話相談（教育委員会事務局）
- ・川崎市立学校インターネット問題相談（教育委員会事務局）
- ・人権オンブズパーソンによる相談等の実施（市民オンブズマン事務局）
- ・自殺予防に関わる民間団体等への支援（健康福祉局）
- ・災害時の精神保健と医療体制の整備（健康福祉局）

関連

- ・中小企業の融資相談（経済労働局）

個別的予防介入

重点

- ・こころの電話相談（健康福祉局）
- ・各区役所における精神保健相談（健康福祉局）
- ・精神科医療体制の整備（健康福祉局）
- ・自殺未遂者及びその家族への支援（健康福祉局）
- ・自死遺族へのケアと情報提供（健康福祉局）

基本

- ・ひきこもりの地域支援事業（健康福祉局）
- ・心神喪失者等医療観察法への対策（健康福祉局）
- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置（教育委員会事務局）
- ・自死遺族電話相談「ほっとライン」の実施（健康福祉局）
- ・児童相談所及び関係機関との連携による遺児支援（こども未来局）
- ・身近に自死を経験した市職員等の支援（総務企画局）

関連

- ・救急搬送体制の整備（消防局）

＜全体的予防介入＞リスクの度合いを問わず全ての人を対象とし、サポートを受けることへの障壁を取り除いたり、自殺の手段に近づきにくくしたりする取組を「地域づくり」として進めるもの。

＜選択的予防介入＞地域のサポートを強化する取組を、「地域づくり」や「個人の生活を守る取組」として進めるもの。

＜個別的予防介入＞自殺の危険が迫った個人へのサポート、「個人の生活を守る取組」として進めるもの。

第4章 令和6年度の計画の達成状況と評価

1 第4次川崎市自殺対策総合推進計画の定量的な目標について

第4次計画では、平成30年から令和5年の厚生労働省の人口動態統計における自殺死亡率の平均のうち、計画策定時に確定していた期間（平成30年から令和4年）の自殺死亡率の平均14.2を基準として、令和6年から令和11年の自殺死亡率の平均を5%以上減少（13.5未満）することを目指すとしている。

本市の自殺死亡者数は平成10年の自殺死亡者急増後は減少傾向にあった。しかし、平成17年を下げ止まりとして反転し、平成21年まで上昇の傾向が見られていたが、平成22年からは減少傾向であった。

このような経過を勘案し、平成22年からの減少傾向を維持させることを目標としている。

定量的な目標の設定は、川崎市においては人口増加が続いていることを踏まえて自殺死亡率を採用し、かつ社会変化による影響のある中でも自殺死亡率の減少を維持するよう目標を設定している。なお、計画期間が6年かつ、自殺死亡率の単年における変動が大きいため、6年平均の自殺死亡率を指標としている。

2 第4次川崎市自殺対策総合推進計画の定性的な目標について

第1次計画では定性的な目標は定めていなかったが、「ひとりでも多くのいのちを守る」という考え方に基づき対策を進め、川崎市自殺対策評価委員会における提案を踏まえ、定性的な評価も行ってきた。

第2次計画では、定性的な目標を、「自殺の実態分析を踏まえた科学的根拠や必要性・有効性・効率性に基づく取組及び自殺予防のための全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入に当たる取組を進め、総合的な自殺対策の推進を図る」とした。

第3次計画においても、第2次計画と同じ定性的な目標を設定し、各取組項目において自殺予防のサポートにおける介入戦略、自殺対策における介入段階を踏まえ、総合的な自殺対策の推進を図るとした。

第4次計画では、自殺の実態分析を踏まえた科学的根拠や必要性・有効性・効率性に基づく取組は一定定着したことから、定性的な目標は「全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入に当たる取組を進め、総合的な自殺対策の推進を図る」としている。

3 定量的な目標の達成状況と評価

人口動態統計によると、令和6年の自殺死亡者数は223人※1で、令和5年の222人と比べ微増となった。年齢階級別では、前年と比較し50歳代に大幅な減少がみられた一方、20～40歳代、60～80歳代以上で一部増加がみられた。また、19歳以下は横ばいで推移した。

また令和6年の自殺死亡率は14.4※1であり、令和5年の14.4と比較して横ばいとなった。なお、自殺死亡者数が微増したにも関わらず自殺死亡率が横ばいとなった理由は、本市の人口増加が要因であると考えられる。全国平均と比較すると本市は下回っている状況が続いている。

これまで人口動態統計における自殺死亡者数及び自殺死亡率とともに、平成22年以降、減少傾向であったが、令和元年度以降は小さい変動を繰り返しており、令和6年において、自殺死亡率は前年と横ばいで推移した。変動の背景の直接的な原因を明らかにすることは難しい部分があるが、外的要因として未だ残存する新型コロナウイルス感染症をきっかけとした生活様式の変化や、物価高騰等の影響等は少なくないと考えられる。第4次計画に位置付ける市民生活の基盤を支える取組の継続の他、相談窓口の周知とゲートキーパーなどの身近な人の支え手を増やす取組の強化を進めていく必要がある。

なお、第4次計画に掲げる「計画期間中に自殺死亡率を13.5未満とする」という定量的な目標については、令和6年から令和11年の自殺死亡率の平均により達成状況と評価を行っていくため、引き続き自殺関連統計の分析を通して自殺死亡率の把握の他、自殺の実態把握に取り組んでいく。

※1 「令和6年人口動態統計（確定値）」による

4 定性的な目標の達成状況と評価

令和6年度は、第4次川崎市自殺対策総合推進計画の定性的な目標である「全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入に当たる取組を進め、総合的な自殺対策の推進を図る」ことを踏まえ、前計画での取組と課題を引き継ぎつつ、各施策を着実に実施した。

自殺に関連する要因は複雑であり、各分野の相談機関だけでなく、地域での支えあい等も含めた総合的な対策が必要である。この点については、本報告書第3章及び参考資料に記載のとおり、総合リハビリテーション推進センターを中心に、庁内各局および庁外の関係機関・団体による取組を継続的に実施してきた。また、第3章の「図12自殺予防のサポートにおける介入戦略ごとの分類」に示しているとおり、全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入の3つの段階に対応した自殺対策を展開し、総合的な自殺対策の推進が図られた。

全体的予防介入における取組として、普及啓発活動ではゲートキーパー養成研修や啓発イベントを計画どおり実施し、市民の自殺予防に関する理解促進に寄与した。選択的予防介入における取組としては、相談体制の充実として、電話・対面・オンラインなど複数の手段による相談受付を継続し、幅広い層の相談に対応できる体制を維持した。個別的予防介入における取組としては、「自死遺族のつどい（かわさきこもれびの会）」について、これまで実施していた自死遺族同士の交流に加え、相談スペースやフリースペースを設けて対応する等、一部運営手法の見直しを実施し、自死遺族のニーズを踏まえた総合的な支援を実施した。

関係機関との連携面では、庁内勉強会を通じて全国的に自殺死亡者数の増加がみられている若年層への対応に関する情報共有と課題整理を行い、部局横断的な連携基盤を強化した。また、自殺対策評価委員会からは、年齢階級及び分野別の取組を関係部局と協力して進めるよう助言があり、これを踏まえた対応方針の検討を開始した。

これらの取組状況により、第4次計画で掲げる定性的な目標については、おおむね達成できたと評価できる。今後については、より取組を強化していくため年齢階級別の自殺の状況等を踏まえたライフステージ別の対策の推進について検討を進めていく。

参 考

1 計画の取組項目の令和6年度における実施状況について

取組 番号	名称	所管課	ページ
1	自殺対策に関する調査研究	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター	40
2	自殺対策に関する情報提供	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター 健康福祉局精神保健課	40
3	自殺予防に関する普及啓発事業	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター	41
4	産業保健分野への普及啓発	経済労働局労働雇用部	41
5	かわさき健康づくり・食育プラン関連事業	健康福祉局健康増進課	42
6	「いのち、こころの教育」の推進	教育委員会事務局教育政策室 教育委員会事務局総合教育センター 教育委員会事務局指導課	42
7	ゲートキーパーの養成	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター	43
8	保健福祉医療関係における自殺対策人材育成研修		43
9	自殺対策に関連する市職員の人材育成		44
10	かかりつけ医うつ病対応力向上研修		44
11	児童・思春期の精神保健対策		45
12	母子保健事業における人材育成研修	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 母子保健担当	45
13	児童分野における精神保健等に関する包括的研修	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 事業調整担当	46
14	教職員の資質向上	教育委員会事務局総合教育センター 教育委員会事務局教育政策室	46
15	教職員向け心の健康相談支援事業	教育委員会事務局健康教育課	47
16	緩和ケア研修会の開催	病院局経営企画室	47
17	こころの電話相談	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター	48
18	各区役所における精神保健相談	健康福祉局精神保健課	48
19	心のバリアフリーに向けた取組	市民文化局パラムーブメント推進担当	49
20	職場でのメンタルヘルス対策の推進	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター 健康福祉局精神保健課	49
21	依存症への対策		50
22	ひきこもり地域支援事業	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター	50
23	心神喪失者等医療観察法への対策	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター 健康福祉局精神保健課	51
24	一般介護予防事業	健康福祉局健康増進課 健康福祉局地域包括ケア推進室	51
25	がん患者やその家族への支援の取組	病院局経営企画室	52

取組 番号	名称	所管課	ページ
26	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置	教育委員会事務局教育政策室 教育委員会事務局総合教育センター 教育委員会事務局指導課	5 2
27	川崎市職員メンタルヘルス対策	総務企画局労務厚生課	5 3
28	自殺予防に関わる機関、民間団体等による連携促進	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター 健康福祉局精神保健課	5 3
29	市民相談の実施	市民文化局市民活動推進課	5 4
30	人権関連事業	市民文化局人権・男女共同参画室	5 4
31	男女共同参画センターにおける総合相談		5 5
32	外国人窓口相談 (多文化共生総合相談ワンストップセンター)	市民文化局多文化共生推進課	5 5
33	犯罪被害者等への相談・支援	市民文化局地域安全推進課	5 6
34	労働相談の実施	経済労働局労働雇用部	5 6
35	コネクションズかわさき (かわさき若者サポートステーション)		5 7
36	キャリアサポートかわさき		5 7
37	多重債務を含む消費生活相談	経済労働局消費者行政センター	5 8
38	生活困窮者への支援	健康福祉局生活保護・自立支援室	5 8
39	生活保護制度による支援		5 9
40	認知症の人の介護者への支援	健康福祉局地域包括ケア推進室	5 9
41	介護予防・生活支援総合事業	健康福祉局介護保険課 健康福祉局地域包括ケア推進室	6 0
42	地域見守りネットワーク事業	健康福祉局高齢者在宅サービス課 健康福祉局地域包括ケア推進室	6 0
43	障害を理由とする差別解消の推進	健康福祉局障害計画課	6 1
44	障害者に対する相談支援事業	健康福祉局地域包括ケア推進室	6 1
45	障害者の地域生活支援の充実	健康福祉局障害計画課	6 2
46	地域移行・地域定着支援事業	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター 健康福祉局精神保健課	6 2
47	障害特性を踏まえた就労マッチング事業	健康福祉局障害者社会参加・就労支援課	6 3
48	川崎市妊娠・出産包括支援事業	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 母子保健担当	6 3
49	産婦健康診査事業		6 4
50	子どもや保護者等への相談支援	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 事業調整担当	6 4
51	子どもや家族等への電話やSNSを活用した相談支援		6 5

取組 番号	名称	所管課	ページ
52	社会的養護の子どもの自立支援	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当	6 5
53	困難を抱える女性への相談支援	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 事業調整担当	6 6
54	ひとり親家庭の自立支援	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 家庭支援担当	6 6
55	「川崎市ＳＯＳの出し方・受け止め方教育」の推進	教育委員会事務局教育政策室 教育委員会事務局総合教育センター 教育委員会事務局指導課	6 7
56	児童活動支援の推進	教育委員会事務局指導課 教育委員会事務局支援教育課	6 7
57	子ども専用・２４時間子供ＳＯＳ電話相談	教育委員会事務局総合教育センター	6 8
58	川崎市立学校インターネット問題相談		6 8
59	人権オンブズパーソンによる相談等の実施	市民オンブズマン事務局人権オンブズパー ソン担当	6 9
60	中小企業の融資相談	経済労働局金融課	6 9
61	ホームドア等の設置支援	まちづくり局交通政策室	7 0
62	自殺予防に関わる民間団体等への支援	健康福祉局総合リハビリテーション推進 センター 健康福祉局精神保健課	7 0
63	精神科医療体制の整備		7 1
64	災害時の精神保健と医療体制の確保		7 1
65	救急搬送体制の整備	消防局救急課	7 2
66	自殺未遂者及びその家族への支援	健康福祉局総合リハビリテーション推進 センター	7 2
67	自死遺族へのケアと情報提供		7 3
68	自死遺族電話相談「ほっとライン」の実施		7 3
69	児童相談所及び関係機関との連携による遺児支援	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 事業調整担当	7 4
70	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー の配置（再掲）	教育委員会事務局教育政策室 教育委員会事務局総合教育センター 教育委員会事務局指導課	7 4
71	身近に自死を経験した市職員等の支援	総務企画局労務厚生課	7 5

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書への記載内容について

報告書様式の各項目の記載内容については、下記のとおり、各取組所管課より記載を受けた。

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書					
①		項 目		②	
取組番号	③	取組名称	④		
取組目的	⑤				
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無
⑥		⑦		⑧	⑨
1					
2					
3					
取 組 実 績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)					
⑩					
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)					
⑪					
主要指標		目標		実績	
1	⑫	⑬		⑭	
2					
取組の成果					
⑮					
目的・目標の達成に向けた課題					
⑯					
今後の取組の方向性及び改善点					
⑰					
所管課					
⑱					

- ① 該当する基本方針
- ② 川崎市自殺対策の推進に関する条例第9条第1項に規定された該当する事項(項目)
- ③ 取組番号
- ④ 取組項目の名称
- ⑤ 取組項目の目的
- ⑥ 川崎市総合計画第3期実施計画における構成事務事業名称
- ⑦ 川崎市総合計画第3期実施計画・令和6年度事務事業評価結果より抜粋した予算額及び決算額
- ※ 予算額における補助金等については、一般財源以外(国庫支出金や事業収入等)の金額の合計
- ⑧ 取組実績に記載の事業の外部委託の有無
- ⑨ 取組実績に記載の事業の次年度以降の事業変更の可能性の有無
- ⑩ 取組における実績等
- ⑪ 取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)
- ⑫ 第4次川崎市自殺対策総合推進計画における主要指標
- ⑬ ⑫における目標
- ⑭ ⑫における実績
- ⑮ 令和6年度における取組の成果
- ⑯ 令和6年度における目的・目標の達成に向けた課題
- ⑰ 今後の取組の方向性及び改善点
- ⑱ 取組項目所管課

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書							
方針1 自殺の実情を知る		項 目	自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供				
取組番号	1	取組名称	自殺対策に関する調査研究				
取組目的	川崎市における自殺の実態把握のため、厚生労働省人口動態統計や警察庁自殺統計を用いた分析を行う。また、地域の関係機関と協働した自殺未遂者等の実態把握や、こころの健康に関する意識調査等を行う。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業		30,065千円	18,884千円	17,456千円	あり	なし
2							
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
上記構成事務事業の中で、下記の取組を行っている。							
根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例							
●自殺統計の分析及び公表 厚生労働省人口動態統計及び、「かながわ自殺対策会議」を通して、神奈川県警察本部から自殺統計原票に基づく神奈川県警察本部集計データの提供を受け、自殺統計の基本集計を行った。							
●分析結果の公表 「川崎市自殺対策の推進に関する報告書(令和5年度版)」の中で、「川崎市における自殺の概要」として掲載し、公表した。							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
主要指標			目標		実績		
1	厚生労働省人口動態統計を用いた統計分析の実施		実施する		実施した		
2	警察庁自殺統計を用いた統計分析の実施		実施する		実施した		
取組の成果							
川崎市における長期的な自殺に関する統計の蓄積がなされており、自殺対策を進めていく上での基礎資料の整理ができている。							
目的・目標の達成に向けた課題							
川崎市の自殺統計及び関連情報の分析を行うことで、各区の自殺の現状の把握や原因を究明し、その特性や状況に合わせた支援を検討する必要がある。							
今後の取組の方向性及び改善点							
自殺統計及び関連する統計のより詳細な分析を行うため、引き続き外部専門機関へ統計分析の一部を委託し、効率的な運用を図る。その上で、川崎市における人口動態統計及び警察庁自殺統計等の分析、川崎市が保有する統計や情報を活用した自殺の実態分析とハイリスク者の同定方法の検討、自殺死亡数や自殺死亡率の変動要因、背景等の分析を行い、現代情勢も踏まえながら、地域特性に合わせた支援を実施するための基礎資料を、引き続き蓄積していく。							
所管課							
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書							
方針1 自殺の実情を知る		項 目	自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供				
取組番号	2	取組名称	自殺対策に関する情報提供				
取組目的	川崎市における自殺の現状や自殺対策の取組について、ホームページ等に掲載するとともに、広く情報提供を行う。また、毎年度、川崎市自殺対策の推進に関する報告書を作成し、公表する。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業		30,065千円	18,884千円	17,456千円	あり	なし
2							
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
上記構成事務事業の中で、下記の取組を行っている。							
根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例							
●相談先情報の集約 川崎市ホームページにおいて、こころの健康に関する相談先を集約し、掲載した。また、同ホームページ内に自殺予防に関する相談先を記載したリーフレットのデータを公開した。							
●報道資料提供及び公表 「川崎市自殺対策の推進に関する報告書(令和5年度版)」について作成し、川崎市における自殺の概要や各取組項目について各所管課からの報告を整理し、掲載した。また、同報告書を報道資料提供するとともに、ホームページ等で公開した。							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
主要指標			目標		実績		
1	川崎市自殺対策の推進に関する報告書の発行		発行する		発行した		
2							
取組の成果							
自殺の背景には様々な原因・動機があり、それらに対応する相談先の周知やより確実にアクセスできることが大切であり、それを踏まえたリーフレット作成等を行った。また、平成28年度以降、川崎市における自殺の現状と前年度の取組、川崎市自殺対策総合推進計画の進捗状況をまとめた「川崎市自殺対策の推進に関する報告書」を発行しており、これまでの自殺対策の経過を整理することができている。							
目的・目標の達成に向けた課題							
自殺の現状や自殺対策の取組について、市民等がアクセスかつ理解しやすいようにホームページの内容や構成について随時見直す必要がある。また、相談先の情報に関しては、対面や電話だけでなく多様な手法があるため、本市の窓口に限らず、広く情報にアクセスできる工夫を検討する。							
今後の取組の方向性及び改善点							
市民等が自殺の現状や自殺対策の取組について、関連情報へアクセスしやすいようにホームページの内容を随時見直しながら、必要な情報が得られるように体系的な整理を行うことで、川崎市の自殺対策について広く市民に対して周知できる環境を整えていく。							
所管課							
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター・精神保健課							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書						
方針1 自殺の実情を知る		項 目	自殺の防止等に関する市民の理解の増進			
取組番号	3	取組名称	自殺予防に関する普及啓発事業			
取組目的	世界自殺予防デー、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を中心に、街頭キャンペーンや様々な広報媒体を通して、自殺予防対策推進キャラクター「うさっぴー」を活用した普及啓発活動を実施する。また、自殺に関する知識の普及や理解の促進を目的に講演会等の実施や、メンタルヘルスや自殺予防に関する相談機関に関するリーフレット等を作成し、関係機関や団体と連携し、周知を進める。					
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無 事業変更の可能性
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業		30,065千円	18,884千円	17,456千円	あり なし
取 組 実 績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事務事業の中で、以下の取組を行っている。						
根拠法令：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例						
●事業概要 市民にメンタルヘルスや自殺についての正しい理解を広め、様々な相談窓口の情報を届けることを目的に、各種広告媒体の活用や一般イベントにおける普及啓発グッズの配布等を行った。また、社会福祉法人川崎いのちの電話と共催で市民講演会「こころの健康セミナー」を開催した。						
●事業内容 ○鉄道車内広告（JR東日本南武線・鶴見線車両） 年間2回実施（令和6年9月及び令和7年3月、各1か月間） ○アゼリア街頭モニター（アゼリアビジョン）での相談案内CMの放映 年間2回実施（令和6年9月8日～9月14日及び令和7年3月1日～3月7日） ○アゼリア（川崎地下街）展示コーナー（自由通路）での普及啓発展示 年間2回実施（令和6年9月15日～9月29日、令和7年3月1日～3月15日） ○ライトアッププロジェクト（川崎マリエン） 自殺予防週間（令和6年9月10日～9月16日）において、川崎マリエン、アトレ川崎及び夢の絆・川崎をグリーン（神奈川県内のゲートキーパー研修修了者に配布されるバッチの色）にライトアップ ○普及啓発物の配布 令和6年9月に普及啓発グッズ及び相談先リーフレット等を市内金融機関や図書館等を通じて、3,000個配布。 ○ラジオ放送 令和7年3月19日、FMかわさきの番組「かわさきホットスタジオ」（行政提供番組）にて、自殺予防やメンタルヘルス、休養・こころの健康に関する啓発、相談先の周知を行った。 ○「かわさき労働情報」への記事掲載 市内中小企業2,000か所へ発送の労働関係情報誌（令和6年9月号）に、啓発記事を掲載した。 ○他機関での普及啓発グッズの配布 区役所や関係機関からの要請に応じ普及啓発グッズを提供し、各種イベントや研修で配布。 ○市民講演会「こころの健康セミナー」 日時：令和6年8月9日（金） 14:00～16:45 場所：川崎市コンベンションホール ホールB ※オンライン併用 内容：第1部 講演 能登半島地震の現場からみるメンタルヘルス（講師）北村 立 氏（石川県立こころの病院 院長） 第2部 シンポジウム 「災害に備える」（シンポジスト）柿沼 矩子 氏（川崎市認知症ネットワーク 代表）／岡崎 重人 氏（NPO法人川崎ダルク支援会 理事長） 田中 美砂子 氏（中部地域生活支援センターはるかぜ 施設長）／濱田 由夏 氏（中部地域生活支援センターはるかぜ ビススタッフ） 北村 立 氏（石川県立こころの病院 院長） 進行／竹島 正（川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター 所長） 参加者数：140名						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）						
主要指標			目 標		実 績	
1	自殺予防週間における普及啓発物の配布		3,000個		3,000個	
2	市民向け講演会の実施		1回以上		1回	
3	心のサポーター養成研修の開催		2回		3回	
取組の成果						
多様な広報媒体の活用や民間団体等の協力を得て、広く市民に自殺予防に関する情報を提供できてきている。						
目的・目標の達成に向けた課題						
普及啓発における機会の確保や手法のさらなる検討をするとともに、関係各所に様々な方法でアプローチを行うことが必要である。ハイブリットな形で効率的に普及啓発ができる方法を模索する。						
今後の取組の方向性及び改善点						
これまで実施してきた普及啓発の手法にとらわれず、市民の生活様式や新たな広報媒体等を広く把握し、効果的な普及啓発を実施していく。また、これまでも実施してきているが、近隣都市からの往来が多いことを鑑み、神奈川県及び横浜市、相模原市等の近隣自治体とともに協調した普及啓発に今後も取り組んでいく。						
所管課						
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター						

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書						
方針1 自殺の実情を知る		項 目	自殺の防止等に関する市民の理解の増進			
取組番号	4	取組名称	産業保健分野への普及啓発			
取組目的	各個人が抱えるこころの悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、市内企業の労働者にこころの健康に関する正しい知識を伝える。					
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無 事業変更の可能性
1	勤労者福祉対策事業		114,869千円	100,240千円	113,832千円	あり なし
2						
3						
取 組 実 績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事業の一部として、下記の取組を行っている。						
毎月1回、およそ2,000部発行の冊子「かわさき労働情報」(市内5人以上の事業所、労働組合及び関係機関等に送付)に、こころの健康に関する不調のサインの発見やその回復方法等についての記事、及び相談窓口の案内等を掲載した。						
【記事のタイトルと主な内容】						
・労働相談のご案内(働く人のメンタルヘルス相談の窓口を紹介)						
・こころの健康について(休息やリフレッシュの大切さについて伝えるとともに、「こころの電話相談」窓口を紹介)						
・世界自殺予防デー(ゲートキーパーの役割の説明、相談窓口の紹介)						
・労働相談Q&A(労働に関する各種相談とその回答を掲載)						
・労働相談会の案内(市内各地で開催される労働相談会等の案内)						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)						
主要指標			目 標		実 績	
1	「かわさき労働情報」へのこころの健康に関する記事の掲載		2回		12回	
2						
取組の成果						
「かわさき労働情報」にメンタルヘルス関連の記事を掲載し、冊子の配布に加えて川崎市ホームページなどで広報することにより、こころの健康に関する正しい知識の普及に寄与した。						
目的・目標の達成に向けた課題						
専門家意見等を聴取し、新しい情報を取り入れていく必要がある。						
今後の取組の方向性及び改善点						
引き続き「かわさき労働情報」の誌面にメンタルヘルス対策関連の記事を積極的に掲載し、自殺防止対策について啓発を行う。						
所管課						
経済労働局 労働雇用部						

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書							
方針1 自殺の実情を知る		項 目	自殺の防止等に関する市民の理解の増進				
取組番号	5	取組名称	かわさき健康づくり・食育プラン関連事業				
取組目的	積極的に休養し、ストレスを上手に解消することを目標に掲げ、十分な睡眠の確保やストレスの解消、適量飲酒等について推進し、休養・こころの健康について普及啓発する。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	健康づくり事業		134,363千円	36,132千円	121,820千円	なし	なし
2							
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
上記構成事務事業の中の一部で、健康づくり普及啓発事業として以下の内容に取組んでいる。							
●事業概要 「かわさき健康づくり・食育プラン」に基づき、心身の健康に関する講話等を各区役所地域まもり支援センターが実施した。こころの健康づくりとともに、こころの健康に影響する身体 の健康保持・増進について、主に市民を対象として行っている。							
●実績 年代を特定しない集団に対する健康教育（テーマ：身体活動・運動、健康増進、栄養、歯科、感染予防に係る教育等）を927回、18,473名に実施した。また、集団に対する教育以外の取組（啓発物やHPやデジタルサイネージ等による広報、イベント、会議等）を318回、延べ686,078名に対して実施した。							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）							
集団に対する健康教育では、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた令和2年度と比較すると実施回数・参加人数ともに右肩上がりに増加していたが、今回減少に転じた。また、集団に対する教育以外の取組については、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度から回数・参加人数等がともに減少していたが、5類感染症に移行後、感染症対策が個人の判断と変更になったこともあり回数・参加人数等に回復傾向がみられ、令和6年度においても前年比で増加している。							
主要指標			目 標		実 績		
1	川崎市健康意識実態調査における割合 よく眠れる人の増加		84.1%		79.5% (令和4年度)		
2	川崎市健康意識実態調査における割合 ストレス対処方法がある人の増加		87.4%		79.9% (令和4年度)		
取組の成果							
取組実績のとおり、こころの健康づくりやこころの健康に影響する身体 の健康保持・増進について各種普及啓発を実施し、自殺予防活動の基盤としての取組となった。							
目的・目標の達成に向けた課題							
令和4年度に行った健康及び食育意識実態調査の結果では、主要指標について目標に達していないため取組を継続する。休養やこころの健康は身体 の健康と関連があるため、様々な取組と連携をしながら取組を進める必要がある。 飲酒が過剰である場合、健康に影響を及ぼすこともあることから、適度な飲酒量や他の方法でのストレス対処法についても啓発する必要がある。							
今後の取組の方向性及び改善点							
・ライフスタイルや年代に応じたストレス対処への支援 ・適正飲酒量、ストレス対処法についての普及啓発 ・こころの健康に影響する「身体活動・運動」をはじめとした健康保持・増進に係る普及啓発							
所管課							
健康福祉局 健康増進課							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書							
方針1 自殺の実情を知る		項 目	自殺の防止等に関する市民の理解の増進				
取組番号	6	取組名称	「いのち、こころの教育」の推進				
取組目的	相互の助け合いや自己肯定感の醸成が自殺予防につながることから、子どもに自分の存在を肯定し、他者を尊重することの重要性を活動を通じて伝える。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	キャリア在り方生き方教育推進事業		13,098千円	0千円	11,127千円	なし	なし
2	共生・共育推進事業		2,110千円	0千円	2,043千円	あり	なし
3	人権尊重教育推進事業		6,539千円	760千円	6,141千円	なし	なし
4	道徳教育推進事業		55千円	55千円	50千円	なし	なし
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
○「キャリア在り方生き方教育」において「みんな一緒に生きている」の視点で教育活動を見直すことを含んだ研修 担当者研修会3回、採用前研修会1回、訪問研修等を117回実施。 ○豊かな人間関係を育むための「かわさき共生＊共育プログラム」 全ての市立小・中学校で年間7時間を標準時数として実施。高等学校及び特別支援学校においては児童生徒の実態に応じて実施。 ○「かわさき共生＊共育プログラム」の「効果測定」の実施と児童生徒理解に活用するための研修 希死念慮をはかる項目を加えた、効果測定アンケートの効果的な活用に向け、担当者研修会2回、採用前研修会1回、訪問研修等を30回実施。 ○「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」の推進 SOSの出し方・受け止め方教育につながるエクササイズを「かわさき共生＊共育プログラム」の年間7時間のうち1時間に位置付け、全市立学校で授業を実施。 ○「子どもの権利学習派遣事業」の実施 CAP子どもプログラムを小学校16校、中学校5校で実施。性の多様性プログラムを小学校20校、中学校9校で実施。 ○道徳教育推進教師研修（年間2回）や小中学校合同道徳教育研修（年間2回）等の実施 思いやり、相互理解、寛容、遵法精神、公德心、生命の尊さ等、学校教育全体を通じて行う道徳教育についての研修の実施							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）							
新型コロナウイルス感染症の対応にともなう生活様式の変化や、不安定な社会情勢等、変化の激しい社会において児童生徒の心のケアの必要性が高まっていることや、若者の自殺者数の増加という状況を受け、児童生徒の豊かな人間関係づくりや援助希求の態度の促進がますます必要となっている。 物価高騰の影響や脱炭素化に向けた取組により、教職員や保護者の理解啓発を図るための資料配布をデジタル化という新たな手法に移行していく必要があり、より効果的な理解啓発の方法を模索することが必要となっている。							
主要指標			目 標		実 績		
1	全国学力・学習状況調査における割合 「自分にはよいところがあると思う、どちらかといえば思う」と回答した児童生徒の割合		小学校6年生 83.0%以上 中学校3年生 77.0%以上		小学校6年生 85.3% 中学校3年生 83.2%		
2	全国学力・学習状況調査における割合 「人の役に立つ人間になりたいと思う、どちらかといえば思う」と回答した児童生徒の割合		小学校6年生 97.0%以上 中学校3年生 95.0%以上		小学校6年生 96.9% 中学校3年生 95.6%		
取組の成果							
「キャリア在り方生き方教育」を実施することで自己肯定感の醸成を図るとともに「かわさき共生＊共育プログラム」における効果測定アンケートや「SOSの出し方・受け止め方教育」を実施することで、教職員の児童生徒理解が深まったり、児童生徒の援助希求の態度の醸成を図ったりし、自殺予防活動に繋がる取組となった。 「子どもの権利学習派遣事業」の「CAPプログラム」では、事後アンケートにおいて、多くの児童生徒が「嫌なことがあったときには親や先生に相談してよいことを学んだ」と回答している。また、「性の多様性プログラム」でも、相談機関が書かれた資料を配布したり、プログラム後に児童生徒の相談を聞く機会を設けることで、実際の相談につながっている。 道徳教育推進事業については、各学校が設定した道徳教育の目標を教職員が共通理解して教育活動に取り組むことを継続している。							
目的・目標の達成に向けた課題							
「かわさき共生＊共育プログラム」については、「SOSの出し方・受け止め方教育」の着実な実施、効果測定アンケートの効果的な活用に向けて、今後も各学校における実践を支援する必要がある。担当者研修とともに、当該プログラムをより効果的なものにするため、人権尊重教育の視点も含め、訪問研修の内容を工夫していく。							
今後の取組の方向性及び改善点							
今後も豊かな心を育成するために、他人を思いやる心や感動する心、社会性、公共の精神等を育む必要がある。また、子どもたちの健やかな成長のため、社会の変化に合わせて「キャリア在り方生き方教育」や「かわさき共生＊共育プログラム」、人権尊重教育、道徳教育等の充実を図り、命の大切さを実感することができるように「いのち・こころの教育」を推進していく必要がある。 人権尊重教育については、性的マイノリティの児童生徒が不登校や自殺へつながらないよう、児童生徒の理解促進や教職員研修をさらに推進していく。また、保護者の理解促進を図るため、引き続き「保護者向けリーフレット」を作成し配付する。 道徳教育推進事業については、校種を超えて子どもの道徳性を育むためにはどんな教育活動を展開していくのかを考える場を再考していく。							
所管課							
教育委員会事務局 教育政策室・総合教育センター・指導課							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上				
取組番号	7	取組名称	ゲートキーパーの養成				
取組目的	自殺に至る要因は多岐にわたるため、日常生活の様々な場面において、自殺につながる要因に気づき、必要な支援につなぐことができる人を増やし、また、異なる立場や役割について理解し連携することで、自殺予防をはかることを目的とする。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業		30,065千円	18,884千円	17,456千円	あり	なし
2							
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事務事業の中で、下記の取組を行っている。							
根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例							
●ゲートキーパー養成研修等の実施 一般市民から、サービス事業者、専門の支援者まで、様々な立場の人を対象に、それぞれの立場でできるゲートキーパーの役割についての講座を行った。単独の講座だけでなく、様々な研修、講演に併せて実施した。 ○一般市民(身近な人のゲートキーパー)：460名 ○職域・サービス業対象(職務上関わる人のゲートキーパー)：396名 ○教育、医療、保健、福祉相談従業者：285名 合計：1,141人(20回)							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
主要指標			目 標		実 績		
1	ゲートキーパー養成数		1,000人		1,141人		
2							
取組の成果							
ゲートキーパー養成研修について、単独の講座だけでなく、様々な研修や講演と併せて実施することにより、実施機会の確保を進めることができた。また、オンラインの活用や関係機関等への出前形式による実施等、多様な研修実施手法を確保できた。							
目的・目標の達成に向けた課題							
研修等の開催回数は増加傾向にあり、開催方法としてオンラインの活用も進んできており、これまでの研修を振り返りつつ、効果的な研修実施ができるように内容を随時見直していく。また、ゲートキーパーとなった後の活動実績等の把握を通して、フォローアップの必要性の検討を引き続き進めていく必要がある。							
今後の取組の方向性及び改善点							
集合研修等で得られる支援者間の関係構築の効果も念頭に置き、オンライン研修で得られる効果の把握も行い、それぞれの特徴を把握した上で、新型コロナウイルス感染症感染予防対策も含めた研修実施体制を整備していく。また、ゲートキーパー養成後のフォローアップの必要性の検討を進めていくため、受講者へのアンケートの手法等について再検討を行う。							
所管課							
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上			
取組番号	8	取組名称	保健福祉医療関係における自殺対策人材育成研修			
取組目的	市職員や地域の医療機関、相談機関従事者を対象に、自殺対策の基礎知識や相談技術、連携支援に関する研修や事例検討会を実施し、相談支援体制の充実をはかる。					
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無 事業変更の可能性
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業		30,065千円	18,884千円	17,456千円	あり なし
取 組 実 績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事務事業の中で、下記の取組を行っている。						
根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例						
●内科等の地域医療機関の医師を対象とした研修(かかりつけ医うつ病対応力向上研修)の開催 内科等の地域医療機関の医師を対象に「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を開催した。開催にあたっては、神奈川県・横浜市・相模原市とともに連携し、カリキュラム等を検討の上、実施した。 ○開催概要 日時：令和6年11月9日 参加者数：54名 ※川崎市実施分のみ掲載						
●自死遺族支援従事者を対象とした研修(自死遺族支援研修会)の開催 自死遺族支援従事者(主に自死遺族ほっとライン)を対象とした「自死遺族支援研修会」を主催した。研修では、川崎市の自殺の状況に関する講義の他、自死遺族の方からお話をいただいた。 ○開催概要 日時：令和7年2月22日 参加者数：32名						
●出前形式による研修の開催 市内関係機関への出前講座として、希死念慮の受け止め方やリスク判断等、具体的な対応方法の講義等を行い、支援者個人のスキルアップとともに、自殺予防のための連携促進を図った。 ○開催概要 開催回数：6回 延べ参加人数：123人						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)						
主要指標			目 標		実 績	
1	研修参加者数		200人		209人	
取組の成果						
保健医療福祉関係従事者に対する研修は、関係機関とともに実施することも多く、個々の人材育成だけでなく、地域のネットワークづくりにも寄与している。						
目的・目標の達成に向けた課題						
今後も多くの関係機関等の参加を促進し、参加者同士の連携につながるように、研修機会を継続的に確保していく必要がある。						
今後の取組の方向性及び改善点						
多くの関係機関等が参加に積極的になり、参加者同士の連携を促進できるような研修機会を継続的に確保し、効果的な周知を実施していく。また、主催する研修だけでなく、関係機関が開催する研修等において、後方支援も引き続き実施し、関係機関や地域と連携した人材育成の取組を進めていく。						
所管課						
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター						

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上				
取組番号	9	取組名称	自殺対策に関連する市職員の人材育成				
取組目的	各市民サービスの中に自殺対策の視点を含めることにより、市民サービスの様々な場面において、自殺のリスクにつながる要因に気づき、必要な支援につなぐことで、自殺予防をはかることを目的とする。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業		30,065千円	18,884千円	17,456千円	あり	なし
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
上記構成事務事業の中で、下記の取組を行っている。							
根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例							
●内科等の地域医療機関の医師を対象とした研修(かかりつけ医うつ病対応力向上研修)の開催 内科等の地域医療機関の医師を対象に「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を開催した。開催にあたっては、神奈川県・横浜市・相模原市とともに連携し、カリキュラム等を検討の上、実施した。							
○開催概要 日時：令和6年11月9日 参加者数：54名(うち行政職員1名) ※川崎市実施分のみ掲載							
●自死遺族支援従事者を対象とした研修(自死遺族支援研修会)の開催 自死遺族支援従事者(主に自死遺族はっとライン)を対象とした「自死遺族支援研修会」を主催した。研修では、川崎市の自殺の状況に関する講義の他、自死遺族の方からお話をいただいた。							
○開催概要 日時：令和7年2月22日 参加者数：32名(うち行政職員12名)							
●その他研修の開催 ○心のサポーター養成研修と併せたゲートキーパー養成研修 3回実施し、行政職員計18名が参加。 ○ゲートキーパー養成研修(幸区生活保護課主催) 日時：令和6年10月9日 参加者数：18名(全て行政職員) ○職場の安全・安心セミナー(健康福祉局総合リハビリテーション推進センター・川崎商工会議所共催) 日時：令和7年2月25日 参加者数：37人(うち行政職員11名) ○ゲートキーパー研修 ①健康福祉局総合リハビリテーション推進センター主催 日時：令和7年2月19日 参加者数：35名(うち行政職員20名) ②総務企画局労務厚生課・健康福祉局総合リハビリテーション推進センター共催回 日時：令和7年2月19日 参加者数：20名(うち行政職員18名) ○庁内勉強会(トラウマインフォームドケアについて) 日時：令和7年3月24日 参加者数：29名							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
主要指標			目標		実績		
1	研修等参加者数		500人		127人		
取組の成果							
対面による研修だけでなく、オンラインでの実施や、受講者の都合に併せて視聴できるオンデマンド形式での開催も一部試行しており、多様な研修実施手法を確保できた。							
目的・目標の達成に向けた課題							
全体的に受講者数が減少し、目標を達成することができなかった。保健医療福祉関係や教育関係の部署のみならず、幅広く市職員の受講を促進する取り組みを検討する必要がある。							
今後の取組の方向性及び改善点							
対面による研修だけでなく、オンラインでの実施や、受講者の都合に併せて視聴できるオンデマンド形式での開催も一部試行しており、多様な研修実施手法を今後も確保しつつ、市職員のメンタルヘルスに寄与できる内容も検討し、受講者の確保を進めていく。							
所管課							
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上			
取組番号	10	取組名称	かかりつけ医うつ病対応力向上研修			
取組目的	精神疾患の初期段階に接する可能性の高いかかりつけ医等の、うつ病や自殺に関する知識や対応技術を高め、より適切に対応することにより、自殺予防をはかることを目的とする。					
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業		30,065千円	18,884千円	17,456千円	あり
2						
取 組 実 績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業の中で、下記の取組を行っている。						
根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例						
●事業概要 精神的な不調は、身体的不調の訴えとして気づかれやすく、また精神的な不調を自覚しても初期の段階で精神科や心療内科を受診する人は少ない。早期にうつ病等の精神疾患に気づき、治療を受けられることを目的に、かかりつけ医等身体科医師を対象に、かかりつけ医による初期対応や、専門医への紹介、専門医との連携がなされるよう研修を行った。 研修については、神奈川県、横浜市、相模原市とともに、カリキュラム検討を行った。また、県内複数会場のうち、いずれの会場にも参加を可能とした。						
●開催回数及び参加者数 開催回数：1回(神奈川県内全5回) 川崎市開催回参加者数：54名 神奈川県内全5会場参加者総数：280名						
●研修資料の作成 他県市と協力し、研修講師及び受講者用の資料の作成や準備を行った。						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)						
主要指標			目標		実績	
1	研修参加者数 ※神奈川県、横浜市、相模原市開催分含む		300人		280人	
2						
取組の成果						
研修において、うつ病等の基本的な理解から対応まで、事例も用いた形で講義がなされている他、神奈川県・横浜市・相模原市とともに作成している連携先の行政機関や医療機関のリスト等も配布しており、実務に役立つ研修内容及び資料が整備されている。						
目的・目標の達成に向けた課題						
神奈川県全体で見た際に、定員と同様数の参加希望があり、受講ニーズへの対応として実施体制等の検討が重ねていく必要がある。						
今後の取組の方向性及び改善点						
本研修の目的を達成するとともに、受講ニーズに対応できるよう神奈川県及び横浜市、相模原市等と連携し、効果的な研修実施を目指す。						
所管課						
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター						

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上				
取組番号	11	取組名称	児童・思春期の精神保健対策				
取組目的	児童・思春期の精神保健に関する電話相談による相談支援、教職員や児童・生徒を対象に思春期の精神保健や自殺予防をテーマとした出前講座、教職員や児童相談機関職員を対象とした児童・思春期のメンタルヘルスに関する研修会等を実施することで、職員の資質向上や機関連携の強化、並びに児童・思春期のこころの健康を増進し、将来の自殺予防の一助とすることを目的とする。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	地域リハビリテーション推進事業		202,312千円	39,275千円	181,198千円	なし	なし
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
●学校出前講座 主に自殺予防を趣旨としたメンタルヘルス・自殺対策に関する知識等の普及啓発を図るために、教職員や児童・生徒向けに講師を派遣し講座を開催する ○開催回数及び参加者数 学校出前講座(教職員等対象)の実施校数:1校(教職員25人) ※別途1校実施予定も、台風により中止となる 学校出前講座(児童・生徒等対象)の実施校数:0校 ●児童・思春期の精神保健に関する電話相談 相談件数:延べ75件(実数:63件) ●児童精神科医によるスーパーバイズ 児童精神科医によるスーパーバイズを組み込んだ児童・思春期年代の事例検討と児童・思春期年代特有の精神保健上の課題についての研修会 ○結果及び実績 開催回数:13回(事例検討:12回 研修会:1回) 参加人数:延べ266人(事例検討:219人 研修会:47人) ○参加機関 総合リハビリテーション推進センター、各区地域まもり支援センター、児童相談所、教育委員会事務局							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
主要指標			目 標		実 績		
1	学校出前講座(教職員等対象)の実施校数		5校		1校		
2	学校出前講座(児童・生徒等対象)の実施校数		5校		0校		
3	思春期精神保健電話相談 年間相談件数		—		75件		
4	児童・思春期精神保健研修会等への参加者数		30人		266人		
取組の成果							
本人または家族等より児童・思春期の精神保健に関する電話相談実施することで、こころの健康を増進し、将来の自殺予防の一助となった。また、学校出前講座やスーパーバイズ、研修会を実施することで、児童・思春期の精神保健の相談支援に関係する職員の資質向上や機関連携の強化に繋がり、自殺防止のためにつながる取組となった。							
目的・目標の達成に向けた課題							
学校出前講座について、目標値を大きく下回っており、主に教育委員会事務局と協働しながら、市内の学校に対し幅広く周知を行う必要がある。また、各関係機関の役割や支援方法についての相互理解、連携強化の必要がある。							
今後の取組の方向性及び改善点							
児童・思春期のメンタルヘルスに関わる機関へ周知を行い、医療・保健・福祉・教育等様々な分野、庁外の支援機関の参加を促す必要がある。							
所管課							
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上				
取組番号	12	取組名称	母子保健事業における人材育成研修				
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、産後うつ等の困難を抱えた周産期の母親の相談に対応するための人材を養成し、その資質を向上させる。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	母子保健指導・相談事業		1,707,672千円	1,213,494千円	1,711,275千円	なし	なし
2							
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
母子保健事業に携わる職員が、市民に対して的確な相談支援が提供できるよう、スキルアップを図るための母子保健指導者研修を実施した。							
【実績】							
①母子保健業務従事者研修(10月22日、3月9日 各日参加者12名) 対象者は母子保健に従事する保健師 講 師:武蔵野大学看護学部 佐藤睦子准教授 テーマ:母子保健事業での虐待予防							
②新人・新任職員向けの母子保健初任者研修(5月9日 参加者26名)							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
主要指標			目 標		実 績		
1	研修の理解度		研修内容について十分理解できた・理解できたの割合が90%以上		100%		
2	研修内容の活用可能性		十分生かせそう、生かせそうの割合が90%以上		100%		
取組の成果							
①の研修では、約4か月間ケース対応記録(セルフモニタリングシート)を作成することで、自分の傾向を知り、ケース支援に必要な力の構築につながった。②は初心者向けの研修であるが、支援の根拠等の理解が深められた。							
目的・目標の達成に向けた課題							
周産期の支援に従事する専門職が、妊娠期から産後に抱えやすい疾病の理解や必要とするサービス支援内容を理解することが、早期支援につながることから、研修の内容については各区の意見を聞きながら実施することが必要である。							
今後の取組の方向性及び改善点							
母子保健初任者研修は新人及び新任職員のために年度当初の時期に実施する。 研修のテーマや内容については、区職員へのヒアリング等の結果を踏まえて検討していく。							
所管課							
こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 母子保健担当							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上				
取組番号	13	取組名称	児童分野における精神保健等に関する包括的研修				
取組目的	児童相談所職員、児童養護施設職員等に対して、遺児支援も含む精神保健・自殺予防に関する包括的研修を実施して対人援助のスキルを身につけることによって、家族等の自死を経験した子どもや保護者等に対して適切な支援を行う。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	児童虐待防止対策事業		243,734千円	97,208千円	231,566千円	なし	なし
2							
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記の構成事務事業の一部として、下記の研修を実施している。							
●取組内容 児童相談所、区役所地域みまもり支援センター地域支援課、児童養護施設及び児童家庭支援センターの職員を対象として、こどものメンタルヘルスや自殺の背景及び自殺に至るまでのプロセス及び自死遺族・自死遺児支援に関する専門的な知識を習得する研修を開催した。 研修参加人数：79人							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
主要指標			目標		実績		
1	研修参加者数		60人		79人		
2	研修開催回数		2回		2回		
取組の成果							
自殺に対する正しい知識、こどものメンタルヘルスや適切なかわり方について、児童分野の関係職員が理解を深めることができ、対人援助スキルの向上につながった。							
目的・目標の達成に向けた課題							
自死遺族・自死遺児等への支援が適切に実施されるためには、より多くの関係職員が自殺に関する正しい知識を習得できるよう、機会を継続的に提供する必要がある。							
今後の取組の方向性及び改善点							
さらなる相談支援の充実、関係職員の自殺に関する正しい知識の習得のため、引き続き、自殺予防に関する包括的研修を実施する。							
所管課							
こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 事業調整担当							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上				
取組番号	14	取組名称	教職員の資質向上				
取組目的	多様性を認め、自己肯定感を高める教育活動推進のため、ライフステージ研修や人権尊重教育推進担当者研修を通じた、教職員の人材育成を行う。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	教職員研修事業		24,679千円	0千円	21,892千円	あり	なし
2	人権尊重教育推進事業		6,539千円	760千円	6,141千円	なし	なし
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
●ライフステージに応じた研修及び人権尊重教育推進担当者研修での人権尊重教育に関する研修の内容							
○ライフステージに応じた研修 初任者研修、2校目異動者研修、中堅教諭等資質向上研修、15年経験者研修、支援教育コーディネーター研修、新任教頭研修、教頭研修、校長研修において人権尊重教育に係る講演等を実施した。互いを尊重し、共生する社会を創造するために、人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置づけ、児童生徒の豊かな心を育むことができる教職員の養成に資する研修を行った。							
○人権尊重教育推進担当者研修 各校の人権尊重教育推進担当者を対象に、研修として子どもの権利をテーマとした講演等を通じて、児童生徒の自己肯定感の醸成や他者理解にかかる教職員の資質向上を図ったほか、各校の担当者に対して人権尊重教育の全体計画及び推進計画の作成及び計画の遂行を支援した。							
●回数及び延べ参加人数 ライフステージに応じた研修：9回、延べ1,373名							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
主要指標			目標		実績		
1	ライフステージに応じた研修の年間開催回数		－		7回		
2	人権尊重教育推進担当者研修		4回		4回		
取組の成果							
子どもの権利学習派遣事業の新規メニューやGIGA端末を活用した教材の開発、研修内容の充実等により、更なる人権尊重教育の推進につなげることができた。							
目的・目標の達成に向けた課題							
子どもの権利学習派遣事業の新規メニューやGIGA端末を活用した教材の開発、研修内容の充実等により、更なる人権尊重教育の推進につなげることができた。川崎市教員育成指標に基づき、ライフステージに応じた研修の中で、人権尊重教育に係る講演等を実施し、人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置づけ、児童生徒の豊かな心を育むことができる教職員の養成に資する研修を行った。従来通りの集合型による研修に加え、オンラインや動画配信による研修を行った。今後についても、教員の資質・能力の向上につなげつつ、研修を受けた内容を校内に伝達するのみではなく、学習活動や児童生徒指導等と効果的に関連付けられるよう、研修内容等を常に見直ししていく必要がある。							
今後の取組の方向性及び改善点							
性的マイノリティの児童生徒が不登校や自殺へ繋がらないよう、児童生徒の理解促進や教職員研修を引き続き推進していく。また、互いを尊重し、共生する社会を創造するために、人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置づけ、児童生徒の豊かな心を育むことができる教員の養成に資する研修を行い、研修で学んだ内容をもとに、学校現場で実践することができるよう研修内容をさらに工夫し実施する。							
所管課							
教育委員会事務局 総合教育センター・教育政策室							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上				
取組番号	15	取組名称	教職員向け心の健康相談支援事業				
取組目的	児童生徒の心の健康問題に対処するために、医学的な面を含めて学校への専門家等の援助などを通じて、養護教諭等が行う健康相談に対する支援体制の充実に資する。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	健康教育推進事業		642,859千円	48,673千円	630,707千円	なし	なし
2							
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
上記構成事務事業の一部で、心の健康相談支援事業として、下記の取組を実施している。							
●支援及び啓発活動の内容 (1)心の健康に起因する問題について、学校の要請に応じて精神科医等を派遣し、面接相談を実施する。 (2)心の健康に起因する問題に係る研修会等を行い、心の健康問題への啓発を実施する。 (3)その他、本事業の目的達成のために必要な事業を実施する。 ●専門家等の援助回数 専門医による学校訪問：7回 ●研修会等開催回数及び延べ参加人数 ○川崎市心の健康相談支援事業講演会 1回開催 参加人数48人 演題：「こころのケガに適切な対応を」～トラウマインフォームドな関わり視点から～ 講師：健康福祉局総合リハビリテーション推進センター心の健康課 担当課長 石井 美緒 氏 ●心の健康相談支援事業検討委員会 日時：令和7年3月12日(水)13:30～14:30 開催形態：オンライン開催							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
主要指標			目 標		実 績		
1	講演会の実施		1回		1回		
2							
取組の成果							
精神科の専門医が市立学校を訪問し、教諭を対象に、子どもの心の健康に起因する問題について面接相談を実施し、適切な支援につなげることができた。また、研修会を実施し、児童生徒の心の健康に関する情報の提供及び啓発を行うことができた。							
目的・目標の達成に向けた課題							
今後の取組の方向性及び改善点							
今後も児童生徒の心の健康問題に対処するために、医学的な面を含めて学校への専門家等の援助等を通じて、養護教諭等が行う健康相談に対する支援体制の充実を図る。							
所管課							
教育委員会事務局 健康教育課							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上				
取組番号	16	取組名称	緩和ケア研修会の開催				
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、困難を抱えたがん患者やその家族をケアするための人材を養成し、その資質を向上させる。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	川崎病院の運営		16,344,921千円	15,581,865千円	14,410,220千円	なし	なし
2	井田病院の運営		5,840,931千円	5,386,895千円	4,938,859千円	なし	なし
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
上記、構成事務事業の一部として、下記の内容に取組んでいる。							
●緩和ケア研修会の開催							
＜川崎病院＞							
地域のがん診療にかかわる医師、医療従事者が緩和ケアに関する基本的知識を習得し、初期段階から緩和ケアを提供することを目的とした「緩和ケア研修会(PEACE:医師・医療従事者向け)」を12月に井田病院と共催した。							
また、「緩和ケア研修会(ELNEC-J:看護師向け)」を9月に開催した。							
○参加者数							
医師21人、看護師33人 計54人							
＜井田病院＞							
地域のがん診療にかかわる医師、医療従事者のための緩和ケア研修会を12月に川崎病院と共催した。							
新指針での緩和ケア研修会を、「e-learningの復習」「アイスブレイキング」「がん性疼痛事例検討」「コミュニケーション」「療養場所の選択と地域連携」「がん患者等への支援」等の内容で1回開催した。							
また、緩和ケアスキルアップ・フォローアップ研修会を「がん患者の疼痛管理」「緩和的鎮静」「ACP」等の内容で計3回開催した。							
○参加者数(緩和ケア研修会(スキルアップ・フォローアップ研修会、症例検討会))							
医師48人、看護師119人、その他54人 計221人							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
主要指標			目 標		実 績		
1	緩和ケア研修会の開催回数		川崎病院1回 井田病院1回		川崎病院1回 井田病院1回		
2	緩和ケアスキルアップ・フォローアップ研修会の開催回数		井田病院5回		井田病院6回		
取組の成果							
＜川崎病院及び井田病院＞							
緩和ケア研修会を実施し、困難を抱えたがん患者やその家族をケアするための人材の養成や資質向上に取り組んだ。							
目的・目標の達成に向けた課題							
＜川崎病院及び井田病院＞							
より多くの医療従事者に緩和ケア研修会あるいは緩和ケアスキルアップ・フォローアップ研修会等に参加してもらえるよう、研修会開催の案内を院内、院外に積極的に周知していく必要がある。							
今後の取組の方向性及び改善点							
＜川崎病院及び井田病院＞							
緩和ケアに理解ある医療従事者等の増加により、がん患者と家族の不安軽減や安心につながるよう、緩和ケア研修会を継続して開催し、緩和ケアの普及啓発を行う。							
所管課							
病院局 経営企画室							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備				
取組番号	17	取組名称	こころの電話相談				
取組目的	こころの健康や病気の悩みについて、一人で抱えず相談できる体制を整え、自殺予防を図る。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	地域リハビリテーション推進事業		202,312千円	39,275千円	181,198千円	あり	なし
2							
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
上記構成事務事業の中で、下記の取組を行っている。							
法令根拠等：精神保健および精神障害福祉に関する法律、自殺対策基本法、自殺総合対策大綱、川崎市自殺対策の推進に関する条例等							
●事業概要							
匿名で利用できる電話相談として、こころの健康や病気の悩みに関した相談に応じる。緊急性が判断される場合には、各区役所や関係機関等の紹介や継続的な支援に向けた連絡調整を行う。							
●開設時間及び相談数							
開設時間：毎日9:00～21:00。年末年始（12/29～1/3）は9:00～17:00							
相談件数：延べ11,016件							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）							
主要指標			目標		実績		
1	自殺関連の相談で望ましい終結に至った割合		90%以上		約95%		
2							
取組の成果							
自殺関連の相談は406件あり、傾聴や相談助言を行い、必要時区役所等の関係機関の紹介や継続的な支援に向けた連絡調整を行うことができた。（388件）							
目的・目標の達成に向けた課題							
新規利用者の割合が少ない現状にある。							
今後の取組の方向性及び改善点							
市民の対処力の向上と精神保健福祉サービスへのアクセスを高めるため、こころの電話相談と各関係機関との相互理解をさらに深め、円滑で継続された支援体制を作っていく。							
所管課							
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備				
取組番号	18	取組名称	各区役所における精神保健相談				
取組目的	各区役所地域みまもり支援センターにて、専門職による精神保健福祉相談や精神科嘱託医による精神保健相談を実施し、市民の心の健康の保持及び増進を図る。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	精神保健事業		14,331千円	3,863千円	10,112千円	なし	なし
2							
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
上記構成事務事業の中で、下記の取組を行っている。							
根拠法令等：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者総合支援法、保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領							
●事業概要 一般精神保健対策事業として、各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課において、専門職(社会福祉職・保健師・心理職)による精神保健福祉に関する幅広い相談を窓口、電話及び訪問等で受け付けるとともに、必要に応じて利用可能な社会資源等の案内を行った。利用可能な社会資源等の案内を円滑に行うため、外部委託により広報物の作成を行い、活用した。 なお、継続的に相談支援が必要な方には、各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課のみならず、地域支援室や障害者相談支援事業所等と連携し、日常生活に関する支援を行った。 また、一般及び高齢者精神保健相談事業として、月1～3回、精神科嘱託医による精神保健相談を開催した。精神科嘱託医からは、本人及び家族に対する相談・助言のほか、専門職に対する医学的視点に基づく助言を得た。 その他、精神保健福祉に関する知識等の普及啓発、関係機関のネットワーク形成、人材育成等を目的とした研修会、連絡会及び講演会等の取組についても実施し、広く市民のこころの健康の保持・増進に寄与した。							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
物価高騰等の社会情勢の変化により生じる精神保健に関する多様なニーズを把握し、相談支援及び普及啓発に取り組んでいく必要が今後も求められると思われる。							
主要指標			目 標		実 績		
1	精神保健福祉相談の相談・指導等の年間件数		—		2,994件		
2	精神科医による一般及び高齢者精神保健福祉相談の年間件数		—		248件		
取組の成果							
取組実績に記載のとおり、各区役所地域みまもり支援センターにて、専門職や精神科嘱託医による精神保健相談を実施した。相談件数のうち自殺関連相談は延べ248件、自死遺族に関する相談は延べ3件あった。自殺関連に対応する相談業務を行うとともに、広く市民のこころの健康の保持・増進に寄与した。							
目的・目標の達成に向けた課題							
窓口、訪問及び電話での相談支援は引き続き、専門職を中心に対応していくとともに、精神保健の観点からこころの健康の維持増進や予防を見据えた普及啓発も進めていく必要がある。自死遺族に関する相談については、相談窓口の周知等、普及啓発を進めていく必要がある。							
今後の取組の方向性及び改善点							
精神保健福祉に関する相談について、地域支援室や障害者相談支援事業所等の関係機関と連携し、包括的な相談支援の提供を目指す。また、普及啓発については、各種普及啓発物での相談窓口の周知を進めていく。講演会等の開催については、社会の状況等に即したテーマを設定し、開催の手法も工夫しつつ実施していく。							
所管課							
健康福祉局 精神保健課							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備				
取組番号	19	取組名称	心のバリアフリーに向けた取組				
取組目的	お互いを尊重しながら、共に支え合う自立と共生の地域社会を目指し、ダイバーシティ(多様性)とインクルージョン(さまざまな人が社会のなかで自分らしく混ざり合えること)の地域社会の実現に向けた全市民的な意識の醸成(心のバリアフリー)に向けた取組を推進する。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	かわさきパラムーブメント推進事業		46,291千円	0千円	40,812千円	なし	なし
2							
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
●インクルーシブ音楽プロジェクトを展開し、音楽・ダンス等のアーティスト、川崎市文化財団、かわさきジャズ、プリティッシュ・カウンシル、世界ゆるミュージック協会、高津総合型スポーツクラブ SELF等、様々な市民や事業者等と連携した創発的な取組を実施し、音楽やダンスを通じて楽しみながら多様性や包摂の理解を促し、共生社会への意識の醸成が図られた。このほか、イベントへのブース出展、グッズ配布、チラシ・冊子の配布、SNS(X、デジタルサイネージ、YouTube)等を活用した広報により、かわさきパラムーブメントの理念浸透を図るとともに、取組を多くの市民等へ周知した。							
●心のバリアフリー等の理解浸透を図るため、障害の社会モデルの浸透を目的に「バリアフルレストラン」を開催したなかで、市立川崎高校の文化祭での開催は、生徒が主体的に参加と学びができる機会としてワークショップを開催したほか、武蔵小杉駅前の広場で視覚障害者と肢体障害当事者をアドバイザーに迎え、公共交通機関等への乗り換え時における障害者等の困りごとに気づいて、声かけや接遇を学べる「みえるバリアフリー教室」を開催し受講者やイベントを見かけた通行者の意識の醸成が図られた。このほか、eスポーツを活用したインクルーシブなイベントを開催し、障害の有無に関わらず誰もが一緒に楽しめる体験を通じて、パラムーブメントの理念浸透が図られた。加えて、障害者の就労体験の場としても活用することで、社会参加への意識醸成を図ることができた。							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
主要指標			目 標		実 績		
1	かわさきパラムーブメントの理念浸透に向けたイベント等の開催		6回		9回		
2							
取組の成果							
各種イベントや研修等を実施することで市民への心のバリアフリーの浸透、庁内への心のバリアフリーの浸透を図ることができ、かわさきパラムーブメントの目指す「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指す地域づくり」に向け前進し、施策に貢献した。							
目的・目標の達成に向けた課題							
誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指す地域である共生社会の実現に向け、行政だけでなく、市民、企業、団体等も主体となって取組を進めていく必要がある。							
今後の取組の方向性及び改善点							
共生社会の実現に向けたレガシー形成に向け、市内全域に理念浸透を図る必要があることから庁内外へ向け、広報物やグッズを活用していく。さらに庁内の推進体制によりレガシー形成に向けた取組を多様な主体と連携をしながら横断的に検討・実施して機運を高めていく。							
所管課							
市民文化局 パラムーブメント推進担当							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備				
取組番号	20	取組名称	職場でのメンタルヘルス対策の推進				
取組目的	働く人の心身の健康づくりを目的に、関係機関と連携し、企業の保健担当者向け研修会や労働関係広報誌を活用し、相談先を含めた情報発信を行う。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	健康づくり事業		134,363千円	36,132千円	121,820千円	なし	なし
2	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業		30,065千円	18,884千円	17,456千円	あり	なし
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
＜健康増進課による取組＞ 上記構成事務事業の中で、下記の取組を行っている。 根拠法令等：地域・職域連携事業ガイドライン、地域・職域連携推進事業実施要綱（厚生労働省）、川崎市地域・職域連携推進連絡会議運営要綱 ●地域・職域連携推進連絡会議 9月2日、2月10日開催 ●全国健康保険協会神奈川支部・健康保険委員研修 メンタルヘルス対策の講演を実施した。（YouTubeでの動画配信） 配信期間：令和6年9月2日～10月31日 テーマ：「気づいてますか？こころのサイン」 視聴数：350回 本研修会については、自由な時間に視聴できる等のメリットから今後も動画配信形式を継続する予定でいる。 ●全国労働衛生週間川崎地区大会 川崎南支部：9月3日 会場：川崎市産業振興会館 参加人数：153人 川崎北支部：9月6日 会場：高津市民館 参加人数83人 ＜総合リハビリテーション推進センターによる取組＞ 上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。 根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例 ●川崎商工会議所との共催による「職場の安全・安心セミナー」 日時：令和7年2月25日 14:00～17:00 場所：川崎商工会議所KCCIホール 内容：「過労死問題。なぜ生じるのか。どうしたらなくせるのか。」 「私たちの生活と過労死問題」 参加者数：37名（申込者数は49名） ●「かわさき労働情報」への記事の掲載を行った。 メンタルヘルス関連の記事について掲載した（5月、9月）							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）							
主要指標			目標		実績		
1	職場の安全・安心セミナー参加者数		80人		37人		
2	各関連団体での普及啓発		2回		2回		
取組の成果							
取組実績のとおり、働く人の心身の健康づくりを目的に、関係機関と連携し、企業の保健担当者向け研修会や労働関係広報誌を活用し、相談先を含めた情報発信を行うことができた。							
目的・目標の達成に向けた課題							
職場の安全・安心セミナーについて、参加者数の目標人数が下回っているため、関係機関への早期の周知を幅広く行っていくことが必要である。また、共催の川崎商工会議所や労働関係機関等と連携し、現代における産業保健分野のトレンドや関心ごとを把握し、具体的なテーマ設定に繋げていく。							
今後の取組の方向性及び改善点							
職場環境や労働環境も変化していることから、地域産業保健センターや川崎商工会議所をはじめ、地域の企業や労働関係機関と情報交換を行いながら、各所における柔軟な働き方につながるよう、実践可能な情報提供を行っていく。							
所管課							
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター・健康増進課							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備			
取組番号	21	取組名称	依存症への対策			
取組目的	アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症について、早期発見・早期治療・回復のため、普及啓発と相談支援を行う。					
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無 事業変更の可能性
1	地域リハビリテーション推進事業		202,312千円	39,275千円	181,198千円	なし
取 組 実 績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。 法令根拠等：精神保健および精神障害福祉に関する法律、アルコール健康障害対策基本法、ギャンブル依存症等対策基本法等 ●総合リハビリテーション推進センターこころの健康課における依存症関連相談 ○アルコール問題：175件(実数：152件) （内訳）電話及びメール相談：159件、面接相談：13件、訪問相談：1件、その他：2件 ○薬物問題：43件(実数：32件) （内訳）電話及びメール相談：39件、面接相談：4件、訪問相談：0件、その他：0件 ○ギャンブル問題：62件(実数：48件) （内訳）電話及びメール相談：57件、面接相談：4件、訪問相談：0件、その他：1件 ○その他：31件(実数：26件) （内訳）電話及びメール相談：26件、面接相談：4件、訪問相談：1件、その他：0件 ●依存症支援連携事業 依存症専門医等を講師に迎え、相談支援事業者や市内医療機関の人材育成を目標として、事例検討、依存症対策事業説明や研修会等を開催した。また、依存症支援体制の構築のための連携会議を開催した。 ○事例検討会：1回開催(地域支援課より事例提出あり。依存症専門医とこころの健康課職員が入り事例検討を行う) ○支援者向け依存症対応力向上研修：6回開催。参加者：延べ188人(①26人、②38人、③26人、④37人、⑤37人、⑥24人) ○依存症情報交換会：1回開催。参加10団体(依存症関連団体) ●依存症問題に悩む家族のためのセミナーの開催 ○アルコール問題家族セミナー：年間2コース(前期6回・後期6回)開催。参加人数：延べ66人(実人数：21人) ○薬物・ギャンブル問題家族セミナー：年間2コース(前期6回・後期6回)開催。参加人数：延べ93人(実人数：27人) ○依存症家族相談会：3回開催。参加者：延べ19人(①8人、②7人、③4人) ●認知行動療法的依存症当事者治療プログラム「だるま〜ぶ」 10回1コースを1回開催。4回1コースを1回開催。4回1コースは市内依存症回復施設にて実施。 ●普及啓発・情報提供事業 市民向けフォーラム(川崎アクションフォーラム)を年1回開催。フォーラム等の機会やリーフレット等を活用し普及啓発、情報提供を行った。						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)						
主要指標			目 標		実 績	
1	こころの健康課における依存症関連相談件数		－		311件	
2	認知行動療法的プログラムへの参加者数		－		延べ98人 (うち外部施設で開催27人)	
取組の成果						
アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症について、早期発見・早期治療・回復のため、取組実績のとおり、本人、家族、支援者の相談を受け、支援者や市民へ普及啓発を行った。						
目的・目標の達成に向けた課題						
早期治療・回復の促進のため、身近な窓口での相談対応ができるように相談支援を行う職員の資質向上がさらに必要。 早期発見・早期治療・回復のため、保健医療福祉分野以外の機関との連携の検討が必要。						
今後の取組の方向性及び改善点						
身近な窓口で多く受ける相談を把握し、より現状に合ったテーマについて研修等の普及啓発を行っていく。 依存症に対する正しい知識を支援者だけでなく、市民へ広く普及啓発していく。						
所管課						
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター・精神保健課						

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備			
取組番号	22	取組名称	ひきこもり地域支援事業			
取組目的	ひきこもり地域支援センターにおいて、広くひきこもり状態にある方や家族に寄り添った相談支援を実施するとともに、関係機関と連携を図りながら適切な支援機関へつなぐ切れ目のない支援を実施する。また、「ひきこもり支援ネットワーク会議」を継続的に開催し、切れ目のない支援が提供できるよう関係機関との支援ネットワークを構築する。					
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無 事業変更の可能性
1	ひきこもり地域支援事業		58,133千円	16,500千円	57,834千円	あり
2						
取 組 実 績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
●事業概要 ①ひきこもりに関する相談(当事者・家族への電話・面接・メールによる相談、家庭訪問・同行支援等のアウトリーチ支援、当事者グループ活動、家族グループ活動等) ②ひきこもり支援ネットワーク会議の設置 ③関係機関等へのコンサルテーション等による機関支援 ④市民講演会開催等による普及啓発 ⑤従事者研修会開催等による支援者育成 ⑥ひきこもりに関する調査研究						
●取組実績 相談支援:相談実数416件、延べ相談件数2,013件 当事者グループ活動:125回実施、参加実人数39人、参加延べ人数428人 ひきこもり支援ネットワーク会議:年2回開催 ひきこもり市民講演会:年1回開催 参加者数158人 ひきこもり支援従事者研修会:年1回開催 参加者数14人						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)						
令和7年1月に国から示された「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤」により、支援対象者が従来より広く捉えられるとともに、ひきこもり支援の目指す姿(自律)等が記載され、今後の支援の指針が示された。						
主要指標			目 標		実 績	
1	ひきこもり地域支援センターで対応したひきこもりに関する相談件数		—		2,013件	
2	ひきこもり支援ネットワークへの参画機関数		30機関		27機関	
取組の成果						
取組実績のとおり、広くひきこもり状態にある当事者やご家族を対象にした相談支援を「ひきこもり地域支援センター」を中心に実施するとともに、分野横断的な相談機関が参画した「ひきこもり支援ネットワーク会議」を開催し、切れ目のない相談支援体制の強化に向けた取組を進めた。						
目的・目標の達成に向けた課題						
「ひきこもり地域支援センター」をはじめ、各相談機関の得意、不得意な領域を相互に理解した上で機関連携を図り、切れ目のない相談支援を実施する必要がある。						
今後の取組の方向性及び改善点						
広くひきこもり状態にある方の一次相談、二次相談を継続して実施しながら、これまで以上に切れ目のない相談支援を円滑に実施するため、ひきこもり支援にかかる従事者への研修を実施するとともに、ネットワーク会議の場の活用等により、各相談機関の相互理解を図り、地域の支援力の底上げを行う。						
所管課						
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター						

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備				
取組番号	23	取組名称	心神喪失者等医療観察法への対策				
取組目的	心神喪失者等医療観察法の対象者について、保護観察所、医療機関等との連携により、退院、退所後における生活環境の調整を行う心神喪失者等地域移行支援事業を実施する。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	精神科医療・退院後支援事業		368,265千円	136,727千円	319,759千円	なし	なし
2							
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
上記構成事務事業の中で、下記の取組を行っている。							
根拠法令等：心神喪失者等医療観察法、地域社会における処遇のガイドライン(平成17年法務省・厚生労働省共同通知)、神奈川県における医療観察法に基づく地域処遇運営要領							
●事業概要 心神喪失者等医療観察法による処遇対象者に対して、退院後の必要な医療を確保し、地域における支援を構築して、関係機関の密な連携のもと、他害行為等の再発防止と対象者の地域生活支援を進めることを目的に、総合リハビリテーション推進センターが、裁判所による入院・通院の決定により、法の下、保護観察所や区役所地域まもり支援センターと連携して、入院処遇中からケア会議等を行い、通院処遇対象者に定期的に面接や訪問、ケア会議等を実施した。							
●支援の内容 事業対象者に関してのケア会議と訪問支援を実施することで、入院処遇中から退院後の必要な医療並びに地域生活上必要な支援を確保するとともに、医療機関をはじめ、地域関係機関等と緊密に連携することで、他害行為等の再発防止と安定した社会復帰に向けた重層的な支援を実施した。 医療観察制度についての普及啓発を目的に、横浜保護観察所と総合リハビリテーション推進センターとの共催で、庁内関係者向けに研修を開催した。							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
高齢化が進むことにより、対象者の高齢化が進み、対象の支援機関も高齢者分野等幅広い理解が必要となってくることが想定される。							
主要指標			目 標		実 績		
1	ケア会議の年間開催回数		－		59回		
2	訪問支援年間回数		－		60回		
取組の成果							
対象者が安定した地域生活を送る際に、自暴自棄とならないような支援体制の構築を行った。							
目的・目標の達成に向けた課題							
課題として、指定入院・通院医療機関の不足、円滑な地域処遇等があげられる。保護観察所、関東信越厚生局と協力し、事業に対する普及啓発を実施していく。							
今後の取組の方向性及び改善点							
対象者の高齢化や生活困窮の問題も生じているため、より円滑な支援体制を組めるよう障害分野のみならず、高齢者支援分野等へ事業説明等を通じた普及啓発を実施していく。							
所管課							
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター・精神保健課							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備				
取組番号	24	取組名称	一般介護予防事業				
取組目的	高齢者の年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、いきがいが役割をもって生活できる地域づくりを推進し、高齢者が通う住民主体の通いの場が充実することを支援するとともに、高齢者が支援の担い手として社会的な活動に参加することで、いきがいが介護予防、閉じこもり防止につながることを目的とする。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	介護予防事業		3,260,260千円	2,835,130千円	2,696,105千円	あり	なし
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
上記構成事務事業の一部で、介護予防教室等実施事業及び地域介護予防活動支援事業として、下記の事業に取組んだ。							
○取組の概要 高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援した。 介護予防は、「運動」「栄養」「口腔」といった身体機能の向上だけでなく、高齢者の閉じこもり予防や地域のなかでの生きがいづくり等の活動を通じて、見守りや支え合えるような地域づくりを目指して活動した。							
〈健康福祉局健康増進課所管取組〉 ●各区が主体となる一般介護予防事業実施回数及び延べ参加者数 ○介護予防教室等実施事業(いこい元気広場事業を含む) 実施回数:2,466回／延べ参加者数:21,150人 ○地域介護予防活動支援事業(団体支援) 実施回数:438回／延べ参加者数:7,695人 ○地域介護予防活動支援事業(その他) 実施回数:41回／延べ参加者数:583人							
〈健康福祉局地域包括ケア推進室所管取組〉 ●住民主体による要支援者等支援事業 ○月4回以上の活動への委託 12団体							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
新型コロナウイルス感染症流行以降、感染症対策としていこい元気広場事業において人数制限や隔週での開催を実施してきたが、近年は本来の定員での実施が可能となり参加者数の増加も見込まれることから、より一層の事業の普及啓発の強化や教室数の増加等を検討していく必要がある。							
主要指標			目 標		実 績		
1	健康であると感じている高齢者の増加		77.2%		81.8% (令和4年度)		
2	介護予防普及啓発事業(一般介護予防事業)の参加者数		40,010人以上		21,150人		
取組の成果							
今後も続く超高齢社会の進展に向けて、健康寿命の延伸に加え、生きがいづくり・健康づくりの第一歩としての活動を支援することが出来た。							
目的・目標の達成に向けた課題							
高齢者の孤立には様々な要因があると考えられるが、孤立は心身両面にマイナスの影響を与えるだけでなく、困った時のサポートが受けにくい等、社会的にも不安な状況にあることが考えられる。高齢者のいきがいがづくり・健康づくりは個々人に対する取組を支援するだけでなく、様々な活動に参加し、社会的な活動を行えるような支援・環境づくりが必要である。							
今後の取組の方向性及び改善点							
広報の強化							
所管課							
健康福祉局 健康増進課・地域包括ケア推進室							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備			
取組番号	25	取組名称	がん患者やその家族への支援の取組			
取組目的	がん患者やその家族が抱えている不安や悩みの軽減や解消につながるよう、支援情報の提供や、患者とその家族、または患者同士が語り合う場の提供等を行う。					
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無 事業変更の可能性
1	川崎病院の運営		16,344,921千円	15,581,865千円	14,410,220千円	なし
2	井田病院の運営		5,840,931千円	5,386,895千円	4,938,859千円	なし
3						
取 組 実 績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記、構成事務事業の一部として、下記の内容に取組んでいる。						
●がんサロンの開催 ＜川崎病院＞ がん患者とその家族を対象(他院の患者も参加可能)にがん患者サロンを開催した。病気の不安や治療の副作用、日常生活の困りごと等について、参加者同士が語り合い、互助・共助がなされることでピアサポートの場を提供した。 令和5年度は対面で隔月開催であったが、令和6年度は11月より毎月開催とし、8回/年、延べ46名が参加した。開催に際しては、予約制で広い会場を確保し、感染対策を徹底した。 また、12月からは神奈川県ピアサポーター養成研修を受講済みのピアサポーターを活用し、ピアサポートの場の質の向上に取り組み、その結果、自施設患者が1月の神奈川県ピアサポーター養成研修を受講し、がんやピアサポートについて学びを深める事例につながった。						
＜井田病院＞ がん患者とその家族を対象に隔月1回、オンラインと対面でがんサロンを開催した。不安や悩みを抱えるがん患者・家族には、がん相談支援センターで個別対応を行うと共に、がん相談支援センターという無料相談窓口の利用促進を図るため、がん相談支援センター通信を年3回発行し、院内外で配布した。さらに、乳がん患者を対象としたピンクリボンサークルでは、令和4年度に続き、毎月の会報発行とオンラインと対面での意見交換会を開催した。						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)						
主要指標			目 標		実 績	
1	がんサロンの開催回数		川崎病院6回 井田病院6回		川崎病院 8回 井田病院 11回	
2						
取組の成果						
＜川崎病院及び井田病院＞ 川崎病院においては予約制で対面開催とした。井田病院においては引き続きオンラインでの開催とした。井田病院においてはオンラインと対面での開催とした。いずれの開催方法においても医師との対話を通して、患者・家族の不安を和らげ、闘病意欲を高めることができた。						
目的・目標の達成に向けた課題						
＜川崎病院＞ 目標は達成しているが、毎月開催が望まれているが、限られた人員により、毎月開催には困難な状況である。						
今後の取組の方向性及び改善点						
＜川崎病院及び井田病院＞ がん相談支援センターにおいて、限られた人員で利用者のニーズに応えられるよう、がんサロンと並行し、がん相談、緩和ケア相談も実施し、引き続きがん患者やその家族が抱えている不安や悩みの軽減や解消に努める。						
所管課						
病院局 経営企画室						

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備			
取組番号	26	取組名称	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置			
取組目的	保護者や子どもの不安や悩みが解消され、こころの健康が促進されるよう、相談支援や地域のサポート資源の情報提供、遺児支援等を実施する。					
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無 事業変更の可能性
1	児童生徒支援・相談事業		775,382千円	62,602千円	719,969千円	なし
取 組 実 績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業の一部で、スクールカウンセラー配置事業及びスクールソーシャルワーカー配置事業として、次の取り組みを実施している。						
●スクールカウンセラー配置の事業内容						
○市立中学校・高等学校にはスクールカウンセラーの各校1名配置継続。						
令和4年度に開始した市立小学校に加え、令和5年4月より、特別支援学校にも月2回程度の定期派遣を開始。						
○児童生徒、保護者、教職員に対する相談						
○児童生徒に関するアセスメント(情報収集・見立て)						
○教職員に対するコンサルテーション(専門的な指導・助言を含めた検討)						
○心理に関する校内研修等の実施						
●相談件数						
児童生徒・保護者・教職員の相談延べ人数						
小学校:17,710人、中学校:21,692人、高等学校:2,176人、特別支援学校:390人						
●スクールソーシャルワーカー配置の事業内容						
区・教育担当のもとに配置したスクールソーシャルワーカーが、養育の課題や経済的な困窮の課題等を抱える家庭の保護者や児童生徒に対して、学校との間に立って調整し、必要な情報提供を行い、地域のサポート資源を紹介する等の支援を行う。						
○配置状況						
川崎区・幸区・中原区・高津区・宮前区・麻生区が2名、多摩区が1名の合計13名						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)						
相談ニーズの高まりと相談内容の多様化・複雑化は小学校・特別支援学校で進み、学校巡回カウンセラーへの相談件数が増加した。また、スクールソーシャルワーカーの派遣回数も小・中学校で増加した。						
主要指標			目 標		実 績	
1	学校巡回カウンセラー派遣回数及び年間相談人数		－		22回 18,100人	
2	スクールソーシャルワーカー派遣回数及び年間相談人数		－		3,235回 263人	
取組の成果						
取組実績の通り、相談支援や地域のサポート資源の情報提供、遺児支援等を実施することで、保護者や子どもの不安や悩みが解消され、こころの健康が促進されるなどの成果を残すことができた。						
目的・目標の達成に向けた課題						
スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーの配置・派遣について、今後も効果的な相談体制を維持する必要がある。特に学校巡回カウンセラーにおいては、相談件数の増加に伴い、週1回の配置になるよう体制を整えることは喫緊課題である。またスクールカウンセラーの養成研修、効果的な活用についての周知を引き続き行う必要がある。						
スクールソーシャルワーカーを1名増員し、要請による派遣回数が、昨年度比で約360回増加した。今後も、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、相談体制を充実していく必要がある。						
今後の取組の方向性及び改善点						
市立全学校に定期的にカウンセラーの配置もしくは派遣ができるようになり、必要に応じて心理の専門家と学校で相談ができる体制を作ることができた。取組を進めるためには、人材育成や安定的な人材確保も含め、さらに体制を充実させていく必要がある。						
スクールソーシャルワーカーは、要請による訪問に加えて、引き続き巡回による訪問を行い、学校・家庭等への支援を充実していく。また、各区の「要保護児童対策地域協議会実務者会議」をはじめ、福祉部局と情報共有をより密に行う等、より一層の連携の強化を図る必要がある。						
所管課						
教育委員会事務局 教育政策室・総合教育センター・指導課						

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備				
取組番号	27	取組名称	川崎市職員メンタルヘルス対策				
取組目的	川崎市職員メンタルヘルス対策第2次推進計画をもとに、ストレスチェックや職員保健相談等のメンタルヘルス対策事業、セルフケア研修等の各種研修、予防から再発防止までの療養支援を実施し、市職員の悩みや不安の解消、心の健康が実現されるよう体制を整備し、充実させる。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	※総合計画に基づく構成事務事業はなし					あり	あり
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
●事業概要 ・「川崎市職員メンタルヘルス対策第2次推進計画」(以下「第2次推進計画」という。))に基づき、メンタルヘルス不調者を出さないための1次予防に重点を置きながら、「セルフケアの推進」、「ラインによるケアを強化し健康で働きやすい職場環境づくりの推進」、「早期発見・早期対応のための相談体制の充実」及び「復職支援システムの推進と再発予防の取組強化」の4つの目標に向けた取組を実施							
●取組結果 ・次期計画策定に向けて「第2次推進計画」について、評価指標及び取組の実績に基づき評価。評価の結果に基づき、「川崎市職員メンタルヘルス対策基本方針」及び次期計画の策定について検討する部会の立ち上げのため、メンバー選出等を行い、準備を実施 ・若年層職員への具体的な取組として、多面的なラインケアの強化(課長級以上だけでなく、主任・係長級、育成担当者、メンターに若年層職員の現状とメンタルヘルス対策の必要性について周知)や相談窓口の周知の強化(POCスクリーンセーバーや庁内放送を活用した相談窓口の広報)を実施 ・主任級以上の職員を対象に、長期療養者が増加傾向にある若年職員への理解とその対応について学ぶ職場実践研修を実施(1月24日、4名受講) ・本庁舎整備を契機とするワークスタイル変革への対応のため、ストレスチェックを活用した調査及び分析を実施。その結果、在宅勤務は、実施率が10%程度であり、本庁舎勤務者以外の職員も実施対象者であり、実施対象者が増えるにつれて、実施者の実態が今後も変化し続けることから、継続的な把握が必要であることがわかった。今後の把握方法は、働き方・仕事の進め方改革担当と共に、3管理(作業管理、作業環境管理、健康管理)について、ハード面・ソフト面と比較できる調査を継続実施できるように検討。グループアドレスは、当市におけるグループアドレス(フリーアドレス)の目的と運用ルールは、本庁舎勤務の職員においては、80.7%が概ね理解している一方で、変化に不安がある職員が32.1%いることがわかった。グループアドレスは所属によって運用ルールが異なることから、職場の実態と運用ルールの把握が必要であり、今後は在宅勤務と同様に働き方・仕事の進め方担当と共同した調査の継続及び安全・衛生委員会単位で把握する方法について検討							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
主要指標			目 標		実 績		
1	ストレスチェック受検率の向上		令和6年度 94.8% 令和7年度 95.0%		96.4%		
2	メンタルヘルス不調による長期療養者の割合		1.61%以下		2.52%		
3	新規採用職員面接の実施率の向上		令和6年度 99.6% 令和7年度 100%		93.6%		
4	復職者における個別支援計画の作成率の向上		令和6年度 100% 令和7年度 100%		100%		
取組の成果							
研修などを通じて、若年層職員への理解をもつ市職員の育成に寄与したとともに、本庁舎整備を契機とするワークスタイル変革に伴うストレスチェックを活用した職員のストレス状況の把握によって今後解決すべき課題の把握や若年層職員に係る調査結果を踏まえ、長期療養に至る前の対策を強化するため、人事部門等で実施している取組との連携について検討し、対策を実施することができた。							
目的・目標の達成に向けた課題							
メンタルヘルス不調による長期療養者の割合は増加傾向であり、主要指標である「メンタルヘルス不調による長期療養者割合の減少」は目標達成できていない状況である。特に、若年層職員の長期療養者が増加していることが課題である。							
今後の取組の方向性及び改善点							
より安定した復職と再発予防のための取組やメンタルヘルス不調が増加している若年層等に対する取組を進めることで、長期療養者減少の取組を進めるとともに、次期計画策定に向けて部会を立ち上げ、「若年層職員を中心とした1次予防対策の強化」及び「全庁的な体制強化」について検討し、「川崎市職員メンタルヘルス対策基本方針」及び次期計画を刷新する。							
所管課							
総務企画局 労務厚生課							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実				
取組番号	28	取組名称	自殺予防に関わる機関、民間団体等による連携促進				
取組目的	各機関での相談・取組が有機的に連携することを目的とした、川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議を設置し、対策を総合的に推進するための体制を整備する。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業		30,065千円	18,884千円	17,456千円	あり	なし
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例							
●川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議 ○設置目的 川崎市自殺対策の推進に関する条例に基づき、自殺対策に係る関係機関の密接な連携と協力により、本市における自殺総合対策を円滑に進めるため。 ○参加機関及び団体 精神保健福祉関係(学識経験者)、自死遺族関係(学識経験者)、神奈川県弁護士会、神奈川県司法書士会、川崎市医師会、川崎商工会議所、日本労働組合総連合会神奈川県連合会川崎地域連合、川崎南地域産業保健センター、川崎市社会福祉協議会、川崎市私立中学高等学校長協会、川崎市立中学校長会、川崎いのちの電話、全国自死遺族総合支援センター、神奈川県警察本部、川崎市健康福祉局障害保健福祉部、川崎市教育委員会事務局学校教育部、川崎市市区役所地域みまもり支援センター ○内容 【第1回(令和6年8月22日開催)】 1 第4次川崎市自殺対策総合推進計画について 2 川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議委員より各所属での取組について 【第2回(令和7年1月29日開催)】 1 川崎市の自殺対策の取組について 2 自死の理解について							
●かながわ自殺対策会議 ○設置目的 自殺の背景には、健康問題、経済・生活問題、家庭問題等多くの社会的要因があることに鑑み、様々な分野の関係機関・団体による多角的な検討と自殺対策の総合的な推進を図るため。 ○参加機関及び団体 神奈川県内の学識関係者、司法、報道、医療、労働、経済、福祉、教育等の様々な関係機関や民間団体、行政機関により構成。事務局は神奈川県、横浜市、相模原市とともに4県市としている。 ○開催回数 4県市共同開催：1回(令和6年7月17日) 神奈川県独自開催：1回(令和6年11月22日)							
●九都県市自殺対策キャンペーン連絡調整会議 ○設置目的 首都圏の住民は、通勤・通学等のため、都県市を超えて活動していることから、九都県市が連携して、広域的な自殺対策に取り組むため。 ○開催回数 1回(令和6年5月23日)							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
主要指標			目 標		実 績		
1	川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議の開催回数		2回		2回		
2	近隣都市との自殺対策関係会議への参加		2回		2回		
取組の成果							
川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議においては、各構成機関の取組を共有し、市内の関係機関同士の連携体制の構築に寄与できている。また、近隣都市との会議については、相互に就労や就学等で往来が多いことを踏まえ、効果的な普及啓発等を検討できる場となっている。							
目的・目標の達成に向けた課題							
各会議の設置目的を達成できるよう参加機関と連携しつつ、情報共有等を進めていく必要がある。							
今後の取組の方向性及び改善点							
他県市と協働で実施する会議においては、本市の取組だけでなく、広域的な取組の必要性等を確認しつつ、よりよい取り組みへブラッシュアップさせていく。川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議においては、川崎市の自殺対策のより一層の推進のため、参加機関相互の取組を共有しつつ、密接な連携構築を行う。							
所管課							
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター・精神保健課							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実			
取組番号	29	取組名称	市民相談の実施			
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、市民の悩みや困難が解消されるよう、相談を実施するための体制を整備し、充実させる。					
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無
1	区相談事業		52,549千円	0千円	50,647千円	あり
2						
3						
取 組 実 績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
●相談内容						
○市民生活・市政等相談：市職員及び市民相談員が、各区役所地域振興課において、市内に在住・在勤・在学の方を対象に、相談の総合案内を行ったり日常生活での困り事等の相談に応じる。						
○特別相談：弁護士、司法書士、専門相談員等が、各区役所地域振興課において、市内に在住・在勤・在学の方を対象に、専門知識が必要な相談に応じる。						
(弁護士相談、司法書士相談、認定司法書士相談、行政書士の相続・遺言・成年後見相談、宅地建物相談、交通事故相談(専門相談員／弁護士)、労働相談、税務相談(税理士／税務相談員)、まちづくり相談、住宅相談、ろうあ者相談・難聴者相談、人権相談、行政相談)						
●市民相談の件数						
市民生活・市政等相談件数： 12,818件(令和6年度 全区合計件数)						
特別相談件数： 6,629件(令和6年度 全区合計件数)						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)						
主要指標			目 標		実 績	
1	市民相談年間件数		—		19,447件	
2						
取組の成果						
取組実績のとおり、市民の悩みや困難が解消されるよう各種相談を実施した。						
目的・目標の達成に向けた課題						
時代状況や市民ニーズの変化に柔軟に対応し、相談窓口の体制を整備する。						
今後の取組の方向性及び改善点						
引き続き、相談の利用状況を把握し、相談窓口の体制整備につなげていく。						
所管課						
市民文化局 市民活動推進課						

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実				
取組番号	30	取組名称	人権関連事業				
取組目的	人権意識の普及や協働・連携を目的として、かわさき人権フェアや性的マイノリティの理解促進に関するイベントの開催や、人権に関する問題などについて、人権相談専門調査員が相談に応じる(かわさき人権相談)。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	人権関連事業		43,441千円	14,233千円	39,697千円	あり	なし
2							
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
上記構成事務事業の一部として、下記の取組を行っている。 ①「かわさき人権フェア」を、11月23日に実施し2,087人の来場があり、また、「川崎市人権学校」を「-ネットヘイトを止めるために、私たちがができること-」をテーマに2月19日から3月19日までオンラインで実施し、152人の参加があった。 ②企業向け「LGBTセミナー」を2回の連続講座として実施し、延べ166社、253人の申込があった。また、性的マイノリティに関する映画上映・トークショー等の川崎市人権啓発上映会&トークショー「COLORS CINEMA KAWASAKI」を川崎市役所本庁舎2階ホールで12月21日に実施した。会場参加は映画上映及びトークショー23人、「交流会」20人の延べ合計43人の申込があった。 ③かわさき人権相談(かわさき人権相談ダイヤルから改称)については184件の相談があった。							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
新型コロナウイルス感染症流行以降、一部の事業では感染症対策として会場での実施を中止していたが、5類感染症への移行に伴い、会場での実施を復活させた。また、オンラインの普及に伴い、会場とオンラインで同時に実施するなど、より効果的な手法による普及啓発の実施が必要になっている。							
主要指標			目 標		実 績		
1	かわさき人権フェア等への参加者数		560人		2,087人		
2	企業向けLGBTセミナーの参加企業数		18社		166社		
取組の成果							
取組実績のとおり、人権に関する各種啓発活動や人権相談を実施することで、LGBT当事者の生きづらさを解消する環境づくりなどに努め、市民の自殺予防やこころの健康保持に寄与した。							
目的・目標の達成に向けた課題							
性的マイノリティに対する理解不足や配慮のなさに起因したアウティングなどの人権侵害が生じることのないように、市民の理解を高めていくことが求められる。							
今後の取組の方向性及び改善点							
性的マイノリティ当事者の方がより参加しやすくなるよう、開催時期等を調整することが必要と考える。							
所管課							
市民文化局 人権・男女共同参画室							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実				
取組番号	31	取組名称	男女共同参画センターにおける総合相談				
取組目的	男女共同参画センターにて、女性のための総合相談として電話相談及び面接相談を実施し、女性相談員が人間関係、生き方等の相談に応じる。また、男性のための電話相談として、男性相談員が、生き方や働き方、人間関係等の相談に応じ、各個人が抱える悩みや困難を解決し、自殺予防を図ることを目的とする。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	男女共同参画センター管理運営事業		129,660千円	4,500千円	131,430千円	あり	なし
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
上記構成事務事業の一部で、下記の取組を行っている。							
●制度の概要							
【女性のための総合相談】							
・電話相談：家庭、人間関係、生き方、配偶者やパートナーからの暴力、ハラスメントなどの相談							
・面接相談：女性相談員による相談（電話相談のあと必要に応じて）							
・法律相談：女性弁護士による法律相談（電話相談のあと必要に応じて）							
相談員・・・10名（社会福祉士、精神保健福祉士、心理士、弁護士、その他経験者）							
※電話相談で使用している電話番号をハローウィメンズ110番と呼称し周知							
【男性のための電話相談】							
男性相談員による、男性が抱える生き方や働き方、人間関係（家族、夫婦、親子、職場）、性差別、配偶者やパートナーなど親密な関係における暴力などについての相談							
相談員・・・4名（社会福祉士、精神保健福祉士、心理士、キャリアコンサルタント、その他経験者）							
●相談体制							
【女性のための総合相談】							
・電話相談							
日曜（12:00～17:00）、月～木曜（10:00～15:00）、金曜（15:00～20:00）							
・面接相談（電話相談のあと必要に応じて）							
相談者と調整し、相談日を決定							
・法律相談（電話相談のあと必要に応じて）							
偶数月：第1日曜・第3木曜（13:15～15:45）							
奇数月：第1・3木曜（13:15～15:45）							
【男性のための電話相談】							
水曜（18:00～21:00）							
※相談事業は祝日及び年末年始は休み							
●相談のカテゴリごとの件数							
【女性のための総合相談】 2,997件							
(内訳)							
電話相談 2,767件							
面接相談 170件							
法律相談 60件							
【男性のための電話相談】 293件							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）							
主要指標			目 標		実 績		
1	男女共同参画センターにおける年間相談件数		－		3,290件		
取組の成果							
取組実績のとおりに、男女共同参画が実現されていないことによって生じる悩みを受け止め、相談者自身が直面する問題を解決していくことを支援する目的で、女性のための総合相談や男性のための電話相談を実施し、市民の多様な相談ニーズに応える取組となった。							
目的・目標の達成に向けた課題							
相談件数は前年度から増加したが、今後も相談の受理状況を鑑みながら、相談や支援が必要な方の相談を適切に受けることができるよう、相談実施日時や相談員の質の向上等についての検討を継続して行っていく必要がある。							
今後の取組の方向性及び改善点							
相談件数の状況を踏まえて相談実施日の検討を行うとともに、相談の質の向上に向けて、相談員育成研修やカンファレンスの実施のほか、市内・県内での研修等への出席による情報共有や相談関係者対象の研修会への参加を通じて相談スキルの更なる向上を図る。							
所管課							
市民文化局人権・男女共同参画室							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実				
取組番号	32	取組名称	外国人窓口相談(多文化共生総合相談ワンストップセンター)				
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺防止につながることから、国際交流センターにて、外国人窓口相談を実施し、日常生活における困りごと等の総合相談を多言語により実施する。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	国際交流センター管理運営事業		204,496千円	25,179千円	203,555千円	あり	なし
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
国際交流センターでは、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子どもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、外国人市民に対する情報提供及び相談を多言語(11言語)で行うワンストップ型の相談窓口(多文化共生総合相談ワンストップセンター)を設置している。令和6年度における相談状況については、3,200件となり、昨年度(令和5年度)2,812件から約14%増加している。相談内容の主な内訳は次のとおりとなっている。							
1 「日本語学習」・・・538件							
2 「通訳・翻訳」・・・403件							
3 「教育(学校・大学・国際学校等)」・・・269件							
4 「住宅」・・・168件							
5 「入管手続」・・・157件							
6 「社会保険・年金」・・・151件							
7 「税金」・・・119件							
8 「医療」・・・118件							
9 「雇用・労働」・・・116件							
10 「出産・子育て」・・・91件							
11 「福祉」・・・67件							
12 「身分関係(結婚・離婚・DV)」・・・46件							
13 「マイナンバー」・・・27件							
14 「手続一般」・・・19件							
15 「交通・運転免許」・・・12件							
16 「ウクライナ関係」・・・3件							
17 「防災・災害」・・・6件							
18 「その他」・・・890件							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されたことにより、技能実習制度が抜本的に見直され、育成就労制度が創設された。それに伴い、今後、より一層外国人市民が増加し、相談件数も増加する見込みである。							
主要指標			目 標		実 績		
1	外国人窓口相談件数		—		3,200件		
取組の成果							
外国人市民が生活する上で必要な情報を提供し、さまざまな分野にわたる相談を行うとともに、関係機関と連携を図りながら対応することができた。							
目的・目標の達成に向けた課題							
外国人窓口相談(多文化共生総合相談ワンストップセンター)の認知度や利用促進が課題である。 ※「川崎市外国人市民意識実態調査(令和6年度実施)」によると、外国人窓口相談の認知・利用状況については、「利用したことがある4.4%」、「知っているが利用したことはない33.3%」、「知らない60.3%」、「無回答2.0%」であった。							
今後の取組の方向性及び改善点							
相談員の相談スキルの向上、相談窓口の認知度の向上や各相談窓口との連携強化等改善を行いながら取組を継続する。							
所管課							
市民文化局 多文化共生推進課							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実				
取組番号	33	取組名称	犯罪被害者等への相談・支援				
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、犯罪被害者等を対象に、様々な不安や問題などに対応し、必要な情報を提供しつつ、関係機関と連携調整しながら、相談・支援を実施する。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	犯罪被害者等支援事業		11,054千円	165千円	8,576千円	なし	なし
2							
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
支援相談窓口に専門相談員を配置し、犯罪被害者等が必要とする情報の提供及び助言等の実施や見舞金の支給など、犯罪被害者等に特化した支援を実施するとともに、既存施策も活用しながら犯罪被害者等に寄り添った支援を行った。							
総合的な犯罪被害者等支援の実施について、条例に基づく各種支援を実施するとともに、犯罪被害者への理解を深めるため、イベントでのリーフレット配布や川崎市犯罪被害者等支援講演会(11月26日)や市職員向けにe-ラーニングによる研修を開催した。							
また、専門相談員による犯罪被害者支援相談については、延べ786回実施した。							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
主要指標			目 標		実 績		
1	犯罪被害者等支援相談窓口における相談件数		－		786件		
2							
取組の成果							
犯罪に遭われた方の状況やニーズは一人一人異なるが、犯罪被害者等支援相談窓口の周知を図り、専門相談員が犯罪被害に遭われた方に寄り添った支援を行うことで目標を達成している。							
目的・目標の達成に向けた課題							
専門相談員や市職員が犯罪被害者等の置かれている状況、二次被害や再被害の防止の重要性について理解を深めることで、被害に遭われた方により一層寄り添った支援ができるようになる。							
今後の取組の方向性及び改善点							
条例に基づいて犯罪被害者に特化した支援を行うことができているが、今後も研修等の受講により専門相談員や市職員の質の向上を図りながら、今後も基礎自治体として、被害者に寄り添った支援を継続して実施していく。							
所管課							
市民文化局 地域安全推進課							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実				
取組番号	34	取組名称	労働相談の実施				
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺防止につながることから、労働問題を抱えた労働者を守る立場に立って相談に応じるとともに、問題解決に役立つよう支援する。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	雇用労働対策・就業支援事業		102,526千円	4,280千円	102,420千円	なし	なし
2							
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
上記構成事務事業の一部として、下記の取組を行っている。							
・市役所及び区役所(中原)に労働に関する相談窓口を設置し、労働相談を実施。 【令和6年度実績】 相談件数 551件 相談人数 425人							
・神奈川県との共催により、月1回の夜間労働相談・弁護士労働相談と年7回の街頭労働相談会を開催。 【夜間労働相談: 令和6年度実績】 相談件数 21件 相談人数 11人 【弁護士労働相談: 令和6年度実績】 相談件数 141件 相談人数 82人 【街頭労働相談: 令和6年度実績】 相談件数 381件 相談人数 248人							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
主要指標			目 標		実 績		
1	労働相談年間件数		—		川崎市:551件 神奈川県川崎市共催:543件		
2							
取組の成果							
取組実績のとおり、労働相談を実施することで、各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺防止につながることから、労働問題を抱えた労働者を守る立場に立って相談に応じるとともに、問題解決に役立つ取組となった。							
目的・目標の達成に向けた課題							
労働相談会実施をより多くの労働者に知ってもらうために広報活動が必要である。							
今後の取組の方向性及び改善点							
継続して事業を実施、労働問題を抱えた労働者の相談に応じる。かわさき労働情報などを通じ、労働相談会の広報活動をしていく。							
所管課							
経済労働局 労働雇用部							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実				
取組番号	35	取組名称	コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)				
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、職に関する悩みや困難を解消するよう、社会参加や職業的自立を目指す若者を支援する体制を整備し、充実させる。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	雇用労働対策・就業支援事業		102,526千円	4,280千円	102,420千円	あり	なし
2							
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
上記構成事業の中で、コネクションズかわさきを運営している。							
●制度の仕組 「コネクションズかわさき」は、若年無業者等の職業的自立に向けて、厚生労働省が実施する「地域若者サポートステーション事業」と連携し、心理カウンセリング、職業人セミナー、職場体験、社会参加継続支援、家族向けセミナー等を実施することにより、総合的な支援に取り組んでいる。							
●支援メニューごとの参加実績(令和6年度) 登録者:185人 心理カウンセリング:238日 職業人セミナー:11回 職場体験:131回 社会参加継続支援セミナー:1回 家族向けセミナー:2回							
●就労実績 進路決定者数:161人(内訳:就職135人、進学等26人)							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
主要指標			目標		実績		
1	職場体験の実施数		40回		131回		
2							
取組の成果							
取組実績のとおりに職場体験を実施し、就労等に関する悩みや困難の解消に寄与したことで、精神上的の安定に繋がり、自殺防止等に役立つ取組となった。							
目的・目標の達成に向けた課題							
コネクションズかわさきを利用する各個人が抱える悩みや困難は多種多様であるため、様々な支援機関と連携した支援が必要である。							
今後の取組の方向性及び改善点							
継続して事業を実施するとともに、若年無業者等に対する職業的自立に向けた支援を実施していく。							
所管課							
経済労働局 労働雇用部							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実				
取組番号	36	取組名称	キャリアサポートかわさき				
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、職に関する悩みや困難が解消されるよう、相談を実施するための体制を整備し、充実させる。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	雇用労働対策・就業支援事業		102,526千円	4,280千円	102,420千円	あり	なし
2							
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
上記構成事務事業の中で、川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」を運営している。							
●制度の仕組 川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」において、就職に関する総合相談窓口を開設し、個別相談、職業紹介、就職活動に役立つセミナー、心理カウンセリング等を実施している。							
●令和6年度実績 相談件数：延べ4,310件 うち、心理カウンセリング件数：延べ55件 就職決定者数：502人							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
主要指標			目 標		実 績		
1	キャリアサポートかわさきにおける就職決定者数		495人		502人		
2							
取組の成果							
取組実績のとおりに就労支援を実施し、職に関する悩みや困難の解消に寄与するとともに、就職決定により生活上・精神上的の安定に繋がり、自殺防止等に役立つ取組となった。							
目的・目標の達成に向けた課題							
求職者に対する事業広報(新規登録者の獲得)、雇用情勢の変化等への柔軟な対応。							
今後の取組の方向性及び改善点							
継続して事業を実施。事業広報の強化を図るとともに、雇用情勢を注視し適宜必要な検討を行う。							
所管課							
経済労働局 労働雇用部							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実			
取組番号	37	取組名称	多重債務を含む消費生活相談			
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決するためことが自殺予防につながることから、多重債務等の様々な消費者トラブルの解決に向けて、相談を実施するための体制を整備し、充実させる。					
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無
			うち補助金等			事業変更の可能性
1	消費生活相談事業		72,383千円	3,296千円	72,355千円	あり
2						
3						
取 組 実 績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
●取組内容 商品やサービス等消費生活全般に関する苦情や問合せ等の消費生活相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場であっせん等の処理に当たっている。相談には、違法な過量販売等の消費者被害や脆弱な自己管理等の理由により生活が困窮してしまったというような内容のものも含まれている。						
●多重債務に関する消費生活相談件数:86件 助言(自主交渉)47件、その他情報提供37件、あっせん解決2件						
●多重債務者特別相談会 全国的に実施される「多重債務者相談強化キャンペーン2024」の期間中(9月1日～12月31日)に、多重債務にお困りの市民を対象として、弁護士・生活支援相談員・就労専門の支援員等による特別相談会を整えた。						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)						
主要指標			目 標		実 績	
1	多重債務に関する消費生活相談年間件数		—		86件	
2						
取組の成果						
一定の成果があったととらえている。						
目的・目標の達成に向けた課題						
消費生活相談の中でも多重債務等の相談件数は比較的小さいが、多重債務等のトラブルの解決が生活再建の一助となり自殺の予防につながることから、未だ相談できずに悩みを抱えている市民(新規相談者)を相談窓口確実に誘導する必要がある。						
今後の取組の方向性及び改善点						
各局区と緊密な連携を図り、相談窓口の情報がより多くの潜在的な相談者の目に留まるよう、効率的かつ効果的な広報を行う。						
所管課						
経済労働局 消費者行政センター						

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実				
取組番号	38	取組名称	生活困窮者への支援				
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、生活困窮者の悩みや困難が解消されるよう、早期に本人の状態に応じた包括的な相談支援を実施することにより、その者の日常的社会的経済的な自立に資する。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	生活困窮者自立支援事業		323,477千円	240,082千円	295,483千円	あり	あり
2							
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
上記事務事業の一部で、生活自立・仕事相談センター事業として下記の取組を実施している。							
●取組の内容 中高年事業団やまで企業組合への委託により、川崎駅前にある川崎市生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター、以下「センター」という。)において、月曜から金曜(祝日及び年末年始を除く)の午前10時から午後6時まで相談窓口を開設し、失業を中心に、住まい、債務、メンタル等生活困窮者の複合的な課題に対応できるよう就労支援員、精神保健支援員、居住支援員、家計改善支援員等の相談支援員を配置し、個々の状況に合わせた就労支援等を行った。 また、センターでは神奈川県弁護士会等と連携し、専門相談も実施した。 なお、高津・宮前・多摩・麻生区役所において、月曜から金曜(祝日及び年末年始を除く)の午前9時から午後5時まで出張相談を実施した。							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
取組実績のとおり、生活困窮者に対し、就労だけでなく様々な相談支援を行うことで本人の状況に適した制度や関係機関につながり、自殺を予防するための取組となった。							
主要指標			目 標		実 績		
1	川崎市生活自立・仕事相談センターへの新規相談申込者数		1,500人		1,454人		
2	川崎市生活自立・仕事相談センターでの就労支援対象者のうち、就職決定者の割合		75.0%		60.0%		
3	川崎市生活自立・仕事相談センターの支援を通じて状況が改善した割合		令和6年度 74.5%	令和7年度 75.0%	94.0%		
取組の成果							
取組実績のとおり、生活困窮者に対し、就労だけでなく様々な相談支援を行うことで本人の状況に適した制度や関係機関につながり、自殺を予防するための取組となった。							
目的・目標の達成に向けた課題							
困難化・複雑化する相談者の課題に対し、対応する必要がある。							
今後の取組の方向性及び改善点							
だいJOBセンターの支援方法を見直すとともに、関係機関との連携をより一層進める取組が必要である。							
所管課							
健康福祉局 生活保護・自立支援室							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実			
取組番号	39	取組名称	生活保護制度による支援			
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、生活保護対象者の悩みや困難が解消されるよう、支援を行うための体制を整備し、充実させる。					
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無
1 生活保護業務			57,652,247千円	43,315,673千円	56,278,957千円	なし
2 生活保護自立支援対策事業			399,046千円	256,373千円	397,254千円	あり
3						
取 組 実 績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。						
●相談体制の整備状況 市内7箇所の福祉事務所にて、生活保護専門の面接相談員を配置。生活保護法の趣旨や制度についての説明や、相談者個々人の相談内容に応じた適切な助言を行っており、保護申請の意思が確認された場合は、申請手続きについて助言している。						
●生活保護相談件数 全市年間延べ 9,528件						
●訪問回数 全市年間延べ 58,963件						
●学習支援・居場所づくり事業の実施状況 小・中学生支援を市内17か所で実施した。 利用者数 232名（生活保護受給世帯）						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)						
相談件数は前年度と比較し減少となったが、長引く物価高騰の影響から、相談件数については増加の可能性も見込まれる。学習支援・居場所づくり事業においても新型コロナウイルス感染症の流行時は集合型での実施の一部中止や交流型イベントの休止などの影響があったが、現在は概ね正常化している。						
主要指標			目 標		実 績	
1	生活保護年間相談件数		—		9,528件	
2	学習支援・居場所づくり事業利用者の高校等進学率		100%		100%	
取組の成果						
取組実績のとおり、支援を行うための体制を整備し、生活保護相談及び学習支援・居場所づくり事業を実施することで、生活保護対象者の悩みや困難の解消に繋がり、自殺の発生を回避するための取組となった。						
目的・目標の達成に向けた課題						
保護率は微減傾向にあるが、高齢者世帯が大きな割合を占めている。また、要保護者・被保護者の抱える問題も多様化、複雑化している。学習支援・居場所づくり事業については、引き続き国の動向を見据えながら、必要に応じて利用対象者や実施地域の見直し等を行っていく。						
今後の取組の方向性及び改善点						
HPや各種パンフレットで生活に不安のある方への相談勧奨を行った結果、令和3～5年に掛けて生活保護相談件数は増加したが、令和6年度は微減。子どもの状況に併せた丁寧な学習支援・居場所づくりの結果、利用者の高校等進学率は高い水準で推移している。						
所管課						
健康福祉局 生活保護・自立支援室						

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実				
取組番号	40	取組名称	認知症の人の介護者への支援				
取組目的	各区役所地域みまもり支援センター、地域包括支援センター、認知症コールセンターが、認知症家族からの相談に対応する。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	認知症高齢者対策事業		155,179千円	117,058千円	123,096千円	あり	なし
2							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
①地域みまもり支援センター（認知症の人と家族の一体的支援事業モデル実施）							
●事業概要 認知症の人とその家族が、よりよい関係性を保ちつつ、希望する在宅生活を継続できるよう、本人と家族がともに活動する時間と場所を設け、本人支援、家族支援及び一体的支援からなる一連のプログラムを実施することにより、本人の意欲向上、家族の介護負担軽減及び家族関係の再構築等を図る。							
●事業内容 各区役所地域みまもり支援センターにおいて、認知症の本人と家族を対象に、本人の希望に基づく主体的なアクティビティの実施や本人同士が語り合う場を設けること、家族同士が専門家と語り合い、心理的支援と情報提供の機会を作ること、認知症の人と家族がともに活動する時間を設け、他の家族や地域との交流を行うなどを一連の活動として行うプログラムを実施することにより、スタッフが仲介役となり、認知症の人と家族の思いをつなぎ、ともに気持ちあう場を提供し、在宅生活の継続を支援する。							
②認知症コールセンター							
●事業概要 認知症介護の経験者によるピアカウンセリングや、認知症専門医による医療・介護に関する指導・傾聴など認知症の人や家族に寄り添った相談支援を行っている。							
●事業内容 電話・訪問・来所による相談 認知症専門医による介護指導・傾聴 「川崎市認知症ネットワーク」（家族会）との連携・認知症高齢者家族のコーディネート							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）							
主要指標			目 標		実 績		
1	コールセンターによる年間相談件数		－		387件		
2							
取組の成果							
取組実績のとおり、各種事業を実施することで、介護者の孤立化防止に繋がった。							
目的・目標の達成に向けた課題							
認知症の人と家族の一体的支援事業の全区本格実施に向けた調整							
今後の取組の方向性及び改善点							
今後も継続し、支援を行う。							
所管課							
健康福祉局 地域包括ケア推進室							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実				
取組番号	41	取組名称	介護予防・生活支援総合事業				
取組目的	介護予防・健康づくりにより、地域住民の不安や悩みが解消され、心の健康が実現されるよう、実施内容の充実を図る。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	介護予防事業		3,260,260千円	2,835,130千円	2,696,105千円	なし	なし
2							
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
●高齢者の自立支援を推進し、要支援・要介護認定者等の重症化を防ぐために、効果的な介護予防の取組を進める 要支援者等を対象とした訪問型・通所型サービスを実施し、高齢者や介護者の多様なニーズを踏まえて、サービスを提供することで、重度化を予防する。 また、直接的で継続的なサービスを提供することにより、高齢者や介護者の孤立を防ぐ。 (R6年度実績) 介護予防訪問サービス 32,687件 介護予防通所サービス 62,194件 介護予防短時間通所サービス 6,128件 その他の生活支援サービス 423件 介護予防ケアマネジメント 54,712件							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
主要指標			目 標		実 績		
1	介護予防・生活支援サービス利用件数		152,396件		156,144件		
2							
取組の成果							
要支援者等を対象とした訪問型・通所型サービスの実施や地域で支え合える体制の構築により、高齢者の重度化予防や高齢者・介護者の孤立の防止を推進した。							
目的・目標の達成に向けた課題							
高齢化の進展により、要支援者等の何らかの生活支援を必要とする方が増加し、より効果的なサービス提供が求められる。							
今後の取組の方向性及び改善点							
主要指標である介護予防・生活支援サービスの利用件数は目標に届いていないが、年々増加していた。利用者が増加したことで要支援者等の孤立が減少し、自殺の予防に繋がった。							
所管課							
健康福祉局 介護保険課・地域包括ケア推進室							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実				
取組番号	42	取組名称	地域見守りネットワーク事業				
取組目的	地域住民と接することの多い民間事業者等と連携することなどにより、日ごろから周囲を気かけるとともに、要援護者を早期に発見し、必要な支援を行うなど、地域社会全体で見守りのための体制を築く。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	地域見守りネットワーク事業		2,120千円	0千円	1,167千円	なし	なし
2							
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
●支援体制の整備 協力事業者と行政機関、関係機関等は、見守りネットワークの構築に取組み相互連携を図っている。協力事業者は、事業活動の中で、異変に気づいたり何らかの支援を必要としている方を発見した場合は、行政機関に連絡を行い、連絡を受けた行政機関は、住民に対して適切な支援や対応を行っている。							
●民間事業者等協定数 ホームページ、チラシ等による周知を行い、民間事業者等への認知度を図るとともに、協定締結に向けた調整を行った結果、増減なく合計で77団体。							
●通報件数 70件(令和6年1月～12月)							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
主要指標			目標		実績		
1	協力事業者数		81社以上 ※目標は令和6年時点		77社		
2							
取組の成果							
1件人命救助につながった。							
目的・目標の達成に向けた課題							
事業者に協力してもらえるよう、本事業の意義、事業者の役割等を理解してもらうための啓発を継続して行う必要がある。							
今後の取組の方向性及び改善点							
市ホームページ、リーフレット等様々な機会をとらえて啓発を行っていくとともに、令和6年度に実施した協力事業者に対するアンケート調査等を踏まえながら、今後も協力事業者の拡充に努める。							
所管課							
健康福祉局 高齢者在宅サービス課・地域包括ケア推進室							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実				
取組番号	43	取組名称	障害を理由とする差別解消の推進				
取組目的	お互いを尊重しながら共に支えあう自立と共生の地域社会を目指し、障害者施策を推進し、また、差別のない「自立と共生の地域社会づくり」の取組を推進する。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	ノーマライゼーションプラン推進事業		12,278千円	647千円	8,768千円	なし	なし
2							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
上記構成事務事業の一部として、以下の取組を行っている。							
●普及・啓発 通常の普及啓発に加え、令和6年4月1日に改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されたことを周知した。 (1)市民向け 市民向けパンフレットの作成・配布、市ホームページへの更新、小学生向け副読本への掲載、初級障がい者スポーツ指導員養成講習会での説明 (2)事業者向け 障害福祉サービス事業所等への説明、川崎商工会議所等の事業者団体への説明 (3)市職員向け 新任課長研修、新任係長研修、新規採用職員研修等でのeラーニングの実施、「合理的配慮の提供等に関する基本方針」を策定 ●情報の収集、整理等 相談票等により、相談事例の集約と蓄積 ●川崎市障害者差別解消支援地域協議会の設置・開催 障害を理由とする差別に関する相談事例の共有や情報交換を行うとともに、障害を理由とする差別の解消に関する様々な課題を協議							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
令和3年6月4日に成立した障害者差別解消法、令和6年4月1日に改正施行され、民間事業者においても行政機関と同様に合理的配慮の提供が義務化されることとなった。							
主要指標			目 標		実 績		
1	障害者差別解消支援地域協議会の開催回数		1回		1回		
2							
取組の成果							
主要指標である障害者差別解消支援地域協議会を予定どおり開催し、障害者差別解消法について庁内及び市民・事業者に向けた各種普及啓発や協議会での議論等の取組により、差別のない「自立と共生の地域社会づくり」の取組を推進することができた。							
目的・目標の達成に向けた課題							
障害者差別解消法が改正され施行されても、社会全体において合理的配慮の理解が不十分な事例が散見されており、障害者差別に対する意識向上、あわせて障害者差別に関する相談体制の整備が課題としてある。							
今後の取組の方向性及び改善点							
引き続き、川崎商工会議所等の事業者団体や各種媒体を活用した周知の推進、庁内研修等を活用した市職員への周知の推進を実施する。あわせて障害者差別に関する相談体制の整備を行う。							
所管課							
健康福祉局 障害計画課							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実				
取組番号	44	取組名称	障害者に対する相談支援事業				
取組目的	障害者相談支援センターにて、地域の関係機関と連携しながら、障害のある方及びその家族への相談を実施し、相談支援体制の充実を図る。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	障害者相談支援事業		1,154,258千円	317,759千円	1,464,982千円	あり	なし
2							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
1 障害者相談支援センターは市内26か所（基幹型3か所、地域型23か所）を委託により実施した。会議、研修等については、オンラインを活用し、計画通り、円滑に実施ができるようにした。 根拠法令等：障害者総合支援法第77条第1項（市町村の地域生活支援事業）、障害者総合支援法第77条の2（基幹相談支援センター）、平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」（相談支援事業）、川崎市障害者相談支援センター事業実施要綱							
2 障害者相談支援センターが総合相談を適切に実施できるよう、職員の質の向上を目指し、研修や制度説明、意見交換、情報共有等を行う、障害者相談支援センター等合同連絡会を4回開催した。また、研修や情報提供に限らず顔の見える連携、つながりの場として障害者相談支援に関わる関係者が全市単位で集まれる障害者相談支援ネットワークミーティングを1回開催した。							
3 地域自立支援協議会の開催については、全体会議を2回、企画運営会議を8回開催した。また、適時必要な情報をメール等で関係機関へ提供した。 根拠法令：障害者総合支援法第89条の3							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）							
本市における障害児・者数及び障害者相談支援センターの相談対応件数、計画相談支援利用者数等は年々増加しており、障害者の相談ニーズが増加する中、限られた資源でより多くの相談に対応できるようにするために障害者相談支援センター、区役所、地域リハビリテーションセンター等地域の相談支援に関わる機関の役割・機能の強化や職員の人材育成を進めていく必要がある。							
主要指標			目 標		実 績		
1	地域相談支援センターにおける年間相談件数		－		60,050件		
2							
取組の成果							
地域相談支援センターについては、地区担当制の導入により、地域におけるネットワークづくり等を進め、基幹相談支援センターについては、複数区を担当し、地域の相談支援機関への後方支援、広域調整が必要なケースへの対応、地域移行の取組等の業務を実施し、障害者相談支援センターの安定した適切な運営と相談支援体制の充実を図った。							
目的・目標の達成に向けた課題							
障害者の多様な生活ニーズを踏まえた増加する相談ニーズへの対応と限られた資源でより多くの相談に対応できるようにするための障害者相談支援センター等地域の相談支援機関の役割・機能の強化及び人材育成が課題である。							
今後の取組の方向性及び改善点							
障害者相談支援センターの安定的な運営と地域の関係機関との連携のため、地域における相談支援体制の確保・最適化に取り組むと共に、地域の相談支援に関わる機関の役割・機能の強化や職員の人材育成を進めていく。また、地域自立支援協議会の活性化を通して、地域におけるネットワークの強化や相談支援体制の更なる充実を図る。							
所管課							
健康福祉局 地域包括ケア推進室							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実			
取組番号	45	取組名称	障害者の地域生活支援の充実			
取組目的	障害者総合支援法に基づく各種サービスの提供や多様なニーズに対応した支援体制の充実等の取組により、障害のある方が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるようにすることを目的とする。					
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無
						事業変更の可能性
1	障害者日常生活支援事業		13,408,635千円	8,576,086千円	13,570,418千円	あり
2	障害児施設事業		9,911,664千円	7,258,785千円	11,367,362千円	あり
3	ノーマライゼーションプラン推進事業		12,278千円	647千円	8,768千円	あり
4	障害者支援制度実施事業		240,796千円	27,405千円	205,307千円	なし
5	施設障害福祉サービス事業		19,233,294千円	11,489,803千円	19,459,230千円	あり
取 組 実 績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業の中で、以下の取組を行っている。						
【地域生活支援の充実に向けた取組】						
根拠法令：障害者総合支援法						
●事業概要						
障害のある方の在宅生活を支援する基盤を充実させるとともに、障害特性等に応じた多様な支援の実施に向け、地域における生活の場（グループホーム等）や日中活動の場（通所施設等）の整備を推進した。障害者総合支援法に基づく訪問系サービスや、短期入所・生活介護等の日中活動系サービス、地域の実情に応じて本市が実施する地域生活支援事業等の様々なサービスを提供し、地域生活を支えるサービスの充実に向けた取り組みを実施した。						
●介護・訓練等サービスの提供(令和7年4月1日時点)						
短期入所：26か所、生活介護：95か所、自立訓練：20か所、就労移行支援：41か所、就労継続支援：103か所						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)						
支援ニーズの増加・多様化、高齢化、障害の重度化・重複化等に対応するため、身近な地域において多様なニーズに対応した支援サービスを効果的かつ効率的に受けられる体制が必要となっている。						
主要指標			目 標		実 績	
1	短期入所利用者数		748人／月 ※令和8年度時点		637人／月 ※令和7年度5月末時点	
2	生活介護利用者数		3,023人／月 ※令和8年度時点		2,833人／月 ※令和7年度5月末時点	
取組の成果						
拠点型施設の整備を進めるとともに、補助金等を活用した事業所の整備を行ったほか、各種サービスの提供を行い、障害のある方が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう支援に取り組むことができた。						
目的・目標の達成に向けた課題						
障害のある方が住み慣れた地域や自らが望む場で安心して自立した生活を送るためには、身近な地域において多様なニーズに対応した支援サービスを効果的かつ効率的に受けられる体制が必要となっている。また、医療的ケアを必要とする方や重度障害のある方等の日中活動の場の更なる確保が必要となっている。						
今後の取組の方向性及び改善点						
障害者総合支援法に基づく各種サービス等を安定的に提供する体制を確保するとともに、サービスの充実に向けた取組を推進する。地域生活支援拠点等機能が一定程度稼働していることから、その機能強化や社会資源が十分でない機能の補完を目的に拠点型施設を引き続き整備するとともに、点在する社会資源を連携させることでサービス提供体制の充実を目指す。						
所管課						
健康福祉局 障害計画課						

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実				
取組番号	46	取組名称	地域移行・地域定着支援事業				
取組目的	精神障害にも対応した地域包括ケアの構築に向け、地域移行コーディネーターや関係機関と連携し、精神障害者の地域移行に向けた取組を実施する。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	障害者日常生活支援事業		13,408,635千円	8,576,086千円	13,570,418千円	なし	なし
2							
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
●事業概要 地域移行・地域定着支援事業については、川崎市地域自立支援協議会の専門部会を協議の場として活用し、精神障害者の地域生活への移行支援及び定着支援の体制強化に関する検討を進めてきたが、令和6年度からは、市自立支援協議会部会の休止に伴い「精神障害者地域移行・地域定着支援体制推進会議」を設置し、これまでの取組を踏まえ、抽出された課題について3つのワーキンググループにおける検討を進めた。							
●3つのワーキンググループの取組 ○家族支援(準備会) ・家族支援の在り方・家族支援に係る普及啓発等について、準備会として取組の焦点化を図り、家族会の取組を軸に取組を進めていく方向性とした。 ○居住支援 ・居住支援協議会との共催により、住宅及び福祉関係者の顔の見える関係性の構築を目的とした研修会を実施した。(36名参加) ○ピアサポート ・市内医療機関・福祉事業所を対象に、ピアサポート活動に関するアンケート調査を実施し、ピアサポート活動推進の取組の基礎資料として取りまとめた。							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
主要指標			目 標		実 績		
1	精神障害者の地域移行支援者数		61人		79人		
2	保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催数		6回		6回		
取組の成果							
精神障害者の入院から地域生活への移行における課題について協議を継続し、家族支援の充実に向けた検討、住宅分野との相互理解の醸成、ピアサポーターに関する取組推進に向けた基盤整備、精神科病院との円滑な連携体制の構築等を行った。							
目的・目標の達成に向けた課題							
住宅・福祉部局の連携強化、居住支援・相談支援体制の充実、幅広い分野でのピアサポート活動の推進等の課題が挙げられるとともに、家族支援として必要な人に情報を届ける啓発活動についても課題として捉えられた。							
今後の取組の方向性及び改善点							
これまでの各ワーキンググループでの取組を踏まえ、検討課題を整理し、引き続き3つのワーキンググループを設置し検討を進め、精神障害者の地域移行・地域定着支援の体制整備について、引き続き推進していく。							
所管課							
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター・精神保健課							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実				
取組番号	47	取組名称	障害特性を踏まえた就労マッチング事業				
取組目的	情報共有や事例検討等を通じた就労支援スキルを強化する場を設置するなど就労支援ネットワークを構築する。 また、就労継続に向けた支援の仕組みの構築や自らの特性を理解するための「セルフケア」を重視した支援手法やツールの開発などを実施し、職場定着機能を強化する。						
構成事務事業			予算額		決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
			うち補助金等				
1	障害者就労支援事業		248,478千円	17,836千円	237,601千円	あり	なし
2							
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記事務事業の一部で、下記のような取組を行っている。							
●事業概要 地域就労援助センターにおいて一般就労が困難な障害者の就労を促進するため、就労に関する個別相談や求職活動及び職場定着支援等を実施する。 また、市内就労移行支援事業所等と連携し、川崎市全域を対象とした就労支援ネットワーク会議を開催し、「福祉施設から一般就労への移行」に向けた取組を実施。 「セルフケア」を促すための支援ツールである「川崎就労定着プログラム(K-STEP)」を活用し、市内外の就労支援機関等において、K-STEPを活用した就労定着支援を実施。							
●就労支援ネットワーク会議の開催数:3回							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
主要指標			目標		実績		
1	就労支援ネットワーク会議の開催		3回		3回		
2							
取組の成果							
取組実績のとおり、地域就労援助センターにおいて、就労支援ネットワークの強化を図り、福祉施設から一般就労への移行に向けた取組と職場定着に向けた支援を行った。							
目的・目標の達成に向けた課題							
就労移行支援事業所においては、職員の異動等が多いことや新設の就労移行支援事業所もあることから、本市の取組や就労支援ネットワークの強化に引き続き取組んでいく必要がある。							
今後の取組の方向性及び改善点							
法定雇用率の段階的な引き上げ等により、就労困難層への支援ニーズが高まることが予想されることから、就労支援事業所等に対して、就労支援ネットワーク会議の開催情報を周知し、本市の取組の共有や、事業所の困りごとの共有や事例検討を行うことで、顔の見えるネットワーク作りと就労支援能力の向上を支援していく。							
所管課							
健康福祉局 障害者社会参加・就労支援課							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実				
取組番号	48	取組名称	川崎市妊娠・出産包括支援事業				
取組目的	妊産婦やその家族、予期しない妊娠によって悩む方からの電話相談に応じることや、産後早期に母体の体力の回復や育児支援を行うことにより、自殺予防を図ることを目的とする。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	母子保健指導・相談事業		1,707,672千円	1,213,494千円	1,711,275千円	あり	あり
2							
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
①予期していない妊娠等で、誰にも相談できずに悩んでいる人の電話及びメールによる個別相談に応じ、妊娠、出産に関する正しい情報を提供するとともに、地域の相談窓口を案内した。(妊娠・出産SOS事業)							
②妊婦とパートナーを対象に両親学級を開催し育児知識の普及、情報提供を行った。(妊娠期サポート事業)							
③家族から十分な家事・育児等の援助が受けられず、育児支援等を必要とする妊産婦を対象に、ニーズに応じた支援につなぐため、電話相談に応じた。(母子保健相談支援事業)							
④育児の方法が分からない方や産後の体調不良、母乳育児支援、赤ちゃんのお世話の方法を学ぶ機会として、産後ケア事業を実施している。令和6年度は、市民の利用料金に減免制度を導入し、委託施設を市内の助産所の他、宿泊型を医療機関、訪問型を訪問看護事業所へ拡充を行った。また、6時間程度滞在する日帰りロング型の開始と訪問型は1歳未満まで対象を延長し、事業全体の拡充を図った。							
【実績】							
①妊娠・出産SOS事業 電話相談:48件 メール相談:79件							
②妊娠期サポート事業 開催回数:12回 参加者数:586人							
③母子保健相談件数 2,568件							
④産後ケア事業 宿泊型:延2,509人、訪問型:延2,052人、日帰り型:延1,004人利用							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
主要指標			目 標		実 績		
1	母子保健年間相談件数		—		2,568件		
2	妊娠・出産SOS年間相談件数		—		127件		
3	産後ケア事業利用者数		2,450人		5,558件		
取組の成果							
産後ケア事業は利用料金に減免制度を導入することで、昨年度の利用実績の2倍になり、多くの市民が利用した。							
目的・目標の達成に向けた課題							
妊娠・出産に関する悩みを抱える方が必要時に相談ができるように、相談窓口の周知が求められる。また、医療を必要とする方は医療機関における宿泊ケア事業を新たに令和5年度から開始したが、精神疾患を抱える産婦の支援の強化が必要である。							
今後の取組の方向性及び改善点							
産後ケア事業が安全に運営されるために、事業者に対しての支援が必要である。また、サービス内容の質の担保等従事者に対する研修の企画が必要である。							
所管課							
こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 母子保健担当							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実				
取組番号	49	取組名称	産婦健康診査事業				
取組目的	出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の補助を行い、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備することにより、自殺予防を図ることを目的とする。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	母子保健指導・相談事業		1,707,672千円	1,213,494千円	1,711,275千円	あり	なし
2							
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
産後うつや新生児虐待等の早期発見早期支援のため、令和6年1月から産後2週間、産後1か月の産婦健康診査の費用の助成を開始した。健診内容は、産後の身体的回復の状況の診察とエジンバラ産後うつ病質問票を用いて行い、EPDSが9点以上の場合は全数医療機関から各区役所地域支援課に継続支援依頼書が届く仕組みとなっている。							
【実績】							
産後2週間健診の受診者数 4,668件							
産後1か月健診の受診者数 9,265件							
EPDS9点以上または項目10が1点以上 1,426件							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
主要指標			目 標		実 績		
1	産婦健康診査の助成件数		—		13,933件		
2							
取組の成果							
産婦健康診査ではエジンバラ産後うつ病質問票を活用し、9点以上の方は早期支援が行えるよう各区地域支援課の保健師が電話や訪問等で継続支援を行った。また、産後ケア事業の利用者増により、産後直後に専門職の相談や支援を受けることができ、育児不安等の軽減につながった。							
目的・目標の達成に向けた課題							
医療機関から継続支援があった産婦の支援状況については、周産期医療連携会議等を通じて情報共有しながら、安定的な運営が行えるよう業務の見直しを行う。							
今後の取組の方向性及び改善点							
支援を必要とする産婦の支援については、医療機関と行政との連携が構築され、地域においても電話・訪問等を通じた継続支援が実施できている。令和7年1月に新たに開始した1か月児の乳幼児健診や産後ケア事業と併せて包括的支援が行えるように研修等の開催を検討する。							
所管課							
こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 母子保健担当							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実				
取組番号	50	取組名称	子どもや保護者等への相談支援				
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、各児童相談所や各区役所地域まもり支援センター、各地区健康福祉ステーションにおいて、18歳未満の子どもやその保護者等が抱える悩みなどに関して相談支援を行う。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	児童虐待防止対策事業		243,734千円	97,208千円	231,566千円	あり	なし
2	児童相談所運営事業		2,163,507千円	1,490,379千円	994,762千円	あり	なし
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
●取組内容 各児童相談所において、児童福祉司、児童心理司、保健師等が、0歳から18歳未満までの子どもに関する悩みや困難に関して、保護者や子どもの相談を実施している。 また、各区役所地域まもり支援センター、各地区健康福祉ステーションにおいて、保健師、助産師、社会福祉職、心理職、こども教育相談員等が、0歳から18歳未満までの子どもに関する悩みや困難に関して、保護者や子どもの相談を実施している。 相談内容により、関係機関等と密に連携を図りながら対応している。							
●相談回数 令和6年度の児童相談所における相談件数は7,211件だった。また、心理職による心理療法・カウンセリング等の実施回数は6,854件であった。 令和6年度区役所、支所における相談件数は2,594件であった。							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
主要指標			目 標		実 績		
1	児童相談所における年間相談件数		－		7,211件		
2	区役所における相談件数		－		2,594件		
取組の成果							
子どもに関する様々な問題を抱えた家庭・児童に対する専門的な相談に対応するとともに、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと、各個人が抱える悩みや困難の解決に向けて適切な支援を実施した。							
目的・目標の達成に向けた課題							
児童相談所、区役所、支所において、児童虐待等を含む困難を抱える子どもや保護者の相談が複雑・多様化しており、児童家庭支援の充実・強化が求められている。							
今後の取組の方向性及び改善点							
児童相談所の体制整備及び児童家庭相談支援に関わる専門支援機能の構築に向けた取組を推進する。							
所管課							
こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 事業調整担当							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実				
取組番号	51	取組名称	子どもや家族等への電話やSNSを活用した相談支援				
取組目的	子ども本人や家族等からの様々な悩みや困りごとへの対応が自殺予防につながることから、児童相談所虐待対応ダイヤル189、川崎市児童虐待防止センター、児童・青少年電話相談、かながわ子ども家庭110番相談LINEによる相談支援を実施する。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	児童虐待防止対策事業		243,734千円	97,208千円	231,566千円	あり	なし
2	児童相談所運営事業		2,163,507千円	1,490,379千円	994,762千円	あり	なし
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)上記の構成事務事業の一部として、下記の内容を実施している。							
●取組内容 児童相談所虐待対応ダイヤル189(いちはやく):児童虐待の相談・通告についてお住いの児童相談所につながる。24時間365日・通話無料 川崎市児童虐待防止センター:0歳から18歳未満の児童の虐待の通告や子育て不安に関する電話相談。24時間365日・通話無料 児童・青少年電話相談:おおむね24歳までの児童と青少年の養護・障害・非行・人間関係・社会生活等に関する悩み事や困り事の電話相談。平日9時～20時 かながわ子ども家庭110番相談LINE:児童虐待、子育て不安、しつけ、家庭や家族の悩み等子どもに関するLINE相談。平日、土曜日・9時～21時							
●相談件数 令和6年度の相談件数は、児童相談所虐待対応ダイヤル724件、川崎市児童虐待防止センター1,119件、児童・青少年電話相談179件、かながわ子ども家庭110番相談LINE793件であった。							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
主要指標			目 標		実 績		
1	児童・青少年電話相談年間相談件数		—		179件		
2	かながわ子ども家庭110番相談LINE年間相談件数		—		793件		
取組の成果							
川崎市児童虐待防止センター等の電話相談や、かながわ子ども家庭110番相談LINEによる相談支援を実施することにより、子ども本人や家族等からの様々な悩みや困りごとへの対応を行った。							
目的・目標の達成に向けた課題							
複雑・多様化している子どもや家族に関する様々な悩みや困りごと適切に対応していくため、引き続き相談支援を実施するとともに相談窓口の広報に努めていく。							
今後の取組の方向性及び改善点							
目的・目標の達成に向けた課題の内容と兼ねる。							
所管課							
こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 事業調整担当							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実				
取組番号	52	取組名称	社会的養護の子どもの自立支援				
取組目的	里親家庭や児童養護施設等に措置された児童が、施設退所後も相談支援を受けることができる体制を確保するなど、自立支援の体制を整備する。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	児童養護施設等運営事業		3,971,874千円	1,540,572千円	4,179,447千円	あり	なし
2							
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
里親家庭や児童養護施設等に措置される等、社会的養護を必要とする子どもの社会的自立を支えるため、委託事業により次のような取り組みを行った。							
(1)継続支援計画の作成及び計画に基づく支援の実施 →支援者127人(前年度からの継続84人、新規43人)							
(2)自立生活に必要な情報の提供及び相談支援の実施 →自立支援ハンドブックの作成及び配布、転居に係る個別の情報提供や見学同行、ネットリテラシーや敬語等の研修等を実施							
(3)就労先の開拓及び就労相談支援の実施 →就労のための企業開拓、就労体験の企画、面接同行、SST研修等、一人一人に寄り添った個別対応の実施							
(4)施設等退所後の継続支援計画を踏まえた支援の実施 →子どもの希望する進路を踏まえた支援、退所後の生活に向けた個別相談等							
(5)退所後の生活に関する情報の提供及び相談支援 →円滑な自立生活継続のため、住居、転居、金銭面、家事等、生活全般に関する相談対応と施設等退所者向け居場所づくり							
(6)退所後の就労支援の実施 →何らかの事情で退職した者への再就職を含めた個別支援の実施、協力企業の開拓							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
主要指標			目 標		実 績		
1	社会的養護自立支援事業に基づく年間の支援者数		—		127人		
2							
取組の成果							
取組実績のとおり、社会的養護自立支援事業を実施し、里親家庭や児童養護施設等に措置された児童が退所後も孤立することがないよう、相談支援を受けることができる体制の確保、自立支援の体制の整備を行った。							
目的・目標の達成に向けた課題							
社会的自立の準備には個別に時間をかけ、丁寧に接していく必要があるため、高校に進学した段階から出来る限り早く本事業につなげ、積極的な活用を図る必要がある。							
今後の取組の方向性及び改善点							
本事業の支援対象者数は年々増加傾向にあり、活用の裾野が広がっている。今後も可能な限り多くの児童、利用者により良い支援を提供するために、事業周知及び個別の希望や課題点を把握したうえで、施設、委託事業者と連携して事業実施に取り組んでいく。							
所管課							
こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実				
取組番号	53	取組名称	困難を抱える女性への相談支援				
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、様々な困難を抱える女性の相談及び支援を実施する。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	女性保護事業		69,741千円	21,557千円	70,873千円	なし	なし
2							
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
●取組内容 女性相談支援員を各区役所地域まもり支援センター・各地区健康福祉ステーションに配置するとともに、DV相談支援センターにおける電話相談を実施し、様々な困難を抱える女性の相談及び支援を実施している。							
●相談回数 令和6年度の女性相談支援員による女性相談は2,506件だった。また、DV相談支援センターにおける電話相談は841件であった。							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
主要指標			目 標		実 績		
1	女性相談の件数		—		2,506件		
2	DV相談支援センターの相談件数		—		841件		
取組の成果							
女性相談支援員による女性相談及びDV相談支援センターにおける電話相談を実施し、各個人が抱える悩みや困難の解決に向けて適切な支援を実施した。							
目的・目標の達成に向けた課題							
女性相談・DV相談支援センターにおける相談の内容は複雑・多様化してきており、経済的問題や成育歴等の多様な生活課題により困窮している女性への相談・支援の必要性が高まっている。							
今後の取組の方向性及び改善点							
複雑・多様化する相談に適切に対応していくため、効果的な相談支援体制等の検討を行う。また、困難を抱える女性が潜在化しないよう、引き続き、相談窓口の周知を図っていく。							
所管課							
こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 事業調整担当							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実				
取組番号	54	取組名称	ひとり親家庭の自立支援				
取組目的	ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けて、経済的支援をはじめ、生活・子育て支援、就業支援等、総合的に支援の体制を整備する。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	ひとり親家庭等の総合的支援事業		3,667,007千円	1,426,442千円	3,731,333千円	あり	なし
2							
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
①対象者約5,071世帯に対して児童扶養手当を適切に支出した。また、対象者11,750人へ医療費の一部助成を適切に実施した。							
②日常生活支援事業により、ひとり親家庭の家事・育児等支援として、通年で延292件の支援員派遣を実施した。							
③ひとり親家庭等の子どもの将来の自立に向けた学習や居場所等の支援として、学習支援・居場所づくり事業を小学3年生から中学3年生までを対象に全17か所において実施した。また、中学3年生の利用者の高校受験に向けた模擬試験受験料の補助を新たに開始した。							
④養育費確保に関する支援として実施する「養育費確保支援事業補助金」「公正証書等作成費補助金」の対象経費を拡充し、合計58件の補助金交付を実施した。							
⑤自立支援プログラム策定者、各種受験対策講座・就業支援セミナー受講者等、母子・父子福祉センターで就労支援を行った者のうち、85%がその後就労につながった。							
⑥資格取得等を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進給付金の新規決定を22件、自立支援教育訓練給付金の支給決定を13件行い、高等職業訓練促進給付金を活用し、今年度に資格を取得したもののうち77.8%について、資格を活用した就労が決定した。							
⑦母子家庭の保護・自立促進に向けて母子生活支援施設を適切に運営した。							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
令和5年12月に国が制定した「こども未来戦略」においても、「ひとり親家庭の自立と子育て支援は、こどもの貧困対策としても喫緊の課題である」とし、こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進に向けた支援強化の方向性について示しており、今後も貧困の連鎖を断ち切るためのこどもへの支援をはじめ、就労支援、経済的支援、養育費確保支援についても拡充が見込まれる。							
主要指標			目 標		実 績		
1	生活相談件数		—		1,182件		
2	就労相談件数		—		2,804件		
2	ひとり親家庭が各種支援により就労につながった割合		80%以上		85%		
取組の成果							
経済的な困窮だけでなく、子育て等さまざまな生活課題を抱えている世帯が多いひとり親家庭等に対して、「子育て・生活支援」「就業支援」「養育費確保」「経済的支援」に基づく自立支援施策に取り組むとともに、情報発信の強化を行うことで実績につなげることができた。							
目的・目標の達成に向けた課題							
引き続き「子育て・生活支援」「就業支援」「養育費確保」「経済的支援」等の多方面からの総合的な支援施策を実施するとともに、令和6年5月に成立した改正民法による、離婚した世帯の親権や養育費に関する見直し等、国の動向にも注視しながら、引き続きひとり親家庭の将来の自立に向けた支援施策の充実に取り組む必要がある。							
今後の取組の方向性及び改善点							
引き続き「子育て・生活支援」「就業支援」「養育費確保」「経済的支援」に基づき、国の動向も注視しながらひとり親家庭の将来の自立に向けた支援施策の充実に取り組んでいく。特に、「養育費確保」支援として離婚前後の親子への情報提供や個別相談機会の提供についても強化を図っていく。							
所管課							
こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 家庭支援担当							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実				
取組番号	55	取組名称	「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」の推進				
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、「かわさき共生*共育プログラム」において、自分自身の心を見つめ、「こころの痛み」について考え、SOSの出し方・受け止め方を知るエクササイズに取り組む。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	共生・共育推進事業		2,110千円	0千円	2,043千円	あり	なし
2							
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
○「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」の推進 SOSの出し方・受け止め方教育につながるエクササイズを「かわさき共生 * 共育プログラム」の年間7時間のうち1時間に位置付け、全市立学校で授業を実施。							
○「かわさき共生 * 共育プログラム」の「効果測定」の実施と児童生徒理解に活用するための研修 希死念慮をはかる項目を加えた、効果測定アンケートの効果的な活用に向け、担当者研修会2回、採用前研修会1回、訪問研修等を30回実施。							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
新型コロナウイルス感染症の対応にともなう生活様式の変化や、不安定な社会情勢等、変化の激しい社会において児童生徒の心のケアの必要性が高まっていることや、若者の自殺者数の増加という状況を受け、児童生徒の豊かな人間関係づくりや援助希求的態度の促進がますます必要となっている。							
主要指標			目 標		実 績		
1	担当者研修会の実施		2回		2回		
2							
取組の成果							
「かわさき共生 * 共育プログラム」における「SOSの出し方・受け止め方教育」を実施することで、児童生徒の援助希求的態度の醸成を図ることにより、自殺予防活動に繋がる取組となった。							
目的・目標の達成に向けた課題							
「かわさき共生 * 共育プログラム」については、「SOSの出し方・受け止め方教育」の着実な実施に向けて、今後も各学校における実践を支援する必要がある。担当者研修とともに、当該プログラムをより効果的なものにするため、人権尊重教育の視点も含め、訪問研修の内容を工夫していく。							
今後の取組の方向性及び改善点							
今後も、子どもたちの健やかな成長のため、社会の変化に合わせて「かわさき共生 * 共育プログラム」や、そこに位置付けた「SOSの出し方・受け止め方教育」の充実を図り、命の大切さを実感することができるよう推進していく必要がある。							
所管課							
教育委員会事務局 教育政策室・総合教育センター・指導課							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実				
取組番号	56	取組名称	児童支援活動の推進				
取組目的	小学校において、家庭環境・友達関係・発達障害等様々な要因で支援を必要とする児童に対して、ニーズに応じた支援体制を構築し、早期に適切な支援を実施するために児童支援活動を充実・推進する。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	児童生徒支援・相談事業		775,382千円	62,602千円	719,969千円	なし	あり
2							
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
上記構成事業の一部で、下記の取組を実施している。							
全小学校への支援教育コーディネーター配置を継続するとともに、スキルアップに向けた研修の実施については、市立全小学校に専任化した支援教育コーディネーターの研修を新任を対象に7回、2年目を対象として心理士を派遣した校内研修を各校2回ずつ実施し、支援教育コーディネーター連絡会議を4回、児童生徒指導連絡会議を7回実施した。							
●支援教育コーディネーターの機能							
1 相談窓口 いつでも相談できる体制。発達障害等への保護者や子どもの不安を軽減し、早期対応につなげる。							
2 課題の早期発見 校内巡回、教室訪問等を行い、気になる子どもや行動の発見に努める。小さな変化を見逃さず、早期改善につなげる。							
3 支援の継続 担当が変わっても、保護者との関係を保ちながら、一貫した対応で、継続して課題の改善を図る校内のキーパーソンとなる。							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
主要指標			目 標		実 績		
1	支援の必要な児童の課題改善率		97.0% ※毎年12月時点の目標値		93.2%		
2	支援の必要な児童に対する支援の未実施率		0% ※毎年12月時点の目標値		0%		
取組の成果							
取組実績のとおり、支援教育コーディネーターのスキルアップに係る取組を実施することで、支援が必要な児童に対してニーズに応じた支援体制を構築することができた。							
目的・目標の達成に向けた課題							
主要指標としている支援の必要な児童の課題改善率については、支援が必要な児童数が増加したことに加え、外国人児童への対応など支援のニーズが多様化していること等により、目標値を達成することができなかった。							
今後の取組の方向性及び改善点							
課題改善の状況について、適宜、見直す機会を設け、課題の改善が見られない状況については、指導・支援の方法を見直し、改善するよう支援教育コーディネーターに呼びかけていく。							
所管課							
教育委員会事務局 支援教育課・指導課							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実			
取組番号	57	取組名称	子ども専用・24時間子供SOS電話相談			
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、子どもの悩みや困難が解消されるよう、相談を実施するための体制を整備し、充実させる。					
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無
						事業変更の可能性
1	児童生徒支援・相談事業		775,382千円	62,602千円	719,969千円	なし
2						あり
3						
取 組 実 績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業の一部で、24時間電話相談対応事業として、下記の取り組みを実施している。						
●電話相談の実施内容 相談者は匿名でも相談できる。市立学校の全児童生徒に相談カードを配布し、心配なこと、困っていることへの相談活動を行った。 ○電話相談(教育一般) ○子ども専用電話相談 ○24時間子供SOS電話相談						
●電話相談数 電話相談(教育一般)・子ども専用電話相談：652件 24時間子供SOS電話相談：544件						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)						
不登校の増加に伴い、不安や辛さを抱えた相談電話も増加した。学校との関係がこじれ、電話相談だけでは対応が難しいケースが出てきている。						
主要指標			目 標		実 績	
1	電話相談(教育一般)・子ども専用電話年間相談件数		－		652件	
2	24時間子供SOS電話年間相談件数		－		544件	
取組の成果						
取組実績のとおり、相談を実施するための体制を整備し、充実させることで、相談者の心に寄り添った相談を行い、自殺予防活動の基盤としての取組となった。						
目的・目標の達成に向けた課題						
心配なこと、困っていることなどの相談内容をワンストップで受け取り、本人に寄り添いながら聞いたり適切に応えたりする体制を整えることが必要である。						
今後の取組の方向性及び改善点						
24時間子供SOS電話の民間委託全面实施を機会とし、ワンストップで相談を受け取る仕組みをセンター内で整え、より相談しやすい窓口づくりを進める。						
所管課						
教育委員会事務局 総合教育センター						

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実				
取組番号	58	取組名称	川崎市立学校インターネット問題相談				
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、ネット、携帯端末等を使ったインターネット問題に関する子どもの悩みや困難が解消されるよう、相談を実施するための体制を整備する。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	児童生徒支援・相談事業		775,382千円	62,602千円	719,969千円	なし	あり
2							
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
上記構成事務事業の一部で、下記の取組を実施している。							
●電話・メール相談の実施状況 ○市立学校に通う児童生徒に関わるインターネットトラブルの相談を受けている。 ○相談内容に応じて再相談や他の適切な相談窓口を紹介する等、慎重かつ丁寧な対応を心掛けている。 ○相談者については、児童生徒本人からよりも学校や保護者からの相談が多い。 ○電話及びメールによるインターネットに関する相談は年間25件。							
●トラブル防止のための取組状況 ○インターネットパトロールを行い、トラブルにつながる恐れのある事案に対しては、関係各課(室)、学校に情報提供するとともに、情報を共有して連携することの必要性を理解してもらうよう相談にあたっている。 ○小学生ではLINE、中高生になるとLINEに加えてX(旧Twitter)等SNSでの情報発信に関するトラブルが多く発生してきており、そのような背景から、小学校1年生から高等学校3年生までの保護者向けに、法規法令と各種サービスの利用規約の確認、未然防止のための家庭でのルールづくり等の意識づけを目的とする、リーフレット(「川崎市版保護者のためのインターネットガイド」)を作成し、毎年配付している。							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
主要指標			目 標		実 績		
1	電話・メール相談年間件数		—		25件		
2							
取組の成果							
電話相談・フォームによる相談に対して、内容の解決に向けた道筋を相談者に寄り添って考え、問題解決に丁寧に対応をした。							
目的・目標の達成に向けた課題							
令和4年度の相談件数22件、令和5年度の相談件数51件、令和6年度の相談件数25件と年度ごとに件数の差はあるが、主にSNS等での個人情報流出や誹謗・中傷等に関する人間関係トラブルの悩みに対して、相談者に寄り添った対応を行うことができた。また、いじめ等に関する相談に関しては、関係各課(室)と情報共有を行い、適切かつ早期の対応を行った。							
今後の取組の方向性及び改善点							
川崎市自殺対策総合推進計画の基本施策として、引き続き、相談内容の解決のための道筋を相談者とともに考え、問題解決に丁寧な対応をしていく。今後さらにSNS等のサービスが多様多様になったり、生成AI等の先端技術が日常で活用されたりすることに伴い、トラブルや相談者の悩みが多様多様となることが予想されるため、最新の情報収集を心がけ、関係職員で情報交換や意識共有を充実させていく。							
所管課							
教育委員会事務局 総合教育センター							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実				
取組番号	59	取組名称	人権オンブズパーソンによる相談等の実施				
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、子どもの権利の侵害(いじめ、友だち関係、学校の対応の問題など)や男女平等にかかわる人権の侵害(DV、セクハラなど)について、相談や救済の申立てへの適切な対応を行う。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	人権オンブズパーソン運営事業		35,540千円	268千円	35,134千円	なし	なし
2							
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
●取組内容 子どもの権利侵害と男女平等にかかわる人権侵害に関する相談を受け付けて、相談者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と連携して救済の申立てに関する調査・調整等を適切に行った。							
●相談及び救済の申立てへの適切な対応 新規の相談件数は151件で、そのうち、子どもの権利侵害にかかわる相談が96件、男女平等にかかわる人権侵害の相談が22件、その他の相談が33件だった。救済の申立ては4件(すべて子どもに関するもの)であり、相談及び救済の申立てについて、それぞれ適切な対応を行った。							
●制度や相談窓口の広報・啓発 「人権オンブズパーソン子ども教室」を、小学校8校、中学校4校及び児童養護施設等3施設で実施したほか、市内の小・中・高等学校等を通じて、児童・生徒に相談カード若しくは普及啓発リーフレットを配布した。また、男女共同参画センター(すくらむ21)と協働で、高校生を対象に人権学習を実施する等、広報・啓発に努めた。							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
主要指標			目 標		実 績		
1	子どもの権利の侵害に関する新規相談件数(年間)		—		96件		
2	男女平等にかかわる人権の侵害に関する新規相談件数(年間)		—		22件		
取組の成果							
子どもの権利侵害と男女平等にかかわる人権侵害に関する相談を受け付けて、相談者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と連携して救済の申立てに関する調査・調整等を適切に行った。							
目的・目標の達成に向けた課題							
特に「学校の対応の問題」については何らかの対応を要するものがいくつもあった。							
今後の取組の方向性及び改善点							
いじめ等の子どもの権利の侵害やDV等の男女平等に関わる人権の侵害については、依然として深刻な状況が続いていることから、より一層の制度の理解と周知に向けて、市民に分かりやすい広報・啓発を検討するとともに、専門調査員のスキルアップに努め、適切な相談・救済活動を推進していく。							
所管課							
市民オンブズマン事務局 人権オンブズパーソン担当							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実				
取組番号	60	取組名称	中小企業の融資相談				
取組目的	経営者が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、経営課題に対応した融資等に関する相談や申請を受け付けるための体制を整備し、充実させる。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	中小企業融資制度事業		19,843,212千円	19,448,002千円	19,791,726千円	なし	なし
2	金融相談・指導事業		10,329千円	450千円	9,272千円	なし	なし
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
上記構成事務事業の一部として、下記の取り組みを行っている。							
●取組内容 社会経済環境の影響等を受けた中小企業者等に対し、各融資制度の相談業務を電話及び窓口で実施して、円滑な資金繰りに繋げるとともに、中小企業信用保険法「セーフティネット保証制度」の申請を受け付けし、経営の安定に支障をきたしている中小企業者等に対し、迅速で円滑な認定を行った。 なお、令和6年度も新型コロナウイルス感染症に対応するため、認定事務の緩和を行っていたが、令和6年12月から通常時の運用に戻った。							
●認定件数 438件							
●相談件数 673件							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
令和6年度中に、新型コロナウイルス感染症の対応が終了したことから、制度や支援内容の変更があった。							
主要指標			目 標		実 績		
1	中小企業融資に関する相談件数		750件		673件		
2	セーフティネット保証制度の認定件数		—		438件		
取組の成果							
中小企業者等に対し、経営課題に対応した融資等に関する相談やセーフティネット保証制度の認定等による円滑な資金繰りの支援を行ったことにより、一定の成果があった。							
目的・目標の達成に向けた課題							
中小企業者等に対し、経営課題に対応した融資等に関する相談やセーフティネット保証制度の認定等による円滑な資金繰りの支援を切れ目なく継続的に実施していく必要がある。							
今後の取組の方向性及び改善点							
中小企業者等は社会経済環境の影響を受けやすく資金繰り等の経営課題を抱えており、課題解決及び事業の継続、発展を支援するため、現状の取組を維持しつつ、社会情勢に応じた適切な支援を実施していく必要がある。							
所管課							
経済労働局 金融課							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実				
取組番号	61	取組名称	ホームドア等の設置支援				
取組目的	物理的・心理的障壁を設けることが自殺予防につながることから、ホームドア等の設置支援を行うための体制を整備し、充実させる。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	鉄道駅ホームドア等整備事業		40,249千円	0千円	60,075千円	なし	なし
2							
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
●設置補助制度の概要 鉄道駅舎におけるホームドア等の整備に対して、その整備を促進させることにより、プラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、障害者や高齢者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全確保を目的とし、原則として一日あたりの駅乗降者数が10万人以上の駅舎において、補助事業等に要する経費の12分の1を上限として予算の範囲内で鉄道事業者に対して補助金を交付する。							
●補助件数 3件(JR南武線 武蔵溝ノ口駅(本線)、川崎駅、武蔵溝ノ口駅(副本線))							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
南武線登戸駅(副本線)と武蔵中原駅(副本線)は、世界的な半導体不足の影響により、電子部品の調達が困難となり、他駅でのホームドア製品の納入が遅れていたため、JR東日本との協議・調整により、それぞれ使用は開始されているが、整備完了は令和7年度にすることとした。							
主要指標			目 標		実 績		
1	ホームドア整備番線数		36番線以上 ※令和7年度		31番線 (累計)		
2							
取組の成果							
ホームドア等の整備を促進させることで、物理的・心理的障壁を設け、自殺予防につながった。							
目的・目標の達成に向けた課題							
安全で安心な公共交通環境の整備を推進する必要がある。							
今後の取組の方向性及び改善点							
安全で安心な公共交通環境の整備を推進する必要がある。							
所管課							
まちづくり局 交通政策室							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援				
取組番号	62	取組名称	自殺予防に関わる民間団体等への支援				
取組目的	社会福祉法人川崎いのちの電話をはじめとする民間団体に対して、運営費等の補助や各種事業の広報協力等を行う。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	障害者団体等支援事業		1,152,139千円	154,428千円	1,110,259千円	なし	なし
2							
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
上記構成事務事業の一部で、社会福祉法人川崎いのちの電話へ運営費補助事業を行っている。							
●事業内容 精神的危機に直面し、助け、慰め、励ましを求めている人々に、電話による対話の場を提供し、悩みの軽減又は開放を図り、社会生活を営めるよう支援することを目的として電話相談事業を行っている社会福祉法人川崎いのちの電話に対して、その活動、相談員ボランティアの募集及び資質の向上を図るために補助を行い、社会福祉の増進に努めた。 また、社会福祉法人川崎いのちの電話の活動の周知のため、定期刊行物や相談員募集講座、チャリティイベントについて、市政だより等を通じた広報協力も行った。 川崎市との共催事業として、「こころの健康セミナー(市民向け講演会)」を実施。また、川崎市主催事業の中でも社会福祉法人川崎いのちの電話の活動紹介を行った。							
●社会福祉法人川崎いのちの電話への相談件数 12,794件							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
新型コロナウイルス感染症流行を背景とした相談内容の多様化。							
主要指標			目 標		実 績		
1	川崎いのちの電話への年間相談件数		—		12,794件		
2	川崎いのちの電話における新規電話相談ボランティア認定者数		10人		11人		
3	民間団体の各種事業の広報協力		5回		5回		
取組の成果							
電話相談の体制を継続して整え、悩みや助けを求めている人々に対話による相談の場を提供し支援を行った。また、相談の担い手である相談ボランティア募集について、広く広報を行い、新規ボランティアを11人認定することができた。							
目的・目標の達成に向けた課題							
自殺予防において、社会福祉法人川崎いのちの電話が担っている役割は非常に大きいものである。相談ボランティアは減少傾向は継続しており、さらなる広報面での支援が求められている。							
今後の取組の方向性及び改善点							
社会福祉法人川崎いのちの電話との協力体制を維持し、今後も連携した取組を行っていくとともに、同法人の事業維持のため、運営費の補助だけでなく、相談ボランティア募集等の各種広報協力の機会を確保していく。							
所管課							
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター・精神保健課							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書							
方針3 自殺防止のために支える		項 目	自殺の防止に向けた早期かつ適正な医療を提供するための体制の整備				
取組番号	63	取組名称	精神科医療体制の整備				
取組目的	自殺企図の可能性がある患者に、早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備を目的とする。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	精神科医療・退院後支援事業		368,265千円	136,727千円	319,759千円	あり	なし
2							
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
外来対応の初期救急から、入院治療が必要な二次救急、自傷他害のおそれのある場合の警察官通報に対応する三次救急について、神奈川県、横浜市、相模原市と協調し、県内の精神科医療機関の協力を得て24時間体制で実施する。また、措置入院となった方に対して、包括的かつ継続的な支援体制を整備する。							
【令和6年度実績】							
初期救急・二次救急相談件数:681件(初期救急紹介:12件、二次救急紹介:42件)							
三次救急通報件数:277件(うち診察実施件数:166件)							
また、本市が中心となって退院後支援を行う必要があると認められる入院中の措置入院患者に対して、退院後に必要な支援を適切かつ円滑に受けることができるように、対象者の同意を得た上で、必要な医療等の支援内容等を記載した退院後支援計画を作成し、退院後支援の取組を実施している。なお、退院後支援計画作成にあたっては、自殺関連行動等における本人の支援ニーズ・課題を評価し、支援機関・支援内容(対処方針を含め)を検討している。							
【令和6年度実績】							
退院後支援実施件数 77件							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
主要指標			目 標		実 績		
1	初期救急及び二次救急年間相談件数		－		681件		
2	三次救急年間通報件数		－		277件		
3	措置入院者の退院後支援実施件数		－		77件		
取組の成果							
取組実績のとおり、初期救急及び二次救急、三次救急の対象者に対して、4区市協調のもと迅速かつ適切な医療を提供した。退院後支援の対象者に対しては、退院後支援計画に基づき包括的・継続的な支援体制を構築した。							
目的・目標の達成に向けた課題							
市民への適切な医療の提供のためには、精神保健指定医の確保等の課題があり、引き続き精神科救急医療体制の拡充に向けた取組が必要である。							
今後の取組の方向性及び改善点							
迅速かつ適切な精神科救急医療の提供のため、4区市で協調しながら医療体制の確保・整備を行っていく。また、より効果的な退院後支援事業の運用に向けて、医療機関・関係機関と連携しながら包括的・継続的な支援体制の拡充・整備を行っていく。							
所管課							
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター・精神保健課							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書							
方針3 自殺防止のために支える		項 目	自殺の防止に向けた早期かつ適正な医療を提供するための体制の整備				
取組番号	64	取組名称	災害時の精神保健と医療体制の整備				
取組目的	災害時や社会状況の大きな変化で起こりうる市民の心身の反応等を想定し、関連研修への派遣を通して、対応する職員の育成及び非常時における情報提供や相談支援体制の整備を行うとともに、神奈川県、横浜市、相模原市と協働で、DPATを整備し災害時の被災者支援ならびに災害発生時被災地への派遣に対応する。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	精神科医療・退院後支援事業		368,265千円	136,727千円	319,759千円	なし	なし
2							
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
●上記構成事務事業の一部で、DPAT体制整備事業を行っている。							
●DPAT(災害派遣精神医療チーム) 神奈川県、横浜市、相模原市と共同で、かながわDPAT研修を開催し、大規模災害時に速やかに対応できるように、DPAT隊員の育成及び資質の向上を図った。また、かながわDPAT研修修了者等を対象にかながわDPAT技能維持研修を開催し、DPAT隊員の技能維持及び災害時の危機管理体制の強化を図った。 内閣府主催の大規模地震時医療活動訓練に参加し、防災関係機関相互の連携体制の強化を図った。							
●災害時PFAと心理対応研修への職員の派遣 国立精神神経・医療研究センター精神保健研究所で開催している「災害時PFAと心理対応研修」へ市職員を派遣し、「サイコロジカル・ファーストエイド(心理的応急処置:PFA)」に関する基本技能の習得及び、トラウマや悲嘆、子どもの反応を含む、災害時の心理的応答を理解し、基本的な対応スキルの習得を行った。 ○派遣実績:2人							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
主要指標			目 標		実 績		
1	災害時におけるこころのケアに関連する研修等への市職員の派遣		2人		2人		
2	かながわDPAT研修・訓練の開催		2回		2回		
取組の成果							
DPATについては、かながわDPAT研修へ4名、かながわDPAT技能維持研修へ1名参加し、養成したことでDPAT隊員としての活動が可能となった。災害時の対応については、年間2回の研修開催にあたりそれぞれ1名ずつ職員を派遣し、対応スキルの習得等、人材育成に繋がった。							
目的・目標の達成に向けた課題							
DPATが国の防災基本計画に位置付けられたことを踏まえて、災害発生時を想定した保健医療調整本部の設置訓練を実施しており、DMATとともに関東地域における大規模災害発生時に迅速に活動できるよう、専門的な研修と訓練を受けたDPATチームの編成と体制整備は、喫緊の課題といえる。市内・県内の研修や訓練開催に際して、有事の際に実働できるチームの増加に向けて引き続き精神科医療機関の参加を働きかけていく。							
今後の取組の方向性及び改善点							
DPATについては、神奈川県と協力し、研修・訓練開催の際に精神科医療機関に対して、参加の周知を行う。また、多数の医療チームとの連携や役割分担等を訓練等を通じ確認していく。また、災害時の対応については、研修に参加した職員による伝達研修やフィードバックの機会を確保し、体系的に理解を深めていく。							
所管課							
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター・精神保健課							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書							
方針3 自殺防止のために支える		項 目	自殺の防止に向けた早期かつ適正な医療を提供するための体制の整備				
取組番号	65	取組名称	救急搬送体制の整備				
取組目的	自殺企図者を迅速かつ適切に救急医療搬送するための体制を整備する。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	救急活動事業		54,674千円	15,544千円	51,127千円	なし	なし
2							
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
●救急搬送体制の整備状況 市内全救急事案に対して、30隊の救急隊で迅速かつ適正な救急搬送体制を整備している。							
●搬送件数 令和6年中の出動件数は、89,114件であり、うち自損行為の出動は690件(0.8%)であった。 また、令和6年中の搬送件数は、72,467件であり、うち自損行為の搬送人員は533件(0.7%)であった。							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
主要指標			目 標		実 績		
1	自殺企図に関連した救急搬送年間件数		—		533件		
2	自殺企図に関連した救急搬送における応需不能件数		—		204件		
取組の成果							
市内全89,114件の事案(うち自損行為に係る事案は690件)に対して30隊の救急隊で対応し、そのうち自殺企図に関連した533件の事案において迅速かつ適正な救急搬送を実施した。							
目的・目標の達成に向けた課題							
今後の取組の方向性及び改善点							
所管課							
消防局 救急課							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組项目实施状況報告書								
方針3 自殺防止のために支える		項 目	自殺未遂者に対する支援					
取組番号	66	取組名称	自殺未遂者及びその家族への支援					
取組目的	自殺未遂の実態把握を行うとともに、自殺未遂者やその家族等に対する支援について、医療機関等の関係機関と連携体制を構築し、支援を行う。また、連携体制におけるコーディネート機能を担う人材の養成を進める。							
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無		事業変更の可能性
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業		30,065千円	18,884千円	17,456千円	なし		なし
取 組 実 績								
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)								
上記構成事務事業の中で、下記の取組を行っている。								
根拠法令等：自殺対策基本法、自殺総合対策大綱、川崎市自殺対策の推進に関する条例								
●川崎市中部地区自殺未遂者支援地域連携推進事業								
○事業目的								
三次救急医療機関での治療を終え、自宅等へ帰宅した自殺未遂者等が、地域の身近な相談支援機関から一定期間支援を受けることで、ストレスコーピングの認識の向上、生活の安定とQOLの向上、再企図防止と再企図時の対処等を図ることを目指し、関係機関による情報共有や支援方針の検討や支援経過のモニタリングと評価を行うことを目的に実施。								
○事業内容								
1 川崎市中部地区の三次救急医療機関に救急搬送された自殺未遂者等に対し、本人等の同意を得て、自殺対策連携推進員等による電話や面接を通した情報収集及びアセスメント。								
2 自殺対策連携推進員及び各区役所地域まみり支援センター等による本人等への再企図防止と再企図時の対処等を目的とした電話や面接による相談支援。								
3 関係機関による「川崎市中部地区自殺未遂者支援地域連携推進会議」での自殺未遂者等への支援経過の確認と今後のフォローアップ支援の確認。								
●川崎市北部地区における自殺未遂者支援地域連携体制構築に向けた取組								
川崎市北部地区における自殺未遂者支援地域連携体制構築に向け、川崎市北部地区の三次救急医療機関に搬送された自殺未遂者等の状況や支援ニーズを把握し、本市北部地区における自殺未遂者への地域支援の導入方法の検討や、本市北部地区で自殺未遂者を支援するための地域連携体制の構築を推進するための資料となるよう調査、分析を実施。								
●自殺未遂者支援に関する研修の開催								
本市主催の研修は開催できなかったが、市内関係機関への出前講座として、希死念慮の受け止め方やリスク判断等、具体的な対応方法の講義等を行い、支援者個人のスキルアップとともに、自殺予防のための連携促進を図った。								
○開催概要								
(本市主催)開催回数：0回								
(出前講座)開催回数：2回 延べ参加人数：39人								
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)								
主要指標			目 標		実 績			
1	自殺未遂者支援事業に関連した関係機関との連携会議の開催回数		6回		12回			
2	自殺未遂者支援に関する研修開催回数		1回		0回 ※市内関係機関への出前講座を2回実施			
取組の成果								
三次救急医療機関との連携体制を構築するとともに、本事業の対象者やその家族に対するフォローアップの形を整理できた。								
目的・目標の達成に向けた課題								
川崎市中部地区におけるこれまでの取組を基盤にしながら、持続可能な形での事業展開の検討及び川崎市南部及び北部地区への展開の検討。また、「自殺未遂者支援」をテーマとした研修を実施する際の研修内容のニーズ抽出及び開催時期・開催方法の検討。								
今後の取組の方向性及び改善点								
川崎市中部地区においては、これまでの事業で構築した医療機関等との連携体制を維持しながら、庁内のフォロー体制を見直しつつ、対象者を継続的に支援できる体制を整備し、事業に取り組む。また、川崎市中部地区での実践を1つの形とし、川崎市全域での事業展開に向け、南部及び北部の自殺未遂者の原因・動機等の背景や、特徴等の把握を継続できるよう医療機関をはじめとする関係機関との関係構築を進めるとともに、各相談支援機関等と把握した特徴を共有できる仕組みづくりと支援に携わる人材育成を進めていく。人材育成については、研修内容のニーズ抽出を行うとともに、実務に即した形での研修実施の検討を行う。								
所管課								
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター								

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書							
方針3 自殺防止のために支える		項 目	自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援				
取組番号	67	取組名称	自死遺族へのケアと情報提供				
取組目的	自殺により遺された人等へのケアや必要な情報提供、自殺について話せる機会を確保し、心理的負担の軽減や孤立防止を図る。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業		30,065千円	18,884千円	17,456千円	あり	なし
2							
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
法令根拠等：自殺対策基本法、自殺総合対策大綱、川崎市自殺対策の推進に関する条例							
●わかちあいの会「こもれびの会」 ○事業概要 大切な人を自死で亡くされた方に、専門職による個別相談、自助グループからの協力者とのピアサポート、参加者どうしのわかちあいの場の提供をとおして、自死遺族の長期的な心理的健康や生活の質の向上を図るもの。 ○開催回数及び参加者数 開催回数：6回（奇数月） 参加者数：延べ17名 ●自死遺族支援従事者を対象とした研修（自死遺族支援研修会）の開催 自死遺族支援従事者（主に自死遺族ほっとライン）を対象とした「自死遺族支援研修会」を主催。研修では、自死遺族の現状を理解し、相談支援の質の向上と、これからの自死遺族支援の視点をを得ることを目的とし、川崎市の自殺の状況に関する講義の他、自死遺族の方からお話をいただいた。 ○開催概要 日時：令和7年2月22日 参加者数：32名							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）							
主要指標			目 標		実 績		
1	わかちあいの会の開催数		6回		6回		
2	自死遺族支援に関する研修開催数		1回		1回		
取組の成果							
専門職による個別相談、自助グループからの協力者とのピアサポート、参加者どうしのわかちあいができる会を実施することで、自殺により遺された人等へのケアや必要な情報提供、自殺について話せる機会を確保し、心理的負担の軽減や孤立防止につながった。							
目的・目標の達成に向けた課題							
わかちあいの会については、参加者数が少ない時もあり、個別相談や情報提供は実施できるが、自死遺族同士の分かち合いの場を提供することが難しい場面があった。							
今後の取組の方向性及び改善点							
わかちあいの会の情報を必要とする自死遺族への周知方法の検討するとともに、地域の自助グループとのより一層の連携方法を検討する。また、NPO法人全国自死遺族総合支援センターとの役割分担と地域の独自性のある支援を考えていく。							
所管課							
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書							
方針3 自殺防止のために支える		項 目	自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援				
取組番号	68	取組名称	自死遺族電話相談「ほっとライン」の実施				
取組目的	自殺により遺された人等へのケアや必要な情報提供、自殺について話せる機会を確保し、心理的負担の軽減や孤立防止をはかる。						
構成事務事業			予算額		決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
			うち補助金等				
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業		30,065千円	18,884千円	17,456千円	あり	なし
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
上記構成事務事業の中で、下記の取組を行っている。							
根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例							
●自死遺族電話相談「ほっとライン」 ○事業概要 自殺に対する社会的偏見が残る中、誰にも話せずに悲しみや無力感を抱えることによりうつ病等の重篤な状態に陥る場合もあるため、支援が必要である。 また、来所による相談には多くの時間を要するため支援が行き届かない場合も想定されることから、電話による相談事業を展開することで必要な情報を提供し、併せて遺族の孤立を防止することが必要であり、自殺により遺された人々が安心して話せる電話相談支援を行い、必要な情報提供も併せて実施した。 ○開設回数及び相談件数 月2回(第2・第4木曜日) 12:00～16:00 相談実績：22件							
●自死遺族支援従事者を対象とした研修(自死遺族支援研修会)の開催 自死遺族支援従事者(主に自死遺族ほっとライン)を対象とした「自死遺族支援研修会」を主催した。研修では、川崎市の自殺の状況に関する講義の他、自死遺族の方からお話をいただいた。 ○開催概要 日時：令和7年2月22日 参加者数：32名							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
主要指標			目 標		実 績		
1	電話相談年間件数		—		22件		
2	専門研修開催回数		1回		1回		
取組の成果							
自死遺族の方を対象とした電話相談窓口は数少ないため、本市の事業として取り組むことにより、自死遺族の方が安心して相談できる体制を整備できている。							
目的・目標の達成に向けた課題							
相談件数に大きな変化はないが、引き続き、各種相談先パンフレットに掲載し、周知及び広報を進める。							
今後の取組の方向性及び改善点							
相談件数自体は多くないものの、相談を必要としている方やニーズはあり、専用回線の設置をすることで、相談者自身の安心感につながっている。また、継続的に周知を行うことで、自死遺族支援の必要性についての啓発にもつながっており、今後もこれまでも同様に事業を継続していく。							
所管課							
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書								
方針3 自殺防止のために支える		項 目	自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援					
取組番号	69	取組名称	児童相談所及び関係機関との連携による遺児支援					
取組目的	自殺により遺された人等へのケアや必要な情報提供、自殺について話せる機会を確保し、心理的負担の軽減や孤立防止を図る。							
構成事務事業			予算額		うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	児童相談所運営事業		2,163,507千円	1,490,379千円	994,762千円	なし	なし	
2								
3								
取 組 実 績								
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)								
●相談状況 各児童相談所において、児童福祉司、児童心理司、保健師等が、0歳から18歳未満までの子どもに関する悩みや困難に関して、保護者や子どもの相談を実施している。その中で遺児に関する相談も受けている。 令和6年度の遺児に関する相談は、14件であった。								
●連携の状況 遺児については、児童養護施設等に入所したり、里親に委託されたりすることが多いため、施設職員や里親との連携が必須となる。 施設入所や里親委託となった児童については、施設の指導員や心理士、里親と児童相談所の児童心理司が連携して児童の心理的ケアを行っている。								
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)								
主要指標			目標		実績			
1	児童相談所における遺児関連の年間相談件数		－		14件			
2								
取組の成果								
児童相談所において遺児に関する相談に対応するとともに、遺児の自尊心や社会的役割、人生の回復を支援するため、施設入所や里親委託となった遺児に対して施設職員や里親と連携して心理的ケアを行った。								
目的・目標の達成に向けた課題								
施設職員や里親と連携して遺児の心理的ケアを行っており、引き続き、各関係機関の専門性を活かしつつ、多職種で連携しながら支援をしていく。								
今後の取組の方向性及び改善点								
目的・目標の達成に向けた課題の内容と兼ねる。								
所管課								
こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 事業調整担当								

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書							
方針3 自殺防止のために支える		項 目	自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援				
取組番号	70	取組名称	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置(再掲)				
取組目的	保護者や子どもの不安や悩みが解消され、こころの健康が促進されるよう、相談支援や地域のサポート資源の情報提供、遺児支援等を実施する。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	児童生徒支援・相談事業		775,382千円	62,602千円	719,969千円	なし	なし
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
上記構成事務事業の一部で、スクールカウンセラー配置事業及びスクールソーシャルワーカー配置事業として、次の取り組みを実施している。							
●スクールカウンセラー配置の事業内容							
○市立中学校・高等学校にはスクールカウンセラーの各校1名配置継続。							
令和4年度に開始した市立小学校に加え、令和5年4月より、特別支援学校にも月2回程度の定期派遣を開始。							
○児童生徒、保護者、教職員に対する相談							
○児童生徒に関するアセスメント(情報収集・見立て)							
○教職員に対するコンサルテーション(専門的な指導・助言を含めた検討)							
○心理に関する校内研修等の実施							
●相談件数							
児童生徒・保護者・教職員の相談延べ人数							
小学校:17,710人、中学校:21,692人、高等学校:2,176人、特別支援学校:390人							
●スクールソーシャルワーカー配置の事業内容							
区・教育担当のもとに配置したスクールソーシャルワーカーが、養育の課題や経済的な困窮の課題等を抱える家庭の保護者や児童生徒に対して、学校との間に立って調整し、必要な情報提供を行い、地域のサポート資源を紹介する等の支援を行う。							
○配置状況							
川崎区・幸区・中原区・高津区・宮前区・麻生区が2名、多摩区が1名の合計13名							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
相談ニーズの高まりと相談内容の多様化・複雑化は小学校・特別支援学校で進み、学校巡回カウンセラーへの相談件数が増加した。また、スクールソーシャルワーカーの派遣回数も小・中学校で増加した。							
主要指標			目 標		実 績		
1	学校巡回カウンセラー派遣回数及び年間相談人数		—		22回 18,100人		
2	スクールソーシャルワーカー派遣回数及び年間相談人数		—		3,235回 263人		
取組の成果							
取組実績の通り、相談支援や地域のサポート資源の情報提供、遺児支援等を実施することで、保護者や子どもの不安や悩みが解消され、こころの健康が促進されるなどの成果を残すことができた。							
目的・目標の達成に向けた課題							
スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーの配置・派遣について、今後も効果的な相談体制を維持する必要がある。特に学校巡回カウンセラーにおいては、相談件数の増加に伴い、週1回の配置になるよう体制を整えることは喫緊課題である。またスクールカウンセラーの養成研修、効果的な活用についての周知を引き続き行う必要がある。							
スクールソーシャルワーカーを1名増員し、要請による派遣回数が、昨年度比で約360回増加した。今後も、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、相談体制を充実していく必要がある。							
今後の取組の方向性及び改善点							
市立全学校に定期的にカウンセラーの配置もしくは派遣ができるようになり、必要に応じて心理の専門家と学校で相談ができる体制を作ることができた。取組を進めるためには、人材育成や安定的な人材確保も含め、さらに体制を充実させていく必要がある。							
スクールソーシャルワーカーは、要請による訪問に加えて、引き続き巡回による訪問を行い、学校・家庭等への支援を充実していく。また、各区の「要保護児童対策地域協議会実務者会議」をはじめ、福祉部局と情報共有をより密に行う等、より一層の連携の強化を図る必要がある。							
所管課							
教育委員会事務局 教育政策室・総合教育センター・指導課							

令和6年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書							
方針3 自殺防止のために支える		項 目	自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援				
取組番号	71	取組名称	身近に自死を経験した市職員等の支援				
取組目的	遺族、管理監督者、同僚向けにリーフレットの配布を行うとともに、自死が発生した場合に関係部署へのケアを行う。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	※総合計画に基づく構成事務事業はなし					あり	あり
2							
3							
取 組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
●取組概要 「川崎市職員メンタルヘルス対策第2次推進計画」に基づき、自殺予防対策(事前予防・危機対応・事後対応)の普及啓発と推進強化を実施							
●取組結果 ・グルカワのライブラリ内にリーフレット及び手引きを掲載(同僚向けのリーフレット「守りたい大切ないのち」、管理監督者向けの手引き「川崎市管理監督者版 メンタルヘルスと自殺予防」) ・ポスター掲示及びリーフレットの配架 ・自殺者の家族や同僚への支援として、当該職員が所属する職場の職員等への面接の実施や産業医による所属長へのフィードバックを実施(介入件数:1職場)							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
主要指標			目 標		実 績		
1	年間相談支援件数		—		相談者実数:373件 新規:190件 相談件数:6,036件		
2							
取組の成果							
自殺者の同僚への支援として職場に介入し、所属長及び人事担当課に産業医からフィードバックする等を実施した。また、「川崎市管理監督者版 メンタルヘルスと自殺予防」については、ゲートキーパー研修にて周知した。							
目的・目標の達成に向けた課題							
遺族向け、管理監督者向け、同僚向けのリーフレットの具体的な配布は職員及び遺族との接点がない中での配布は難しく、職員が所属していた職場や人事担当課との連携が必要である。							
今後の取組の方向性及び改善点							
自死した職員が所属する職員や遺族の支援は、管理監督者及び局(本部)室区の人事担当課との連携が必須であり、遺族の意向や職場の状況に配慮した対応を要する。自死が否か不明な死因不詳の事例もあり、そのような場合でも管理監督者及び人事担当課と連携し、対応について検討できた事例もあるが、自死した職員がいる場合でも、当課に相談が入らない場合もある。事例が少なく、その時々に対応する必要はあるが、重要な取組であり、今後も継続が必要。また、人事担当課に当課における支援体制について普及啓発をしていくことが必要。							
所管課							
総務企画局 労務厚生課							

2 本報告書に対する川崎市自殺対策評価委員会からの意見

本報告書は、条例第11条第1項に基づき、計画の進捗状況及び目標の達成状況の評価並びに市の自殺の概要についてとりまとめ、議会への提出及び公表を目的に作成した。

本報告書を作成するにあたり、令和7年10月3日に開催した川崎市自殺対策評価委員会より、条例第11条第2項に基づいて、以下の意見が出された。

- (1) 新型コロナウイルス感染症による影響を受けた取組について、取組を補強する必要性の観点から、回復するまでの期間がどの程度あったか把握することが重要である。また、物価高騰等の社会経済的な取組への影響については、自殺の原因・動機別における「経済・生活問題」と関連性が高く、併せて推移を把握していく必要がある。
- (2) 計画における定量的目標の達成状況について、令和6～11年の自殺死亡率の平均で評価することとなっているが、単年度でみた場合の要因及び今後の取組の方向性についても記載があるとよい。

「川崎市自殺対策の推進に関する条例」抜粋

(自殺対策総合推進計画の策定等)

第9条 市長は、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進するための計画(以下「自殺対策総合推進計画」という)を定め、及びこれに基づき次に掲げる事項に関し必要な施策を講じるものとする。

～中略～

2 自殺対策総合推進計画においては、自殺に関する市の状況を勘案し、自殺対策に関する定量的な目標を定めるものとする。

～中略～

(評価及び報告書の作成等)

第11条 市長は、毎年度、自殺対策総合推進計画の進捗状況及び第9条第2項の目標の達成状況について評価を行い、その結果及び市における自殺の概要に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表するものとする。

2 市長は、前項の評価を行おうとするときは、川崎市自殺対策評価委員会の意見を聴くものとする。

資料

川崎市自殺対策の推進に関する条例

平成 25 年 12 月 24 日条例第 75 号

改正 平成 27 年 3 月 23 日条例第 17 号

人の命は、何ものにも代え難い。しかし、自ら命を絶つ人が川崎市でも跡を絶たない。

自殺に至る背景には、個人的な要因だけではなく、社会的な要因もあり、それらが複合的に重なっていることから、その対策も個々の自殺発生の危機への対応だけではなく、誰もが健康で生きがいをもって暮らすことのできる社会の構築まで一貫したものでなければならない。

そのため、川崎市においても、自殺を個人の問題としてのみではなく、社会全体で取り組む問題として捉えていく必要があり、市民一人ひとりが自殺を自らと決して無関係ではない問題として意識し、自殺対策に関心と理解を深めていくことが重要となっている。

ここに、川崎市は、自殺対策を推進して、自殺の防止及び自殺者の親族等に対する支援の充実を図るとともに、誰もが自殺に追い込まれない社会の実現に向けて、市民その他関係者と共に取り組んでいくため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、自殺対策に関し、基本理念を定め、市の責務、市民の役割等を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めることにより、自殺の防止等に対する市民の意識の高揚を図りつつ、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進し、もって市民が互いに支え合い、健康で生きがいを持って暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 自殺対策は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

- (1) 自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があり、その多くを防ぐことができる問題であることを踏まえて、社会的な取組とすること。
- (2) 自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即したものとすること。
- (3) 自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策とすること。
- (4) 市及び関係機関等(国、他の地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の自殺対策に関係する者をいう。以下同じ。)相互の密接な連携の下に行われるものとすること。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条の基本理念にのっとり、関係機関等と連携しつつ、自殺に関する現状を把握し、市の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の規定による関係機関等との連携、現状の把握並びに施策の策定及び実施に当たっては、これらの行為が各区又は地域の実情に応じたものとなるよう配慮するものとする。

3 市は、一定期間に発生した自殺の原因、方法、件数等から判断して急を要すると認めるときは、速やかに必要な対応を行うものとする。

(事業主の責務)

第 4 条 事業主は、自殺対策において重要な役割を果たし得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康の問題その他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

2 事業主は、市及び他の関係機関等と連携して、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(保健医療サービス等を提供する者の責務)

第 5 条 保健医療サービス、福祉サービス等(以下「保健医療サービス等」という。)を提供する者は、自殺対策に直接関係すること又は寄与し得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康の問題その他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

2 保健医療サービス等を提供する者は、市及び他の関係機関等と連携して、保健医療サービス等の利用者に係る自殺の防止等に資するよう、適切な措置を講ずることに努めるものとする。

(学校等の責務)

第 6 条 学校その他これに類する教育機関(以下「学校等」という。)は、自殺対策において重要な役

割を果たし得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康の問題、いじめその他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 学校等は、市、他の関係機関等、児童、生徒等の保護者等と連携して、児童、生徒等が心身ともに健康な生活を営むことができるよう、前項の問題に関する支援その他の適切な措置を講ずることに努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、自殺が自己に関係のある問題となり得ること及び自殺の防止等に資する行為を自らが行い得ることを認識し、自殺及びその背景にある問題に対する正しい理解を深めるとともに、それぞれが自殺対策に関し適切な役割を果たすよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第8条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(自殺対策総合推進計画の策定等)

第9条 市長は、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進するための計画(以下「自殺対策総合推進計画」という。)を定め、及びこれに基づき次に掲げる事項に関し必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供
 - (2) 自殺の防止等に関する市民の理解の増進
 - (3) 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
 - (4) 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
 - (5) 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備
 - (6) 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実
 - (7) 自殺未遂者に対する支援
 - (8) 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援
 - (9) 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援
- 2 自殺対策総合推進計画においては、自殺に関する市の状況を勘案し、自殺対策に関する定量的な目標を定めるものとする。

(留意事項)

第10条 市長は、自殺対策総合推進計画の策定及びこれに基づく施策の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 各区又は地域の実情に配慮すること。
- (2) 次に掲げる役割を業務の性質上担うことが可能であると認められる職業の団体に対し、心の健康又は自殺の防止に関する知識の普及に資する情報提供その他の必要な支援が行われるようにすること。
 - ア 自殺及び自殺に関連する事象に関する正しい知識を普及する役割
 - イ 自殺の兆候に気付いて、当該兆候を示した者に話しかけ、又は話を聞き、必要に応じて専門的な機関、団体等から相談、助言等が受けられるよう支援し、又は当該兆候を示した者を見守る役割
- (3) 市民がそれぞれ自己の親族、知人その他の関係者の異変に気付いた場合に、前号イに掲げる役割を担って適切に行動することができるよう、必要とされる基礎的な知識の普及が図られるようにすること。

(評価及び報告書の作成等)

第11条 市長は、毎年度、自殺対策総合推進計画の進捗状況及び第9条第2項の目標の達成状況について評価を行い、その結果及び市における自殺の概要に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表するものとする。

- 2 市長は、前項の評価を行おうとするときは、川崎市自殺対策評価委員会の意見を聴くものとする。

(自殺対策評価委員会)

第12条 前条第2項に定めるもののほか、自殺対策に係る重要事項について調査審議するため、川崎市自殺対策評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験者、医師及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(連携のための仕組みの整備)

第13条 市長は、自殺対策を総合的かつ円滑に推進することができるよう、市及び関係機関等が相互に密接な連携を図るための仕組みを整備することに努めるものとする。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議運営要綱

(趣旨)

第1条 川崎市自殺対策の推進に関する条例(平成25年条例第75号)に基づき、自殺対策に係る関係機関の密接な連携と協力により、本市における自殺総合対策を円滑に進めるため、川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 会議は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策に係る総合推進計画に関すること。
- (2) 自殺対策に係る関係機関等の情報交換に関すること。
- (3) 自殺対策に関する連絡調整に関すること。
- (4) 自殺対策事業に関する調査、研究及び情報収集に関すること。
- (5) その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 第1条の趣旨に則り、神奈川県下における4県市による「かながわ自殺対策会議」及び行政による「川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議」との連携を図る。

2 会議は、原則として、別表に掲げる学識経験者、機関及び団体において選出した者(以下「委員」という。)で構成するものとする。

(会議)

第4条 会議は、精神保健課長が招集する。

2 会議には、必要に応じて、委員以外の関係者を出席させることができる。

(部会)

第5条 第2条に定める事項の調査及び検討を行うため、会議は必要に応じて部会を設けることができる。

2 部会は、部会に係る事項に関連する委員及び委員以外の者をもって構成する。

3 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課及び総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議(部会に関する事項にあつては、部会)で定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	機関・団体名
学識経験者等	精神保健福祉関係
	自死遺族関係
司法関係	神奈川県弁護士会
	神奈川県司法書士会
医療関係	川崎市医師会
経済・労働関係	川崎商工会議所
	日本労働組合総連合会神奈川県連合会
	地域産業保健センター
福祉・教育等関係	川崎市社会福祉協議会
	川崎市私立中学高等学校長協会
	川崎市立中学校長会
民間団体	川崎いのちの電話
	全国自死遺族総合支援センター
警察関係	神奈川県警察本部
行政	川崎市健康福祉局障害保健福祉部
	川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター
	川崎市教育委員会事務局学校教育部
	川崎市役所地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所)

川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議設置要綱

(目的)

第1条 自殺対策に係る庁内の関係課等の密接な連携と協力により、本市における自殺総合対策を円滑に進めるため、川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議(以下「庁内連携会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内連携会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議、検討する。

- (1) 自殺対策を推進するために必要な計画及び施策の策定に関すること。
- (2) 自殺対策に関する情報交換及び調査、分析に関すること。
- (3) 庁内の関係課等が実施し、又は実施しようとする自殺対策に係る調整又は連携に関すること。
- (4) 庁内の関係課等による自殺対策の共同実施に関すること。
- (5) その他自殺総合対策の推進に関し、必要な事項

(組織及び構成)

第3条 庁内連携会議は議長及び委員をもって構成する。

- 2 議長は、健康福祉局を所管する副市長とする。
- 3 委員の構成は、別表1のとおりとする。
- 4 議長に事故があるとき、又は欠けたときは、予め議長が指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内連携会議は、議長が招集する。

- 2 委員は、代理人を出席させることができる。
- 3 庁内連携会議には、必要に応じて、関係者を出席させることができる。

(幹事会)

第5条 庁内連携会議の所管事務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、座長及び幹事をもって組織する。
- 3 座長は、健康福祉局障害保健福祉部長とする。
- 4 幹事の構成は別表2のとおりとする。なお、各区役所においては幹事2名のうち、単年度ごとに1名を代表幹事とすることができる。
- 5 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、予め座長が指定する者がその職務を代理する。
- 6 幹事会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、「議長」とあるのは「座長」、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

(専門部会)

第6条 第2条に定める事項の調査及び検討を行うため、会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、調査の必要な事項に応じて置くものとし、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、議長が指名した者をもって充てる。
- 4 部会員は、部会長の指名した者をもって充てる。
- 5 専門部会の会議については、第4条の規定を準用する。この場合において、「議長」とあるのは「部会長」、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 庁内連携会議、幹事会及び専門部会の庶務は、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課及び総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内連携会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 川崎市自殺総合対策庁内連絡会議設置要綱(平成 19 年 10 月 31 日施行)は、廃止する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（庁内連携会議）

1	総務企画局	総務企画局長
2	財政局	財政局長
3	市民文化局	市民文化局長
4	経済労働局	経済労働局長
5	環境局	環境局長
6	こども未来局	こども未来局長
7	まちづくり局	まちづくり局長
8	建設緑政局	建設緑政局長
9	港湾局	港湾局長
10	臨海部国際戦略本部	臨海部国際戦略室本部長
11	危機管理本部	危機管理監
12	会計室	会計管理者
13	川崎区役所	川崎区長
14	幸区役所	幸区長
15	中原区役所	中原区長
16	高津区役所	高津区長
17	宮前区役所	宮前区長
18	多摩区役所	多摩区長
19	麻生区役所	麻生区長
20	上下水道局	上下水道事業管理者
21	交通局	交通局長
22	病院局	病院局長
23	消防局	消防局長
24	市民オンブズマン事務局	市民オンブズマン事務局長
25	教育委員会事務局	教育次長
26	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長
27	監査事務局	監査事務局長
28	人事委員会事務局	人事委員会事務局長
29	議会局	議会局長
30	健康福祉局	健康福祉局長

別表 2 (幹事会)

1	総務企画局	行政改革マネジメント推進室担当課長
2	総務企画局	都市政策部企画調整課長
3	財政局	財政部財政課長
4	市民文化局	市民生活部企画課長
5	経済労働局	産業政策部庶務課長
6	環境局	総務部庶務課長
7	こども未来局	総務部企画課長
8	まちづくり局	総務部庶務課長
9	建設緑政局	総務部企画課長
10	港湾局	港湾振興部庶務課長
11	臨海部国際戦略本部	臨海部事業推進部担当課長
12	危機管理本部	危機管理部企画担当課長
13	会計室	審査課長
14	川崎区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長
15	川崎区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
16	幸区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長
17	幸区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
18	中原区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長
19	中原区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
20	高津区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長
21	高津区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
22	宮前区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長
23	宮前区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
24	多摩区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長
25	多摩区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
26	麻生区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長
27	麻生区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
28	上下水道局	総務部庶務課長
29	交通局	企画管理部庶務課長
30	病院局	経営企画室経営企画担当課長
31	消防局	警防部救急課長
32	市民オンブズマン事務局	市民オンブズマン事務局担当課長
33	教育委員会事務局	教育政策室担当課長
34	選挙管理委員会事務局	選挙部選挙課長
35	監査事務局	監査事務局行政監査課長
36	人事委員会事務局	人事委員会事務局調査課長
37	議会局	総務部庶務課長
38	健康福祉局	総務部企画課長

川崎市自殺対策評価委員会 委員名簿

分野	機関・団体名	職名	氏名
学識経験者 医師	筑波大学	医学部医療系 教授	太刀川 弘和
	龍谷大学	政策学部 教授	南島 和久
	日本社会事業大学	社会福祉学部 准教授	贅川 信幸
	東京慈恵会医科大学	環境保健医学講座 准教授	山内 貴史
市職員	川崎市健康福祉局	医務監	坂元 昇



川崎市自殺対策推進キャラクター
「うさっぴー」です

川崎市自殺対策の推進に関する報告書

(令和6年度版)

川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話：044-200-3608
FAX：044-200-3932
E-mail：40seisin@city.kawasaki.jp